

文
書
目
録

例 言

一 この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。

一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に（記録又は記事）と記し、題を付した。

一 底本にある補筆の年紀には「」を付し、編者の註には（）を付した。

一 月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

番号 年 月 日 文 書 題

番号 年 月 日 文 書 題

卷九十五

- 一 寛永十六年 正月十一日 島津光久吉書
- 二 「寛永十六年」 島津光久譜 (記事)
- 三 寛永十六年 正月十二日 新納忠清宛行状
- 四 寛永十六年 正月十二日 新納忠清知行目録
- 五 飛諏訪大明神祭由緒書
- 六 正月廿八日 新納忠清書状
- 七 「寛永十六年」 北郷久直譜 (記事)
- 八 二月 四日 島津久元・伊勢貞昌連署書状
- 九 二月 八日 琉球国司尚豊覚書
- 一〇 寛永十六年 二月 九日 金武朝貞・勝連良繼連署覚書
- 一一 寛永十六年 二月 九日 金武朝貞・勝連良繼連署覚書
- 一二 「寛永十六年」 二月十一日 琉球国司尚豊書状
- 一三 寛永十六年 二月十一日 琉球国司尚豊起請文
- 一四 「寛永十六年」 二月十一日 琉球国司尚豊書状
- 一五 「寛永十六年」 三月 九日 伊勢貞昌書状
- 一六 「寛永十六年」 三月十二日 島津久元・伊勢貞昌連署書状
- 一七 「十六年」 三月十六日 松平信綱・阿倍忠秋連署書
- 一八 殉国名數 (記事)
- 一九 寛永十六年 四月 廿日 島津氏老臣某覚書
- 二〇 「寛永十六年」 四月廿四日 島津光久書状

- 二一 児玉利昌詠草 (記事)
- 二二 東郷重位書状
- 二三 「寛永十六年」 五月 廿日 島津光久譜
- 二四 北郷久加譜 (記事)
- 二五 寛永十六年 六月廿四日 島津光久公帖
- 二六 「寛永十六年」 六月廿四日 琉球国司尚豊書状
- 二七 六月廿四日 琉球国司進上物目録
- 二八 寛永十六年 六月吉祥日 蓮光院起請文
- 二九 寛永十六年 七月 朔日 島津光久条書
- 三〇 「寛永十六年」 七月 三日 島津久元書状
- 三一 「寛永十六年」 七月 五日 島津久元書状
- 三二 「寛永十六年」 七月 五日 細川忠利書状
- 三三 寛永十六年 七月 五日 井伊直孝外六名連署条書
- 三四 寛永十六年 七月 五日 松平信綱外二名連署条書
- 三五 寛永十六年 七月 八日 島津久慶外五名連署条書
- 三六 寛永十六年 七月 十一日 伊勢貞昌外二名連署申渡書
- 三七 「寛永十六年」 七月十四日 島津光久書状
- 三八 「寛永十六年」 七月廿六日 酒井忠勝書状
- 三九 「十六年」 七月 廿日 伊東某覚書
- 四〇 島津光久譜 (記事)
- 四一 島津光久譜

- 四二 「寛永十六年」 八月 六日 川上久國書狀
- 四三 (記事) 島津光久譜
- 四四 「寛永十六年」 八月 十日 島津久元書狀
- 四五 「寛永十六年」 八月十一日 島津久元書狀
- 四六 「寛永十六年」 八月十二日 細川忠利書狀
- 四七 「寛永十六年」 八月十二日 島津久元書狀
- 四八 「寛永十六年」 八月十五日 川上久國書狀
- 四九 「寛永十六年」 八月十五日 島津久元書狀
- 五〇 「寛永十六年」 八月十七日 土井利勝書狀
- 五一 寛永十六年 七月 五日 島津久元書狀
- 五二 「寛永十六年」 八月廿六日 島津久元書狀
- 五三 寛永十六年 八月 吉日 東郷弥十郎外八名連署起請文
- 五四 「寛永十六年」 九月 七日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀
- 五五 「寛永十六年」 九月十一日 馬場利重・大河内正勝連署書狀
- 五六 九月十一日 馬場利重・大河内正勝連署書狀
- 五七 「寛永十六年」 九月十七日 蜂須賀忠英外十名進物書立
- 五八 「寛永十六年」 九月十八日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀
- 五九 寛永十六年 九月廿一日 新納久宜・八木某連署知行目錄
- 六〇 「寛永十六年」 十月 二日 伊勢貞昌書狀
- 六一 「寛永十六年」 十月 四日 松平信綱外二名連署奉書
- 六二 寛永十六年 十月十二日 島津久慶外五名連署奉書
- 六三 「寛永十六年」 十月十六日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀
- 六四 「寛永十六年」 十月十六日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀
- 六五 「寛永十六年」 十月十八日 伊勢貞昌書狀
- 六六 (記事) 島津光久譜
- 六七 「寛永十六年」 十月廿二日 松平信綱外二名連署奉書
- 六八 寛永十六年 十月廿三日 島津光久証狀
- 六九 寛永十六年 十月廿三日 島津光久寄進狀
- 七〇 寛永十六年 十月廿三日 島津久慶外五名連署奉書
- 七一 島津久慶外四名連署申渡書
- 七二 「寛永十六年」 十月廿七日 島津久元・伊勢貞昌連署書狀
- 七三 寛永十六年十一月 朔日 島津久慶外五名連署返答書
- 七四 (記事) 北郷久加譜
- 七五 「寛永十六年」 十一月十五日 島津光久書狀
- 七六 「寛永十六年」 閏十一月五日 細川忠利書狀
- 七七 「寛永十六年」 閏十一月七日 土井利勝書狀
- 七八 「寛永十六年」 閏十一月九日 酒井忠勝書狀
- 七九 「寛永十六年」 閏十一月十日 松平信綱・阿倍重次連署奉書
- 八〇 「寛永十六年」 十一月十九日 安倍正之書狀
- 八一 (記事) 島津忠清譜
- 八二 「寛永十六年」 閏十一月十一日 阿倍重次書狀
- 八三 閏十一月十六日 松平信綱・阿倍重次連署奉書
- 八四 「寛永十六年」 十一月十六日 松平信綱・阿倍重次連署奉書
- 八五 (記事) 島津久元譜
- 八六 寛永十六年十一月 吉日 絶同別称付与狀

- 八七 寛永十六年十一月 吉日 絶同別称付与状
- 八八 (記事) 島津久元譜
- 八九 絶同偈
- 九〇 絶同・宗崑問答之次序
- 九一 絶同院号付与状
- 九二 絶同賛
- 九三 「寛永十六年」十二月 二日 島津光久書状
- 九四 「寛永十六年」十二月十三日 島津光久書状
- 九五 「寛永十六年」十二月十八日 細川忠利書状
- 九六 「寛永十六年」十二月 廿日 松平信綱外二名連署奉書
- 九七 十二月廿八日 徳川家光御内書
- 九八 十二月十一日 蓮金院真心寛書
- 九九 寛永十六年十二月 御分國中惣高並兼中乗馬究帳
- 一〇〇 卷九十七
- 一〇一 (記録) 城中着座之次第名書抄
- 一〇二 正月分年記事抜
- 一〇三 正月十一日 島津光久吉書
- 一〇四 正月廿四日 島津光久寛書
- 一〇五 正月廿八日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書
- 一〇六 正月 晦日 島津光久書状
- 一〇七 二月 三日 相良満右衛門外二十四名起請
- 一〇八 「寛永十七年」二月 四日 島津久元・伊勢貞昌連署書状
- 一〇九 「寛永十七年」二月 五日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書
- 一一〇 「寛永十七年」二月 六日 酒井忠勝書状
- 一一一 「寛永十七年」二月 廿日 北郷久加・山田有栄連署書状
- 一一二 二月廿六日 新納忠清知行目録
- 一一三 島津光久譜 (記事)
- 一一四 「寛永十七年」三月 二日 北郷久加譜
- 一一五 「寛永十七年」三月十六日 北郷久加・山田有栄連署書状
- 一一六 寛永十七年 三月 廿日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書
- 一一七 川上久国書状 (記事)
- 一一八 寛永十七年 四月 五日 北郷久直譜
- 一一九 「十七年」四月 十二日 伊勢貞昌寛書写
- 一二〇 「寛永十七年」四月 十二日 島津氏掟
- 一二一 「寛永十七年」四月 十二日 島津光久書状
- 一二二 「寛永十七年」四月 廿六日 島津光久書状
- 一二三 四月 廿六日 北郷久加外二名連署書状
- 一二四 「寛永十七年」四月 廿七日 某寛書
- 一二五 (記録) 北郷久加外二名連署書状
- 一二六 五月 新納氏古日記
- 一二七 (記事) 島津光久書状
- 一二八 殉国名載
- 一二九 「寛永十七年」六月 二日 島津光久譜 (記事)
- 一三〇 「寛永十七年」五月 廿三日 伊地知重政・相良頼員連署書状
- 一三一 「寛永十七年」五月 廿三日 宮原景之外二名連署書状
- 一三二 五月 廿三日 伊地知大蔵丞寛書

- 一三二 「寛永十七年」 五月廿四日 篠原渡右衛門尉寛書
- 一三三 寛永十七年 六月 三日 井伊直孝外六名連署書下写
- 一三四 寛永十七年 六月 三日 幕府条書写
- 一三五 二月十二日 松平信綱外二名連署書状
- 一三六 「寛永十七年」 六月 十日 島津光久書状
- 一三七 「寛永十七年」 六月 十日 北郷久加外二名連署書状
- 一三八 「寛永十七年」 六月十九日 島津光久書状
- 一三九 島津光久譜
- 一四〇 (記事) 島津綱久譜
- 一四一 「寛永十七年」 六月廿六日 川上久国書状
- 一四二 (記事) 北郷久直譜
- 一四三 七月 二日 松平信綱書状
- 一四四 七月 二日 松平定綱書状
- 一四五 七月 二日 酒井忠勝書状
- 一四六 「寛永十七年」 七月 九日 川上久国書状
- 一四七 「寛永十七年」 七月 九日 川上久国寛書
- 一四八 「寛永十七年」 七月 九日 島津久慶書状
- 一四九 「寛永十七年」 七月 十日 一乘院某書状写
- 一五〇 「寛永十七年」 七月 十日 連金院秀伝書状写
- 一五一 「寛永十七年」 七月十一日 川上久国書状写
- 一五二 「寛永十七年」 七月十一日 米良某・菱刈某連署書状
- 一五三 「寛永十七年」 七月十二日 高力忠房書状
- 一五四 七月十六日 松平信綱外二名連署書状
- 一五五 (記事) 島津光久譜
- 一五六 「寛永十七年」 七月廿四日 山田有栄・伊勢貞昌連署条書
- 一五七 寛永十七年 七月廿五日 島津光久申渡書
- 一五八 (記事) 島津久通譜
- 一五九 「寛永十七年」 七月廿九日 伊勢貞昌・山田有栄連署書状
- 一六〇 「寛永十七年」 八月 三日 松平石見守・生駒老岐守兼中切腹被仰付候衆書立
- 一六一 「寛永十七年」 八月 三日 伊勢貞昌書状
- 一六二 「寛永十七年」 八月 四日 山田有栄・伊勢貞昌連署書状
- 一六三 「寛永十七年」 八月十一日 島津光久書状
- 一六四 (記事) 島津光久譜
- 一六五 「寛永十七、十八年」 八月十五日 新納忠清書状
- 一六六 「寛永十七年」 八月廿五日 間宮長澄・小浜嘉隆連署書状
- 一六七 「寛永十七年」 八月廿七日 松平信綱外二名連署書状写
- 一六八 「寛永十七年」 九月 八日 徳川家光御内書
- 一六九 「寛永十七年」 九月十六日 相良頼寛書状
- 一七〇 「寛永十七年」 十月 九日 長岡興長外二名連署書状
- 一七一 「寛永十七年」 十一月十三日 伊勢貞昌・山田有栄連署書状
- 一七二 「寛永十七年」 十一月十六日 松平信綱外二名連署書状
- 一七三 (記事) 島津光久譜
- 一七四 「寛永十七年」 十一月十九日 松平信綱外二名連署書状
- 一七五 十二月十八日 島津久雄書状
- 一七六 (記事) 島津光久譜

- 一七七 寛永十七年 二月廿三日 島津家久石塔銘
- 一七八 島津家久石塔銘
- 卷九十八
- 一七九 正月廿八日 川上久國・新納久詮連署書狀
- 一八〇 二月 二日 島津久慶外三名連署書下
- 一八一 二月 三日 島津光久書狀
- 一八二 二月 九日 中山王尚豊書狀
- 一八三 (記事) 島津光久譜
- 一八四 二月廿四日 島津光久条書
- 一八五 四月 朔日 蓮金院快深・応秀連署覚書
- 一八六 四月 吉日 黒田頼崇起請文
- 一八七 四月十九日 島津光久書狀
- 一八八 四月十九日 島津光久書狀
- 一八九 (記事) 北郷久直譜
- 一九〇 四月十九日 島津光久書狀
- 一九一 四月廿七日 長岡興長・同某(監物)連署書狀
- 一九二 四月廿九日 柘植正時書狀
- 一九三 五月 三日 徳川家光御内書
- 一九四 五月十五日 阿倍忠秋・重次連署書狀
- 一九五 島津久慶覚書
- 一九六 六月 吉日 相良頼元起請文
- 一九七 六月 六日 島津久通書狀
- 一九八 七月十九日 馬場利重・柘植正時連署書狀
- 一九九 (記事) 島津光久譜
- 二〇〇 「寛永十八年」 八月十一日 島津氏家臣某覚書
- 二〇一 (記事) 喜入忠統譜
- 二〇二 寛永十八年 (記事) 殉国名薨
- 二〇三 (記事) 島津彰久室譜
- 二〇四 「寛永十八年」 八月廿七日 島津光久書狀
- 二〇五 寛永十八年 八月廿七日 川上久國口上覚
- 二〇六 (記事) 島津光久譜
- 二〇七 「寛永十八年」 八月廿九日 松平信綱・阿倍忠秋連署書狀
- 二〇八 「寛永十八年」 九月 八日 徳川家光御内書
- 二〇九 「寛永十八年」 九月 八日 松平信綱・阿倍忠秋連署奉書
- 二一〇 九月 九日 拝領馬注文
- 二一一 「寛永十八年」 九月 廿日 松平信綱・阿倍忠秋連署書狀
- 二一二 寛永十八年 九月廿八日 島津久達等連署差出
- 二一三 「寛永十八年」 九月廿八日 山田有栄覚書
- 二一四 十月 三日 伊集院忠貞書狀
- 二一五 寛永十八年 十月十二日 島津久慶書狀
- 二一六 「寛永十八年」 十月十一日 松平信綱外二名連署書狀
- 二一七 「寛永十八年」 十一月十四日 松平信綱外二名連署書狀
- 二一八 「寛永十八年」 十月廿三日 島津久慶書狀
- 二一九 「寛永十八年」 十月廿三日 島津久慶書狀
- 二二〇 寛永十八年十一月 四日 佐多門弥外四名連署書狀
- 二二一 寛永十八年十一月 吉日 種子島時寿起請文

二二二 「寛永十八年」十一月 廿日 島津光久書状 (記事) 二四四 島津光久譜

二二三 「寛永十八年」十二月 六日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二四五 島津氏系図奥書

二二四 寛永十八年十二月十四日 入来院重国起請文 (記事) 二四六 島津光久譜

二二五 「寛永十八年」十二月十六日 林羅山書状 (記事) 二四七 島津綱久譜

二二六 「寛永十八年」十二月十八日 島津久雄書状 (記事) 二四八 島津久通譜

二二七 「慶長十八年」十二月十九日 土井利勝書状 (記事) 二四九 「寛永十九年」四月 二日 島津久通外二名連署書状

二二八 「寛永十八年」十二月廿一日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二五〇 寛永十九年 四月廿三日 島津光久袖判条書

二二九 「寛永十八年」十二月廿一日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二五一 雜抄

二三〇 「寛永十八年」十二月廿六日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二五二 「寛永十九年」五月 三日 徳川家光御内書

二三一 「寛永十八年」十二月廿七日 徳川家光御内書 (記事) 二五三 「寛永十九年」五月 七日 島津光久書状

卷九十九 二五四 「寛永十九年」五月十四日 松平信綱外二名連署奉書 (記事) 二五五 島津光久譜

二三二 寛永十九年 正月十一日 島津光久吉書 (記事) 二五六 「寛永十九年」五月廿九日 二階堂伊行書状

二三三 (記事) 二五七 「寛永十九年」六月 朔日 島津久通外三名連署書状

二三四 「寛永十九年」正月十四日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二五八 新納氏古日記

二三五 「寛永十九年」正月十六日 松平信綱外二名連署奉書 (記事) 二五九 島津綱久譜

二三六 「寛永十九年」正月十九日 島津氏掟書 (記事) 二六〇 「寛永十九年」六月廿八日 島津久通外二名連署書状

二三七 寛永十九年 正月廿三日 島津光久袖判条書 (記事) 二六一 寛永十九年 六月 吉日 柘山才右衛門外三名起請文

二三八 寛永十九年 正月廿三日 救仁郷朝次起請文前書 (記事) 二六二 寛永十九年 六月 吉日 内山兼成外三名起請文

二三九 島津光久譜 (記事) 二六三 寛永十九年 六月廿九日 板倉重宗外七名連署寛書

二四〇 「寛永十九年」正月廿八日 川上久国・新納久詮連署書状 (記事) 二六四 「寛永十九年」七月十三日 松浦正友・酒井忠吉連署書状

二四一 寛永十九年 正月廿八日 島津久元外二名連署引付 (記事) 二六五 島津光久譜

二四二 寛永十九年 二月 七日 伊東祐正起請文 (記事) 二六六 「寛永十九年」七月十六日 馬場利重書状

二四三 「寛永十九年」三月 七日 川上久国・新納久詮連署書状

- 二六七 「寛永十九年」 七月十六日 松平信綱外二名連署書状
- 二六八 七月 島津久通外二名連署書状
- 二六九 「寛永十九年」 七月十九日 島津久通外二名連署書状
- 二七〇 「寛永十九年」 七月十九日 島津久通外二名連署書状
- 二七一 「寛永十九年」 七月廿一日 島津久通外二名連署書状
- 二七二 「寛永十九年」 七月廿五日 島津久通外二名連署書状
- 二七三 「寛永十九年」 八月八日 島津久通外二名連署書状
- 二七四 「寛永十九年」 八月八日 島津久通外二名連署書状
- 二七五 「寛永十九年」 八月十三日 島津久通外二名連署書状
- 二七六 「寛永十九年」 八月十八日 島津久通外二名連署書状
- 二七七 八月廿七日 林春齋書状
- 二七八 寛永十九年 八月廿九日 島津氏老臣寛書
- 二七九 (記録) 新納氏古日記
- 二八〇 (記事) 島津忠栄譜
- 二八一 良恕親王書状
- 二八二 (記事) 島津光久譜
- 二八三 「寛永十九年」 十月十七日 島津久通外二名連署書状
- 二八四 「寛永十九年」 十一月三日 島津光久書状
- 二八五 「寛永十九年」 十一月廿一日 島津光久書状
- 二八六 寛永十九年十一月 吉日 奥山政常起請文
- 二八七 「寛永十九年」 十二月 朔日 島津久通外二名連署書状
- 二八八 (記事) 島津光久譜
- 二八九 御役元基組頭之下注
- 二九〇 寛永十九年十二月十三日 島津光久条書
- 二九一 寛永十九年十二月十三日 島津氏老臣条書
- 二九二 「十九年」 十二月十六日 林羅山書状
- 二九三 「寛永十九年」 十二月廿六日 島津久通・川上久困連署書状
- 卷百
- 二九四 (記事) 島津久基譜
- 二九五 「寛永二十年」 正月廿五日 新納忠清・伊集院左京亮連署書状
- 二九六 「寛永 廿年」 二月二日 島津光久掟書
- 二九七 「寛永 廿年」 二月四日 島津久通・新納久詮連署書状
- 二九八 「寛永 廿年」 二月八日 松平信綱外二名連署奉書
- 二九九 寛永 廿年 二月十四日 島津久元外二名連署条書
- 三〇〇 二月十四日 伊地知某・白坂篤蕪連署書状
- 三〇一 「寛永 廿年」 二月廿四日 島津久通・川上久困連署書状
- 三〇二 「寛永二十年」 三月 朔日 島津久元外二名連署書状
- 三〇三 寛永 廿年 三月 朔日 島津久元外二名連署書状
- 三〇四 「寛永 廿年」 四月五日 松平信綱外二名連署書状
- 三〇五 「寛永 廿年」 四月五日 幕府老中連署書状
- 三〇六 「寛永 廿年」 四月五日 島津久通・川上久困連署書状
- 三〇七 「寛永 廿年」 四月十二日 林春齋書状
- 三〇八 四月十三日 島津久通・新納久詮連署書状
- 三〇九 (記事) 島津光久譜
- 三一〇 「寛永 廿年」 五月十一日 島津久通・川上久困連署書状
- 三一 五月十一日 島津久通・川上久困連署書状

- 三二二 寛永二十年 五月十四日 島津光久条書
 三二三 寛永二十年 五月十四日 島津光久条書
 三二四 寛永 廿年 五月十四日 島津光久条書
 三二五 寛永二十年 五月十四日 島津光久条書
 三一六 (寛永 廿年) 五月十四日 島津光久条書案文
 三二七 (記事) 島津久通譜
 三一八 (記事) 殉国名載
 三一九 「寛永 廿年」 五月廿三日 松平信綱外二名連署書状
 三二〇 「寛永 廿年」 五月廿九日 松平信綱外二名連署書状
 三二一 (記事) 島津久元譜
 三二二 「寛永 廿年」 六月廿三日 島津久通・新納久詮連署書状
 三二三 「寛永二十年」 六月廿六日 新納忠清書状
 三二四 (記事) 北郷久加世別記
 三二五 「寛永 廿年」 八月十二日 松平信綱外二名連署奉書
 三二六 寛永 廿年 八月廿二日 野村元綱・岩切信元連署書状
 三二七 寛永 廿年 八月廿七日 川上久国外二名連署引付
 三二八 「寛永 廿年」 九月五日 山崎正信書状
 三二九 「寛永二十年」 九月七日 酒井忠勝外三名連署奉書
 三三〇 「寛永廿一年」 九月八日 伴天連入満陳述書寫
 三三一 「寛永廿一年」 九月十一日 松平信綱外二名連署奉書
 三三二 九月廿四日 西田時通外二名連署書状案
 三三三 十月十二日 西田時通外二名連署書状案
 三三四 十月十二日 西田時通外二名連署書状案
- 三三五 十一月七日 川上久国外三名連署書状
 三三六 「寛永 廿年」 九月八日 伴天連並いるまん陳述書寫
 三三七 「寛永 廿年」 九月十一日 阿倍忠秋・阿倍重次連署書状
 三三八 犬追物手組
 三三九 犬追物手組
 三四〇 犬追物諸役者注文
 三四一 「寛永 廿年」 九月廿一日 島津久通・新納久詮連署書状
 三四二 (記事) 島津光久譜
 三四三 「寛永二十年」 十月二日 島津久通・新納久詮連署書状
 三四四 (記事) 島津光久譜
 三四五 「寛永 廿年」 十月五日 川上久国外三名連署書状
 三四六 「寛永 廿年」 十月十三日 堀田正盛書状
 三四七 「寛永 廿年」 十月十五日 川上久国外三名連署書状
 三四八 「寛永 廿年」 十月十六日 島津久通・新納久詮連署書状
 三四九 寛永廿一年 九月晦日 島津久通外三名連署申渡書
 三五〇 十月三日 島津久通外三名連署申渡書
 三五一 寛永廿一年 十月廿六日 島津久通外三名連署申渡書
 三五二 寛永 廿年 十月吉日 加久藤不動寺棟札
 三五三 「寛永二十年」 十一月九日 島津久通・新納久詮連署書状
 三五四 「寛永二十年」 十一月十八日 島津久通・新納久詮連署書状
 三五五 「寛永 廿年」 十一月十八日 阿部忠秋・阿部重次連署書状
 三五六 十二月十四日 島津久通・新納久詮連署書状
 三五七 「寛永 廿年」 十二月廿三日 島津久通・新納久詮連署書状

三五八 「寛永二十年」十二月廿八日 松平信綱外二名連署書状
三五九 「寛永二十年」十二月廿九日 松平信綱外二名連署書状
三六〇 「寛永二十年」十二月廿九日 松平信綱外二名連署書状
三六一 寛永二十年十二月 吉日 鎌田政由起請文

卷百一

三六二 寛永廿一年 卯月廿一日 島津氏条書写
三六三 寛永 廿年 二月十五日 島津氏条書写
三六四 八月 七日 島津氏条書抄
三六五 島津氏条書抄
三六六 寛永 廿年 十月 九日 島津久通等連署条書写
三六七 (記錄) 御勘定所日帳

卷百二

三六八 「寛永二十一年」正月 十日 松平信綱外二名連署書状
三六九 (記事) 北郷久加譜
三七〇 寛永廿一年 二月 吉日 霧島東御在所大権現札
三七一 寛永廿二年 二月 二日 島津久通外三名連署書状
三七二 「寛永廿一年」 二月 三日 天草立軍衆覚
三七三 寛永廿一年 二月 五日 吉田康清有馬・天草兩陣軍衆
三七四 寛永廿一年 二月 五日 有馬立軍衆人数極
三七五 二月 十日 奥平貞由・遠山景朝連署書状
三七六 二月 十日 山田某・木戸某連署書状
三七七 某覚書
三七八 寛永廿一年 二月廿二日 僧太極覚書

三七九 「寛永廿一年」 二月廿二日 松平信綱外二名連署書状
三八〇 「寛永廿一年」 二月廿七日 牧野信成・松平乗友書状
三八一 「寛永廿一年」 二月廿九日 松平信綱外二名連署書状
三八二 (記事) 島津久通譜
三八三 島津光久達書案
三八四 寛永 二年 三月 吉日 根占重永起請文
三八五 「寛永二十一年」 三月十二日 島津綱久書状
三八六 犬追物手組
三八七 犬追物手組
三八八 島津久通譜
三八九 島津光久達書写
三九〇 寛永廿一年 五月十二日 喜入久治寄進状
三九一 寛永廿一年 四月 二日 北郷久加外三名連署書下
三九二 寛永廿一年 四月 二日 川上久國外三名連署書下
三九三 二月 六日 岩下某口上覚書
三九四 寛永廿一年 四月 五日 岩下某口上覚書
三九五 寛永廿一年 四月 吉日 八木元信起請文
三九六 「寛永廿一年」 五月十三日 某覚書
三九七 「寛永廿一年」 五月十四日 荒木某書状
三九八 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
三九九 寛永廿一年 五月十二日 喜入久治寄進状

四〇〇 (記事) 島津光久譜
四〇一 (記事) 島津久通譜

- 四〇二 「記事」 北郷久加譜
- 四〇三 「記事」 北郷忠盈譜
- 四〇四 参府琉人行列次第
- 四〇五 「寛永二十一年」 参府琉人行列次第
- 四〇六 「寛永廿二年」 松平信綱外二名連署書状
- 四〇七 「寛永廿一年」 六月 十日 松平信綱外二名連署書状
- 四〇八 六月 十日 松平信綱外二名連署書状
- 四〇九 「寛永廿一年」 六月廿一日 阿部忠秋・阿部重次連署奉書
- 四一〇 「寛永廿一年」 六月廿二日 松平信綱外二名連署奉書
- 四一一 寛永廿一年 六月廿七日 松平信綱外二名連署口達覚
- 四一二 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
- 四一三 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
- 四一四 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
- 四一五 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
- 四一六 寛永廿一年 七月廿六日 島津光久書状
- 四一七 「寛永二十一年」 七月廿六日 島津綱久書状
- 四一八 「寛永二十一年」 七月廿六日 島津綱久書状
- 四一九 「記事」 島津綱久譜
- 四二〇 「正保 元年」 八月 五日 島津久通外二名連署書状
- 四二一 「正保 二年」 二月十八日 琉球国司尚賢書状
- 四二二 寛永廿一年 九月 朔日 川上久国・頼娃久政連署覚書
- 四二三 「寛永廿一年」 九月 二日 北郷久加書状
- 四二四 「寛永廿一年」 九月 三日 町田久則・山田有栄連署覚書
- 四二五 九月 五日 川上久国外二名連署書状
- 四二六 九月 七日 徳川家光御内書
- 四二七 「正保 元年」 九月 九日 川上久国書状
- 四二八 九月十二日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四二九 「寛永廿二年」 九月廿四日 島津光久書状
- 四三〇 「寛永廿二年」 九月廿四日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四三一 寛永廿一年 九月廿五日 島津久通外三名連署覚書
- 四三二 「寛永廿一年」 十月 朔日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四三三 「寛永廿一年」 十月 七日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四三四 「寛永廿一年」 十月十五日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四三五 「寛永二十一年」 笠猪兵衛覚書
- 四三六 「寛永廿一年」 十月十八日 北郷久加・新納久詮連署書状
- 四三七 「寛永廿一年」 十月廿五日 北郷久加書状
- 四三八 寛永廿一年 十月 晦日 島津久通外三名連署条書
- 四三九 寛永廿一年十一月 六日 島津久通外三名連署申渡書
- 四四〇 「記事」 北郷久加譜
- 四四一 寛永廿一年十一月十三日 島津光久補書下
- 四四二 「寛永廿二年」十一月十四日 山田某外二名連署書状
- 四四三 「寛永廿二年」十二月 二日 松平信綱外二名連署奉書
- 四四四 「寛永廿二年」十二月十四日 松平乗寿書状
- 四四五 「記事」 島津光久譜
- 四四六 献上地圖仕様覚
- 四四七 幕府条書写

- 四四八 (記事) 島津光久譜
- 四四九 「正保元年」十二月廿二日 松平信綱外二名連署書狀
- 四五〇 (記事) 島津綱久譜
- 四五一 「正保元年」十二月廿七日 徳川家光御内書

鹿兒島県史料

旧記雜録附録一

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事

例言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（伊地知季安・季通自筆原本）「附録舊記雜録」を底本とし、卷一から卷十二までを収めて、「鹿兒島県史料旧記雜録附録一」として刊行するものである。本書に収載した文書は年間不詳である。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合には次のようにした。

ア 修正される箇所は「レ」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は▽△で示し、挿入にはくの記号を使用した。

ウ 修正や補充の典拠は次に掲げる記号で示した。

阿多文書 ㊸

指宿文書 ㊹

入来院氏文書 ㊺

樺山家文書 ㊻

鎌田文書 ㊼

旧記雜録同一文書 ㊽

清色龜鑑 ㊾

霧島神宮文書 ㊿

島津家重書 ㊿

島津氏世録正統系図 ○

島津氏世録支流系図樺山氏 ㊿

島津氏世録支流系図川上氏 ㊿

島津氏世録支流系図喜入氏 ㊿

島津氏世録支流系図忠良 ㊿

島津氏世録支流系図歳久 ㉞

島津氏世録支流系図北郷氏 ㉟

末川家文書 ㊱

伝家亀鏡 ㊲

新納家文書 ㊳

衾寝文書 ㊴

藤野文書 ㊵

本田文書 ㊶

山田文書 ㊷

島津氏世録支流系図新納氏 ㊸

島津氏世録支流系図山田氏 ㊹

諏訪家文書 ㊺

新田八幡宮文書 ㊻

新納文書 ㊼

原田トシ子氏所蔵文書 ㊽

北郷文書 ㊾

町田氏正統系譜 ㊿

一 文書・記録・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。重出する文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文を省略した。

一 文書・記録・記事の内容が数種にわたる場合には、小番号を付した。

一 本文の後に文書目録ならびに花押一覧をかかげた。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。尚、重複・煩瑣にわたるものは、これを省略した。また、前・後編附録所収の同一文書より原註を引用する場合には「」を付した。

イ 合点は、頭または右肩に「一」(墨)、「一」(朱)で示した。

ウ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 書状の封じ目は、「一」・「一」・「一」を用いた。

オ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、墨抹等により解読困難な字は■又は■を以て示した。

一 見せ消しは、その文字の左側に「ミ」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所文末にまとめた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮字に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 蜜(密) 諏方(訪) 麿(鹿兒) 飛弾(驛) 太輔(大) 狼籍(藉) 百姓(姓) 玄番(蕃)

愛·岩·(宥)

覺·語·(悟)

案·堵·(安)

旧記雜錄附錄一 目次

| | |
|---------------------|-----|
| 例言 | 一 |
| 目次 | 五 |
| 卷一 年間不詳 | 一 |
| 卷二 年間不詳 | 四三 |
| 卷三 年間不詳 | 八五 |
| 卷四 年間不詳 | 一二一 |
| 卷五 年間不詳 | 一五二 |
| 卷六 年間不詳 | 一七二 |
| 卷七 年間不詳 | 一九七 |
| 卷八 年間不詳 (忠久公以降至勝久公) | 二四一 |
| 卷九 年間不詳 (久経公以降至忠治公) | 二八五 |
| 卷十 年間不詳 (忠良公・貴久公) | 三二三 |
| 卷十一 年間不詳 (義久公) | 三五八 |

| | |
|--------------|-----|
| 卷十二年間不詳（義久公） | 三九八 |
| 文書目錄 | 四三五 |
| 花押一覽 | 四六一 |

(表紙)

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 一

1 條々

- 一 萬善六町之内二町九段之事、
- 一 正八幡宮御領、稱林寺平村田圃之事、
- 氏久御判、天授三年八月十九日
- 一 大隅國葉西郷之村下八町之事、
- 正八幡宮爲御造榮料、御寄進之狀

2

〔國分宮内澤氏藏〕

- 沙弥玄善御判、應永十六年大呂五日
- 一 正宮爲御立願、田地三町御寄進狀
- 藤原元久御判、明德三年十二月廿日
- 一 正八幡宮爲御立願、澁谷對治之後在國司之跡三町蘭一ヶ所御寄
- 陸奥守藤原元久御判、應永三年七月十七日
- 一 正八幡宮神宮寺大智庵之事、

租條々

〔右國分宮内澤氏藏〕

追而曾木利右衛門尉へ御狀被下候、尤御坊雖可被申入、御同前之儀候間、無其儀候、以上、御狀具令披見候、仍早風殿御假屋地御成就候哉、大慶此事候、就其御疊御簾之事被仰通候、其心得申候、乍去様子不案内候之條、同者於其許御調候而被下候へ、代物等之事へ從此方調達可申候、別而頼存候、紀左丹後守兩

人も留守にて候間、拙子一人にて御報申入候、彼衆歸宅之刻何さま一人を以御禮可申入候、萬期其時候、恐惶謹言、

卯月十九日

土攝津入道
雲也判

澤永溫老

參人々御中

「進之狀」

3 「國分宮内澤氏藏」

爲御祈禱御馬共進宮候、此内ニ鹿毛一疋之花柄者、其ニ可被立置候也、恐々謹言、

七月廿五日

(本田)
重經判

澤殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二一五三號文書ト同文ナリ)

(本文書ハ二六二號文書ト同文ニツキ省略ス)

5 「藤野氏六通ノ一口切ル、」

廿三通 頭殿御教書^{◎等}正文

一通 侍所高遠江守^(流帳カ)

□十二通 異國降伏御祈以下事

□ 蒙古人襲來以下事

一卷 九通 薩州御家人□守護催促以下事

一卷 十四通 圀飯以下臨時課役以下之事

一卷 十六通 蒙古人掉國心可窺本朝之□

二通 御教書正文相模守所替事

□通 同御教書正文御鉤事異賊降伏事

三通 同御教書正文 薩摩國警固事

一通 有事實 御教書正文 薩摩國惡黨博奕事

▽[◎]一通 御教書正文 二季彼岸以下事[△]

一通 御教書正文^(流帳カ) 國垣崎庄事

一通 御教書正文 薩摩方同知行分事

一通 御教書正文^{◎祭} 〔集〕裏叡山以下事

□通 御下文并御教書正文 周防國築井庄事^{申狀以下有之}

『藤野氏六通ノ一
是ヨリ口切ル、』

一卷五通 御教書以下正文 殺害人行延男事

□通 宮崎宮祭御教書正文

七通 關東御教書并請文正文市來院事申狀有之

□通 同御教書正文 走湯山事

五通 高時御書正文

□通 關東御教書以下正文

十通 道義御讓狀以下置文正文

一結内 御教書正文三通開書以下官途事

三通 繪旨正文大隅守護職事二通
日向國守護職事一通

一通 繪旨正文市來井田郷事

二通 將軍家御書并御返事自船上被成之

一通 御下文正文元曆二年六月十五日

一通 御下文正文承久三年八月廿五日

右注文如件、

『總目裏判』(花押引)

百目 □

□ □ 正文 康永四 □

一通 御教書正文 貞和 □

一通 御教書正文 貞和二年十一月廿一日

一通 御教書正文 康永元年十月三日

一通 御教書正文 觀應元年 □月十九日

一通 御教書正文 貞和四年八月廿九日 平山事

一通 御教書正文 八月二日 將軍家

一通 御教書正文 曆應三年九月三日

一通 御教書正文 觀應二年八月九日

一通 御教書續西正文 貞和五年十一月四日

一通 繪旨正文 正平二年八月三日

一通 繪旨正文 八月廿一日 御旗事

一通 繪旨正文 十一月廿六日

一通 繪旨正文 正平六年八月十九日

二通 繪旨正文 ●本ノマ、 正平七年閏二月九日

一通 繪旨正文 同繪旨案文 正平七年閏二月四日

7 (本文書ハ四九八號文書ト同文ニツキ省略ス)

8 (本文書(系圖)ハ四九九號文書(系圖)ノ一部ニツキ省略ス)

9 『阿久根蓮花寺文書』

改年之御吉賀千喜萬幸不可有際限候、珍重と幸甚と、抑
參明候ハ、最前之御祝言可申上候處ニ、此境ニ依逗留候、
無其分候、如何様近日可罷越候間、以面上心事可申承候、
次之時者可預御披露候、恐惶謹言、

【年間未考文明ノ比カ】
正月十七日 藤原國久判

進上 侍者禪師
御中

10 「樺山氏藏書」

猶と久不申下背本意候、勇健之由承候て千萬と目
出度候、かた／＼これより可申候、急便候條先一筆
申候、
好便之間令馳筆候、遙久不申承候、且暮御床敷候、仍不

思寄事候而、信輔其地ニ令逗留候、若輩氣任候之間、無

届事共可在之候之條、無隔心吳見頼入候、定而上洛不可
有程候間、被副芳意可給候、猶期後音候也、

九月二日 (近衛前公
(花押出))

玄佐

龍山

11 「全」

從龍山其方へ之尊書遂披見候、抑其後久不申承事積憤之
至候、仍乍左様扇三本入見參、猶大藏少輔可申越者也、
かしく、

九月廿六日 (信尹公
(花押出))

樺山安藝入道殿

12 態染筆候、抑去秋 禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門
之儀同前候、然者諸式不如意之儀候條、匠作江差下古川

主膳入道候、此節各以馳走助成、可爲祝着候、隨而扇子五本遣之候、猶進藤筑後守可申越候也、狀如件、

十二月十三日 【信尹公】(花押10)

椀山安藝入道殿

13 就今度御殿燒失、爲被助成之、同名左馬允被差下候、委曲被成御書候間、於其方令馳走候段、賴思召之由、相意得可申候、尙と恐と謹言、

卯月十六日

【進藤】
左衛門太夫長治(花押11)

謹上 椀山安藝守殿

▽
進藤

謹上 椀山安藝守殿

左衛門大夫長治

14 同名左馬允上洛之刻、芳札殊唐糸一斤贈給候、不寄存御

懇之義、本望之至候、隨而只今不斷光院下國候、每事可

然様御馳走共、於 御家門可爲御祝着候、猶期後音存候、

恐と謹言、

四月十日

左衛門太夫長治(花押12)

謹上 椀山安藝守殿

▽

進藤

謹上 椀山安藝守殿

左衛門大夫長治

15 御上洛之已後者不申通候、背本意候、仍今度從修理大夫

殿、爲御使古市長門守上洛候、就中短册十枚被染御筆候

條進之候、猶後音之時可申述候、恐と謹言、

六月廿八日

長治(花押13)

椀山守藝守殿

御宿所

▽

進藤左衛門尉

椀山安藝守殿

御宿所

長治

16 從御家門爲御使、不斷光院下向候條、被成御書候、
自

拙者相意得可申旨候、每事於貴國御馳走之段、可爲御祝
着候、可然様修理大夫殿江、御取成所仰候、恐々謹言、

三月五日

左衛門大夫長治(花押17)

謹上 栂山安藝守殿

▽¹⁶

進藤

謹上 栂山安藝守殿

左衛門大夫長治

△

17 其後者不申承候、細々以一札成共可令申處、幸便無之故、

兎角遅々背本意存候、御兩殿へも可然様御取成所仰候、

切々御言共御座候哉覽、御床敷存候、將亦兵部太輔殿へ

も以別紙可申候へ共、御傳達憑入存候、尙新介可申入候、

恐々謹言、

三月十七日

長治(花押17)

栂山安藝入道殿

御宿所

▽¹⁸

栂山安藝入道殿

御宿所

進藤左衛門大夫

長治

△

18 今度者爲御使罷下長々滞留候處、種々御馳走御懇之儀、

畏悦至極候、御兩殿へも可然様々御取成所仰候、仍御

家門へ之進物令披露候、御祝着之旨以御書被仰候、御一

卷被成御合點候而被進之候、猶爲拙者相心得可申旨候、

恐々謹言、

三月九日

左衛門大夫長治(花押17)

謹上 栂山安藝入道殿

▽¹⁹

進藤

謹上 栂山安藝入道殿

左衛門大夫長治

△

19

尙々先度之御歌過分ニ存候、拙者もおかしき事なか

ら申入度候へ共急便之條無其儀候、兵部太輔殿へも

可然やうニ御心得候而御申乍憚頼存候、丹土備平丹

光明寺寒汀齋、此御衆へも申度候、かしく、

幸便之條令啓候、仍先度者寄思召御札畏入候、今度者不
寄存知罷下候處、種々御馳走御入魂之儀、祝着難申盡候、
早速ニ令上洛御懇之旨、御家門へも可申入候、殊ニ先度
者山河迄御出、一入祝着此事候、御次之折節者、御兩殿
御取成奉頼候、逗留中切々申度心底ニ候處、可然幸便無
之故罷過候、爰元出舟之儀も急申事候間、可御心安候、
猶重而可申候條、不能巨細候、恐々謹言、

九月五日

長治(花押176)

進藤左衛門大夫

長治

栴山安藝入道殿

御宿所

20

猶々御懇之御使者令祝着候、急書中如何申入候哉、

御使從龍山様之(御字)御書之趣令披露候、即從是も以御書被

仰候、猶爲拙者も相心得可申由候、次去年候哉、坊津迄

御使者殊種々御音信共祝着難申盡儀ニ候、其以後切々以

書狀成共可申通候處、好便無之故菟角罷過背本意候、今
度御家門も當所へ御成之儀ニ候、程近罷成一入御床敷存
迄ニ候、何も從様子猶以未御禮可申述候、恐々謹言、

九月廿六日

進藤大藏少輔

長治(花押176)

栴山玄佐老

參御宿所

21 爲御使被差下古川主膳入道條令啓達候、仍御家門御殿禁

裏被移御近所へ候、然者諸事御不如意故難調候、每度被

仰越儀も、乍如何此節之事ニ候間、被成御助成候様御取

合頼思召候、別而於御馳走者可爲御祝着之由、猶從拙者

相心得可申入旨候、恐々謹言、

十二月十三日

長治(花押176)

栴山安藝入道殿

參御宿所

▽¹⁸

進藤筑後守

栂山安藝入道殿

參御宿所

長治

△

22 好便候條令啓候、從御家門も以御書可被仰候へ共、差儀

無之候條無其儀候、抑先年罷上刻沈香御進上候間、一段

御念入可然香ニ而、被成御祝着由度ニ御意ニ候、自然於

京都相應之儀可被申入由、猶從拙者相心得可申旨候、恐

ニ謹言、

四月二日

長治(花押出)

栂山玄佐公

參御宿所

▽[㊦]

栂山玄佐公

參御宿所

進藤筑後守

長治

△

23 猶ニ其以來切ニ可申承候處、好便無之故、菟角罷過

背本意候、急書中如何憚不少候、以上、

其以後者久不得貴意御床敷存候、去年者以書狀申入候間

參着候哉、御國弥御無事之由、殊去年者肥州表之儀無殘

所屬御存分之由、珍重此慶此事ニ候、太守へも以別紙可

致言上候へ共、差儀無之候間令遠慮候、御次之折節者可

然様御取合之段、別而奉頼候、自然於京都相應之御用等

可蒙仰候、疎略存問敷候、不斷光院切ニ御參會候哉、弥

御入魂之段奉頼候、猶追ニ可申入候間先闕筆候、恐ニ謹

言、

四月五日

長治(花押出)

栂山玄佐公

參御宿所

▽[㊦]

栂山玄佐公

參御宿所

進藤筑後守

長治

△

24 尚ニ申入候、先年被下候釜于今秘藏仕候、御上洛之

折思召懸御目可申候、

爲御使左衛門大夫被罷下候、其御國無案内之事候條、可

然様御馳走之段所仰候、先年不斷光院御下向之時、以書

狀申入候、相屈申候哉、拙者罷下候砌者、種ニ御懇志之

儀共于今不忘置候、内々可有御上洛之由候條待申候へ

共、無其儀候、與風と在京奉待可存候、恐惶謹言、

三月十三日

【進藤左馬允】
光盛(花押179)

椛山安藝入道殿御宿所

進藤左馬允

椛山安藝入道殿御宿所

光盛

25

猶々申入候、先年被下候釜于今秘藏仕候、哀々御上

洛候へく候、御目懸度存候、

乍御返事一筆令啓候、就中左衛門大夫被罷下候之處、種

々御馳走之通被申聞候、於拙者祝着之至存候、殊紅花壹

斤被懸御意候、過分之至候、暮々拙子罷下候砌者、種々

御懇志共于今難忘存候、何様今一度罷下可得御意心中迄

候、恐惶謹言、

三月九日

光盛(花押179)

椛山安藝入道殿御宿所

▽^⑤

進藤左馬允

椛山安藝入道殿御宿所

光盛

26

追而申入候、進藤左衛門大夫爲御使被罷下候間、萬
々御取成共憑存計候、

在國之砌種々御懇志共不知謝所候、仍承候つる道御傳受
之儀申調候、此比 大間様依御不例、御自筆難成候條、

被差下御本心之間、於其方御書寫候て、則此便々可有御

返進候、被遂御望候事先以目出候、委細之段岩崎新介可

申候、恐々謹言、

【不斷光院薄書】
清譽(花押222)

三月十五日

椛山玄佐居士尊丈

▽^⑥

不斷光院

椛山玄佐居士尊丈

清譽

27 今度進藤上洛之刻御懇札拜見候、本望之至候、殊古今集

之儀相調候、於我等祝着此事候、御禮御進上候、是又目
出度候、次御天目之儀可被下由候、過分候、何様來年者
必罷下旁御禮可申入候、進左も御懇志之趣物語候、能
從拙者可申旨候、猶期後言候、恐々謹言、

三月十日

清譽(花押222)

栴山入道殿

御宿所

28 當年者可罷下覺悟候つる處、近衛殿難去仰候條延引仕
候、心外之至候、仍進藤左衛門大夫上洛之砌、御懇之至
共祝着存候、來年者可致下國分候、但存命難測存候、自
然御屋形にてハ御取合奉憑存候、將又 大閣様御遠行に
て候、よき折節御聞書をも被參候て満足に存候、定可爲
御祝着候、猶岩崎新介可申入候、恐々謹言、

三月十七日

清譽(花押222)

栴山入道殿

御宿所

29 好便之條祝着候而、先一筆令啓候、去年橋陰委細被申候

哉、且暮御床敷計、來年者爲忍之分以下向可申候、太守
御意得憑入申候、委曲尙彼院可有演說候、恐々謹言、

三月十五日

〔飛鳥井雅教〕
雅教(花押14)

栴山安藝守殿

30 尙々橋景へも一札可遣候へ共、餘不得隙候間能々傳
達候て可被下候、諸事角田申含候也、

去年者爲御上洛遂羈、殊切々參會難忘計候、就其當年如
約束下向候處、大内周防介堅抑留候間、來春者必々令下
國可申候、金吾其外以一札申候事候、隨而板物一端進之
候、尙平田兵衛尉可申候、恐々謹言、

九月十一日

雅教(花押14)

栴山安藝守殿へ

31 先度者於宗養宿所參會本望候、其後何等御事共ニ御渡給
候哉、且暮御床敷存候、仍 勅筆掛字折節座右候間進之
候、雖無指題目候、好便之條令啓候、聊奮好子細候間、

以後者細と可申通候、猶瀬尾左衛門尉可被申候、恐と謹言、

三月十六日
【四辻季遠卿】
季遠

栂山安藝守殿
(花押249)

32 雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無外方故、匠作へ以使札申候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

十一月廿六日
(近衛信尹)
(花押108)

栂山兵部太輔殿

33 以上

一書令啓候、仍今度奥州様爰元御下向被成、兩御所様へ御禮被仰上候處、無殘所御仕合共にて、早と御歸國被成候、定而於其地旁と珍重可思召候、然者去比琉球ニおゐて御苦勞御骨折共にて候、於此方感入事候、將又御息久太郎殿今度御供候て御下ニ候、於爰元懸御目候、一段

御成人にて候、隨而爲御音信御太刀一腰・馬代銀子三枚并段子二卷被懸御意候、遠路御懇意忝存候、何も期來音之時不具候、恐と謹言、

十月二日
本上野介
正純(花押231)

栂山權左衛門殿
御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編四」六三〇號文書ト同文ナリ)

34 獻鞠爲門弟十骨扇之事免之候、可有御所持者也、恐と謹言、

十月廿二日
雅庸

栂山久太郎殿

35 「本田氏文書」

三十首歌遂一覽候、執と殊勝感悅無比類候、乍憚付墨候、更不可足信用候、仍縹子一端赤到來候、懇意之至一段祝着候、尙期後音候也、狀如件、

八月十六日
(近衛權家)
(花押105)

本田紀伊守殿

36 懇報本望候、自取前切之可申通之處、自然懈怠背本意候、

去春相煩目以他筆申候キ、仍丁香五斤到來尤祝着之至候、
由緒共早、于他儀候條、以後者別而可申承事可爲本懷候、
將又百人一首雖其憚多候染筆候、猶重而可申候也、狀如
件、

八月十六日 (近衛權家)
(花押)

本田紀伊守殿

37 「全」

去年者罷下御懇之儀共難忘存候、仍入江殿御上洛御進物
共持參被申候、隨而御官位之儀、從本所涯分調可被申之
由候、珍重々々、仍拙者方へ重寶拜受祝着之至候、將又
此天神名號青蓮院殿御判御手跡候間進覽候、委細御侍者
可被申候間不能一二候、恐々謹言、

八月十七日

松尾民部少輔
頼元(花押)

本田紀伊殿
參

38 「全」

上洛已後御床敷候處、不寄存芳問誠不知所謝候、抑當春
福昌寺僧下國之砌獻書狀候、相達候哉、令祝着候、將又
御家門御請被申候、則令披露御返事、同百人一首御本被
染御筆候、尤御面目至候歟、兼又唐皮一枚同玳瑁瓶一對唐
食籠一緞子一端淺黃送給候、不思寄芳情自愛此事候、仍時
又可令對顔候哉、朝夕念願此事候、猶本庄右兵衛尉可申
候也、謹言、

八月十八日 (日野町藏將)
(花押)

本田紀伊守殿

39

乍乏少薰衣香袋三獻之、唯今廻來候而加筆候、
上洛已後御床敷候、抑不寄思音信令祝着候、殊丁香二斤
到來重寶秘藏不過之候、猶期後便候也、謹言、

八月十八日

(日野町藏將)
(花押) 「上ノ寶將」

本田又次郎殿

40 永々在陣之儀苦勞令推察候、仍去年候哉、就當門大工新

四郎儀染筆候處、種々懇意之由悅入候、依之又下國候、

可然様被加下知候者可爲歎悅候也、

三月廿八日
〔近衛〕(尊朝法親王ノ花押ナリ)
〔勝久公御嫡子忠良入道休庵〕
(花押186)

嶋津修理太夫入道殿

41 態令啓上候、仍此間乍餘所承候者、前年罷下候砌、御

家門様御書〔樺〕山殿〔江〕從私届申之由、人々ニ御雜談

之由承及候、於一定ニ者迷惑不過之候、我等者渡不申

歎、誰人之届候哉、不審之至候、蒙此御狀申受、拙

者無如在之通具ニ申分度候、

一天文十九年ニ爲御使者罷下候者、本所御方之御狀計ニ

而〔御屋形様〕二ケ條之以題目を罷下候迄ニ而、其

外者いつかた〔江茂〕御書届申事無之候、委大和殿御存

知ニて候、

一去々年豐高井以兩使於申上砌〔茂〕御屋形様ならて

ハいつかたへも御書上申事無之候、各定御存知たるへ

く候、

一今度〔飛鳥井殿爲御使者罷下てこそ、初而於清水ニ〕

山殿ニ預御對面、一段御目を被下、御懇之至候へ共、

誠忝奉存候ていかやう之御奉公申候へてと念願計ニ

候處を、如此之題目候へ者、さそく不止儀者と思召

候ハん事、返々迷惑至極候、〔罷下御取成を以〕、某無

如在之通被仰分候由、從何忝可存候事候、恐惶謹言、

正月廿三日

廣繼〔花押〕

角田左京亮

〔天文廿二年正月廿三日〕
橘陰上人
參御机下

廣繼

42 猶々邊川之事、御働之通無比類被思食候、併從北原

方彼在所之事者六ヶ敷申候哉、就別所を可被遭御

心底之由 御物語候、然共本有間敷候、萬端其恐不

少候、

先日尊書被下候、取召可致貴報候之處、當時者瀬戸江御
悉仕候間、延引非本意候、併尊意之旨、(本田親貞)(白濱重治)
本右・白次彼兩
人江可有披露之由頼入候處、則被申上候、然處拙者就御
用之儀祇候仕候、次以御上洛之子細、具被聞食候、然共
此刻者先々思召被留候て、可然被思食之由、御返事可申
之旨候事候、恐々謹言、

二月廿三日

忠(水)(花押)

✓

新納刑部太輔

藝州様

尊報人々御中

忠元

43

態以捻令申候、仍孤舟齋蒲生へ所用候て被罷越候、先々(伊集院忠朗)

今日者當所へ滞留候、今程へ爲何事候哉と被仰事ニ候、

圍碁之供ニ長道守一王佐渡拙同心候、爰元慰可有御察
候、將又兩日中ニ鹿兒島へ御越も候哉承度候、彼是以御

返事可示預事候、恐々かしく、

十月四日

鉤江判

肝付彈正忠殿

末弘入道

44 先者重田備州及捧一書候之處、別而御懇之御芳札于今忝

令披見候、仍爰元六ヶ敷子細、新納武州蒙仰候儀共御座

候條、地下年寄衆任異見、十郎左衛門尉致他出候、以其

儀大口拙子間無事罷成候、爲御存知候、倍可添御心事奉

頼候、定此比武州如鹿兒嶋御出頭之由相聞候、於其方被

仰談、善左衛門尉進退儀、向後奉頼候、重々可得貴意候、

恐惶謹言、

六月廿五日

長積〇

村田右衛門尉殿參

人々御中

45

此比まで八代江出入不申候處此度參候條、

追而牧弥五郎事、義陽代成敗ニ相定候處、以白分別を以

落行貴殿様へ從御意成敗仕候、多年之本望此事候、御芳情之儀更に難申盡候、弥五郎舍兄、到我等親子設衆相閉目候者くるしからず候、諸事之儀、御手つよく可被仰出候、只今奉頼候事無其紛候條、御老中之覺に候、然者我々子孫のためたるへく、向後可奉頼之外無他事候、不願惶申上候、

追而いつそや六卷書御借候、今迄召置候事氣使至極候、然共打續御弓箭無透候、就中去々年以來、色々我々も不得隙事迄ニ候て、未寫取申候、儘於御寫させ者、今少御借候へかし、心靜寫させ申度、但御入用之時者早々可然申候、將又書札之書御借候ハ大概寫候而、本ハ持せ申たると存候、然共其内本一一卷、爰元江相殘たる様ニも覺候儘、此御返書ニ然々承候ハ、可得其意候、〔本ノマ、レ〕眞を文六卷書候事、去々年我等毘沙門之福雖頂載候、乍十二卷相揃候可御心候、仍見得來候儘咆聊寔音信之印計候、

其后者遙久不申承候、誠不人成様之御分別、其儘察存候、雖然依無指題目菟角罷過候、餘無沙汰千萬之條用此事候、仍其元御二人無異儀候哉目出候、爰許各無別儀候、〔本マ、レ〕是之女子衆物語候者、おこゝ今程東郷ニ有着之由變候事、分明候哉、是又目出候、與許江被成御奉公たる人ニて候儘、向後可目出度事我々迄満足迄候、右此書之端、母儀へもおこゝへも御心得頼存候、如何様於何方歎參、令無沙汰之段、彼是可申述候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

六月八日

本田嘉辰齋〔親敷〕

玉窓下

義虎〔花押印〕

薩摩守

〔上封與相見得候〕

本田山城入道殿

御宿所

義虎

47 檢斷之古證據まで入間敷候へとも、彼者若輩之者ニ候間、爲嗜持せ候、從此證據以前之分、御方東福寺之脇之役所にて失候、當時我等か家ニ相殘證據もたせ申候、聊

無忘念候、將亦親類有心底旁之ハ御うつし候て、本々御返可被下候、我等か祖父親のかき申され候ほとに、落字かな遣、いづれもく不可然候、享祿元年と申よりハ拙者書付申候、爲御披閱候、恐々謹言、

(本田親敷)
嘉辰(花押20)

本田
「かしんよりの
けんたんの日記」

48 去春申入候之處御懇之御返書、殊ニ内々則御引廻之由承候、誠御丁寧之至畏入候、其以後被得可申通候、遠方之故、乍存候心外候、爲今度眞光寺御使節出國候間、先用一書申候、然ハ彼寺其國不知案内之仕候、每事頼存候、猶自是可申述候間、令省略候、恐々謹言、
又以切紙二色懺致來候、快然候、

七月廿八日
鑑法(花押89)

本田彈正忠殿
御宿所

49 尚々弥(⑧二)郎殿江以別紙可申入候へ共、急便之條御言傳申候、細々寺家御見(⑧舞)廻入候由申度候、又右近尉未御近所ニ堪忍(⑧候談)被下、折々被懸御目候者可爲本望候、

就幸便令啓候、仍去夏上洛以後者久無音國中弥々靜謐候(⑧條)處、日夜御床敷候、抑罷上候刻者萬々御入魂之段、終身不可有忘脚候、尤當年中(⑧ナシ)歸國可申處、數年大望之儀繁多候間今歲中者滯留申、來春夏之間ニ隙明候而下向可申候、然者御屋形様御父子・典厩様江次之御時者可然様御取合所希候、就中寺家之儀、以前ニ細々申候様ニ、修理諸役者公事邊諸行事等迄衆御心付、無御油斷被仰付候者、可爲大慶候、殊報忍寺老鉢事候間、諸篇可爲忘却候、御一人之御心を肝要候、急便之條、重而可得貴意候、恐惶謹言、

正月十二日
津與(花押89)

本田彈正忠殿
御宿所

50

伊東陣合ニ入て衆遣候時、〔本マ、〕被仰出候條と

一背御下地之輩、〔知〕可爲親子同罪候哉、

一豊後守殿御手之衆、又北郷殿御人衆垂なとをとり、又城切岸ニ雖被着寄候、於御下地承者かゝり申間敷候、

一味練之仁の事、於今度者可致披露候、

一射通之征矢・手火矢之事、從合戦も可爲忠節事、

一未練之仁之事、所領讓渡願等之事、

一親子同戰場ニ罷出、一人未練一人者高名之時ハ、高名

申候する一人ニ御所領可被下事、

51

追而申候、先度者手火矢之目當之秘物送給候、是又

珍重不少候、初而見申候間自愛難盡紙面候、何様永

日中可申承候、

歳暮之御佳祐申納候、仍先日者被成越山申承候、祝着之

至候、殊物之本數ニ借預候、御懇志之段不及申候、就中

書札之卷物一覽候、乍斟酌書寫申候而返進候、未相殘候

様承候、同所望存計候、又六卷書靜見申候而、來春早ニ可

還進候、次見得來候儘、〔本マ、〕壹種寔表御祝儀計候、猶明春早

ニ自他之吉兆信可申承候、佳事恐ニ謹言、

拾二月廿七日

義虎〔花押161〕

本田山城入道殿

御宿所

52 態進使僧候、仍先ニ爲御判之御禮、福壽院登せ申候、御

取成大慶令申候、就中從一瓢様平原之門を十穀園之門ニ

御替ニ而給候、然者文書者爲後日にて候間、十穀園五十

貫之員數、金吾様之御判ニ被遊副候て給候ハ、猶以

可爲満足候、每事恐ニ謹言、

十月廿四日

法印 賴金〔花押160〕

伊集院大和守殿

御宿所

53

尙ニ其許より乗船之儀、此方にて船奉行へ申渡候、

可有其御心得候、以上、

一書申入候、仍貴僧御事、老躰と申御煩之由にて御暇之

儀頻承候、今より發候ては咲止千萬ニ候條、先嶋へ被成

歸寺、養生候て來年三月者可有御上之由候間、無相違、薩州様御歸國前ニ御上尤候、恐惶謹言、

六月五日

山田民部少
有榮(花押246)

下野守

久元(花押150)

本佛寺

床下

54

阿多洞雲老

豊後守
忠嘉

蒲地備中守殿御宿所

帖佐兼中安樂五郎左衛門尉・伊地知丹波守殿入組ニ付、前御公儀ニ罷出様子被申上候、又候參上被申候、各寂前之儀御存知之前ニ候間、當奉行衆へ被成御談合、事濟候様ニ頼入候、委敷者彼人可被申候條ニ不參筆候、恐々謹言、

六月廿四日

(龜津)
忠嘉(花押137)

55

覺

一先高麗入次年自力を以罷渡、鎌田左助殿ニ付二年御奉

公申候事、

一先年大墻江御出陣之刻、鎌田玄蕃殿ニ付自力を以罷上惟新様御下向之砌、御國元迄御供申居候事、

右兩度之御奉公之通、先地頭鎌田玄蕃殿より豊州へ前々様子被仰入、其一筋を以、又豊州より惟新様江被得御内證候、其御返事無異儀事ニ候へ共、御隱居之故御手付難被成候之條、鹿兒嶋へ早々被申上而可然之由、被仰出候、御使比志嶋掃部助殿以其趣、相良日向殿にて被成御披露候、其後鎌田左京殿にて度々御申候へ共、御談合未相濟由候而押移候、然處中納言様・薩州様御同心ニ而御上洛前ニ候之故、御返事無之候、就夫、今度地頭を憑存御忝申上候、能様ニ御披露奉頼候、以上、

西十二月十四日

安樂(兼惟)五郎左衛門尉(花押18)

喜入久右衛門尉殿

56

「帖佐土安樂五郎左衛門藏」

當家江奉公忠節之安樂大和守爲筋目、從爰奉公專一也、
安樂殿可爲二男也、可加扶持之事者、追而可有口入者也、
先神領之内庶子分、借屋之門、同屋敷二、遣置也、社頭
之儀、聊尔有間敷候者也、仍遣證文如件、

(肝付兼續)
法印省鈞(花押93)

安樂因幡守殿

57 「國分土安樂爲兵衛藏」

彼安樂大炊助殿自分出物皆濟被成、三ヶ月之用意銀自力
ニ被參候、一段之御奉公ニ候、三ヶ月過候者御上米歟、
又者國元江軍役出米之内歟可被遣候、爲御存知候、以上、

七月廿七日

(伊集院久造)
抱節老參

山田越入(有信)

利安(花押出)

58 石漕船遲延ニ付、帖佐鹿兒嶋より稠被仰渡候、爰元之船
十艘程ハ十五日前ニ出船候、又五三日以前ニ出船候、彼

是合而廿二三艘程漕出候、内浦へ不相着候者、定而中達

へ可致不用候、夫ニ付檢者迄被遣候間、頃者其表へ可相
廻候、餘延引笑止ニ御前も被思召候間、先肝付ふくとの
船又内場々少とも可相廻候、合十艘も十五艘も候者、一
人之奉行被相乘、國分方之船元候通、さきくゝに合點之
申候者、御爲ニ可罷成候、如其堅申渡旨ニ候、無油斷先
以早ニ敷可有出船候、涯分肝斐此節ニ候、恐ニ謹言、

二月卅日

伊下野入
抱節(花押30)

安樂大炊助殿

御宿所

59

覺

一くまもとの御番ニ大野治部太夫殿ニ付申候て、自勘ニ
て七月御奉公申候、其時てき二人うち取申候、
一矢崎御つめの時くわんせいニ付申候、自勘ニて百廿日
罷下候、其時白石左近允と申わくたの番大將打取申
候、

一ミなまたの御陣取ニ五十日自勘ニて、くわんせい付申候て御奉公申候、

一有馬へ御渡候時、ちゝわの御はたらきくわんせい付申候て、三十二日自勘仕候、其時大村源左衛門尉と申ちゝわの地頭打取申候、

一八代之御番平田濃州様ニ付申候、移番自勘ニて御奉公申候、其時高瀬ニ六十二日つめ申候、其時うすまのやふりニて、てき壹人うち申候、

一嶋原ニ中書様御渡之時、百日自勘ニてきうち申候、但りうさうしのおいたくと申仁ニて候、

一かたした御つめの時、平田新四郎殿御供申候、てき壹人うち申候、其時手負申候、

一岩屋御つめの時、自勘ニて六十二日つめ申候、其時てきうち申候、

一豊後たけ宮の御番ニ御遣候時、てき一人うちとり申候、其時手十一ヶ所おい申候、

一同あそのたけ宮の時、新納伊勢殿付申候、坂なしの合

戦てき一人打申候、

い上

三月十日

安樂備前守(花押19)

60

尙以、六左衛門尉殿先日之一札、いつそ懸御目度候と申度候、貴所ニ御快氣候ハ、ちと御同道候へく候、

昨日者度ニ預御使候、自是者申後候處、重ニ儀難申盡候、仍腫物御煩候様ニ承候、無御心許候、あまりく長在陣ニ而候間、せき出候かと推申、ちとく若衆成共御用候者、當日可爲驗候、但藥代可難成候哉、拙者式すりきり申候て、さやうの儀ニ中く存絶候事候、我とも此比者切ニ相煩申候、只ニ氣のつまりと覺申候、よくく御休息尤簡要候、恐惶謹言、

六月一日

(伊勢貞息)
伊弉九
(花押38)

(肝付兼弘)
肝豹様
御陣所

61

猶と申候、先日又六殿御へつらひの刻願文進候つ
る、其案文これへめし置候と存候へ共、見出し不申
候、ちと御うつし候て給候へかし、次第ニ御願成就
申度候、頼入候、又昨日之一巻いつ成共被見てきか
せ候へく候、

昨日者被召寄、別而御懇之儀共難申盡次第候、かつ者每
と儀候處、種々御慰勲之儀相似御隔心却而之迷惑候、あ
まりくことく敷候つるま、若後日之儀と御坊かと
存候、尤遂參上此謂可申述候へとも、手前取紛候間先如
此候、さてもくこよひハ名月、いかなる御遊共御入候
へん哉、此方ハさやうなる催も無之事候、得寸暇候へ、
必一宴可相企と存候、御ひまにて候へ、後方光臨所希
候、恐惶謹言、

八月十五日 伊弥九
(花押38)

肝豹右さま
參御陣所

62 此間者何角とて不能面上候、内々御荒増之書物、今日も

御出候てあそハし候へかしと申入度候へとも、御使仕儀
て、今日者雲州へ終日可罷居候而乍存候、明日か晚ニか、
いつれも從是可申候、無御懈御執、心寄持感申事候、さて
もく先刻者見事之兩種送給候、御懇情難申盡候、され
ハ毎之儀結句恥入候、委曲期面上候、恐惶謹言、

九月二日 伊弥九
(花押38)

肝豹様

人々御中

「肝付豹右衛門兼弘、後治部右衛門ト稱ス、從 征久朝鮮國へ出陣、
慶長十五年殉死于征久云々」

63 此間者釜山浦へ御越候哉、一昨日御歸候由承候得とも、

無寸暇候て、とかく不申入背本意候、さても當時事關候
刻、一種送給候、御志中く書物ニ不申得候、將又内々
申候つる書物者、少々國もとよりりちと申入候て可懸御
目候へとも、今日者御番候間不能其儀候、明日も必これ
より御注進可申候間、御出て可有御覽候、猶期面上候、
恐惶謹言、

九月廿三日

伊弥九

(花押38)

肝豹さま人々
まいる申給へ

64 去月之比預御札候、則可令申御返事候之處、益田勘解由

左衛門尉于今逗留、延引候之條背本意候、如仰於向後

者雖無指事候、細と蒙仰、自是可申御同心候者悦入候、

兼又承候曰杵院間事、南方者、爲土持太郎兵衛入道恩賞

之地、豊前介當知行事候、北方事者、土持宮犬丸條と申

子細等あわけに候といへとも、宜爲公方御沙汰候哉、於

身者不可有等閑之儀候、御教書案文拜見了、諸事期後信

候、恐と謹言、

十一月廿三日

(北郷時久)

沙弥一雲(花押37)

謹上 嶋津安藝入道殿

65 遙久數大切之御物之本被借下候、就氣分漸此間寫取候、

聊尔千萬非本懷候、先と幸便之間返進上仕候、此等之旨

可然之様、御披露所仰候、每事恐惶謹言、

▽^⑤
△ 早崎治部左衛門尉殿

新納刑部太輔
忠元

66

なおく 此餘之書物ハ拙子必と致參上可得御意候、

已上、

其後者久敷不奉得尊意候、然ハ抄物二册久と借給候、此

中早と可致返進處ニ細と披見仕候に付、于今延引候、態

と可持せ進之處ニ幸源介方越合候間、先と令返進候、聊

尔申事候へ共、來春申請致書寫度候、いかと得貴意候事

候、恐惶頓首、

九月十七日

(川上忠智)

河三入

枕枕(花押80)

(織山善久)
女佐様
參尊報

67

▽^⑤ 乍輕微竹田之牛黃圓貳貝進覽候、

去と年罷下種と御懇切共不知謝所候、聽而御禮雖可申入

候、御家門御書遅と候之間不申入候、背本意存候、仍御

國被達御本意御高名共之由承候、満足仕候、拙者にも帖

佐之内、寺家一所被預置之由候、外聞實儀祝着此事候、御取合憑入存候、如何様與風罷下、御禮可申入覺悟候、猶伊備可有御物語候、萬々御床敷存計候、靜謐候ハ、必々御上洛奉待候、恐々謹言、

九月廿四日

〔不斷光院〕

清譽〔花押222〕

杣山安藝守殿

御宿所

68

尙々 大隅守殿より御狀被下候、御父子御無事④ニ候、態以飛脚申入候、

一加藤肥後父子國を被召上ニ付、從江戸御上使此書立衆御下候、大形六月廿日ニ江戸御打立候而、七月中比我等國迄歟鶴崎迄か御出答ニて候、

一若つかへ之儀④有者〔三ハ〕御人數可被遣候間、黒田殿・鍋島

殿我等なども、心々用意仕相待候、上④使衆御下知次第可罷〔成候〕由、昨夕從申來候間、其用意仕候、

69

一隈本城、御掟次第ニ城ヲ可相渡と而、掃除など申付候由、豊後横目衆より申來候、御近所之儀候間其段不及申候、

一何茂拵候とて、人衆ヲ入可申分ニ而ハ無之候へ共、先

〔伺〕御意ニ拵候へ共下ニ申付候、

一其許之儀如何申下候哉、彼地於罷越者程近可有御座候間、萬々可得其意候、此外追而可申越儀御座有間敷候、

恐惶謹言、

六月十六日

細川越中守④忠利 忠時

喜入攝津守殿

杣山美濃守殿

まいる
〔本文書ハ「舊記雜錄後編五」五三五號文書ト同文ナリ〕

追而申入候、

一五月六日十一日同十五日廿四日、四度之御狀昨日到來、披見仕候、其地御無事之由此方同前ニ候事、

一此暮ニ御上洛可然由、土井大炊頭殿より御内證共細ニ被仰越候、即上聞仕候、尤ニ被思召候間、秋中ニ御上洛之用意、被仰付候事、

一松平肥前守殿御成日記、被成御覽候、就其此方 御成ニ可入道具共御書付御持せ候、重而様子可申入候事、

一御供衆之儀御成之時、御前之役者可被仕衆舞臺ニ鳥目小袖など可被出様子、前廉稽古候ハテハと被仰越候、

尤ニ存候、内ニて人之不存様ニ書付可申様ニと、被仰越候、心得申候、其外色ニ入可申候哉、書付重而可申上候事、

一宮仕衆振舞方ニ動衆之事、去年貴老御供申大炊頭殿へ罷出候刻も、右之御出合共承候、尾州紀州兩大納言様御成之時も、連ニ御知音之衆へ御やとひ候之哉、此度も左様ニ候て可然存候、弥其心得可申事、

一攝州去月六日其地被爲打立哉、今月朔日大坂出船之由申來候、定下着程有ましきと存候事、

一御成之 御時分之儀者、春ニ於罷成者、可然由被 仰

候哉、就其大工豊後守へ御作事之様子御尋候へハ、霜月ニハ御廣間・書院・御門迄無所殘可相調由候哉、其外御數寄屋、御くさり之間、御湯殿・御料理之間・舞臺樂屋・御馬や等者、弥可致出來之通候之哉、於其成者、三月之時分御成相調可然由、承候、御方者其御覺悟にて諸事御調候而、當暮之時分ニハ、春之御成可調様子相知れ可申と、被仰候、尤ニ存候、いつれ御急ニて肝要ニ存候、即貴老御書面皆ニ被成 御覽候、定其心得可有之候事、

一中宮様御懷胎にて當月御産月之由候哉、もし 太子様ニ而御座候ハ、來年御上洛可有かと、寺澤志摩守殿 貴老へ御物語候哉、能ニ被聞召合可被仰下候事、

一東郷十左衛門尉殿、近日其地打立にて候之哉、殊外おそく可被罷下由、節ニ出合申候事、

一爰許御屋敷内へ忍入申候者之儀ハ、三日中ニ伊十院戸右衛門差上可申候間、其刻細ニ可申入候事、

一將軍様御疱瘡之御注進被成御申候、早打おそく參着仕

候、就其御存分尤ニ候、即扶持方を放追出申候、彼飛脚申分共其地へ被仰越候哉、我等ハ相煩罷居中ニて候之間、定而攝州老被仰越候へんと存候、委者攝州御下向之時分可申談候、左様ニて定而御返事可申候、恐、惶謹言、

六月十三日 下野守 久元(花押)

伊勢兵部少輔殿 參人、御中

70 久四郎殿様御上洛ニ付御錢則時 宰相殿ニ茂致披露候、思召寄御懇志御祝着之由、勿論枕江茂細ニ申合候、一段能御仕合ニ而候、此等之旨委曲御取合所希候、恐、謹言、

六月六日 有馬藤兵衛尉 鎌田與兵衛尉

鳥丸兵部少輔殿 御報

71 爲見舞味噲百桶到來、悅思食候、猶石田李頭可申候也、

「年間」卯月朔日 〇△「朱印」(豊臣秀吉)
本郷一雲齋
「上包」
本郷一雲殿
(本文書ハ「舊記雜錄後編二」一〇九一號文書ト同文ナリ)

72 爲年頭之祝儀、太刀一腰・馬代銀子三枚到來、悅思食候、猶石田治部少輔可申候也、

正月十四日 〇△「朱印」(豊臣秀吉)
北郷讚岐守殿 (忠虎)

▽△「上包」
北郷讚岐守殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」六三六號文書ト同文ナリ)

73 到來之目錄

- 一 砂糖五百斤
- 一 (大)つほ壹右ツ
- 一 花入貳ツ
- 一 かうろ三ツ
- 一 茶碗大小三ツ
- 一 からかねのはち壹右ツ

一糸さしなへ壹ツ一きんはん貳拾枚一きんはく五十枚

已上

十一月六日 ^{▽④} ○ 「朱印」(豊臣秀吉)

本郷一雲軒 [△]

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二六一九號文書ト同文ナリ)

74 就唐船相着、如目錄到來、種々取揃之段、別而悅思食候、

猶石田李頭可申候也、

十一月六日 ^{▽④} ○ 「朱印」(豊臣秀吉)

本郷一雲軒 ^(時久)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二六一八號文書ト同文ナリ)

75 鷹一連到來、遠路悅思召候、猶石田李頭可申候也、

十一月八日 ^{▽④} ○ 「朱印」(豊臣秀吉)

本郷讚岐守殿 [△]

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二七〇二號文書ト同文ナリ)

76 爲音信紅糸三十斤到來候、遠路^{③(ナン)}之志悅思召候、猶石田^(三成)治部少輔可申候也、

十二月十八日 ^{◎④} ○ 「朱印」(豊臣秀吉)

本郷讚岐守殿 ^(忠虎)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二七〇四號文書ト同文ナリ)

77 尚々遠方之儀候、菟角可被相閉目事候間、宿迄與申

事にて候、領掌與返事可承候、

急度申候、仍木原十郎兵衛尉方子息、今年市來伊集院之間之可爲御頭取相定候、無吳儀領掌被申候而專一候、去年雖被相當候、侘言被申候而、以前者被措候ツ、爰本御神慮與申御奉公之儀候、乍重言殊去年被差置候、彼是以無餘儀可被相閉目事可被仰付候、一と□侘之儀承間數候、是又爲御存知候、恐々謹言、

六月九日 經定^(花押24)

忠棟^(花押28)

寄合中

鎌田^(出)雲守殿
御宿所
經定

78 當年之初鴨預送係候、隨分料理可仕候、先日茂青鷺送給候、節々思召寄不淺候、猶懸御目御禮可申入候、恐々謹言、

九月廿五日
有榮^(花押46)

山田民部

山本左近殿
有榮

79 尚以伽羅甘兩唐之沈被懸御意候、御心入之段直申謝候、於爰元玆敷兩種ニ御坐候、就中伽羅ニ被入御念たる御事共候、以上、

其已來久々不申達處、御懇札忝拜見候、仍春中當 將軍様御上洛ニ付而 陸奥守様御上、貴所御供被成、于今御逗留之由、御苦勞御造作申計無御座候、然共御双方御機嫌能御坐候而、拙者一人之様ニ目出度奉存候、寂前以誓

詞申合候筋目、互ニ無御相違、逐日御入魂、定而貴公茂御満足ニ可被思召候、我等も御同前候、然者御證人衆下シ可被爲參由候而、御宿以下之ためニ御使者被爲下候、大久保相模守・土肥^(并)大炊頭相談之條、様子御使者可被仰候、來年ハ陸奥守様御供ニ而御下向被成由、尤其節積御事共、萬々可申達候、恐惶謹言、

八月八日
本田佐渡守^(多)
正信^(判)^(花押)

鎌田出雲守様
御報

80 明日 惟新様御方へ御越之儀者、一定其分ニ而御^(坐)候、併今日之様ニ、終日之雨ニて候者、迎罷成間敷候、されとも晝前よりも雨晴候者、御打立候而可被成御越との儀共ニて候、さやうニ可被成御心得候、恐惶謹言、

三月十一日
伊勢平左衛門尉
貞成^(花押33)

鎌田雲州
御報

81 如仰今朝被成官下、日來之本望不可過之候、就其祝之儀承候、不及御吳見候、とかく先貴所（御より）の御祝物をいそ

ぎ給度候、それにしたかひ可申候、貴所も御申あるへき由尤ニ存候、てるまの事久保與九年前之儀、御舍弟甚吉殿御存ニて候間、御尋候て可被仰調と存たてまつり候、於御同心者可爲本望候、恐惶謹言、

二月十四日

（花押34）

鎌藏人様
御報

伊平左衛門尉

以上

82 態令啓候、仍先日者致參上候之處、種々御懇難盡筆候、惟新様御氣相其後如何御座候哉、自是奉存計候、尤又と致祇候可申上處、取亂候故、不及是非候、就者川上四郎兵衛尉殿・本田源右衛門尉殿迄、以一書様子令申候、可然様以御談合御披露所希候、恐々謹言、

十二月廿三日

（新納久元）
近江守

久元（花押207）

新納左右衛門入道殿
御宿所

83 就御馬追三町衆迄祇候可申之旨、被仰付候、今年之事ハ、乍早晚御晴、可（龍）出支度一人も無所持候、悉所領持申候人衆（御者）を、火事之時吉惡燒捨候之條、不及是非候、即刻申者付候帷・肩衣等も晴着可被申ハ有間敷候、大概之火事者思召候哉、況裕革袴之儀不單沙汰候、勿論緩疎之非申事候、爲御存知候、菟角自是可申展候、可得貴意候、恐惶謹言、

三月廿七日

（花押）
忠元（判）

「上名」
圖書頭殿

新納武藏守

伊集院右衛門大夫殿

忠元

本田下野守殿

實報人々御中

84 尚々、わの太夫と申ハ、肥後之隈府之沙汰人にて候間、愚老退申候時、供を仕、女房子を捨罷居候者之

事にて候、此等も武役をする者同前ニ候、かた／＼

わつか三反〔三〕て候、さしをかれ候ハ、可忝候、尙

細々松山方可被申上候、

一[▽]文珠院より、隠居付之所領、ひさつき申、二[▽]反買申度

由候て、態人を被遣候、御取成所仰候、

一[▽]松隈寺東堂さまより御使僧を至我等預候門口之所領、

是者替可給候へと、御配當御人衆へ侘之由候、是又被聞

召分可給事、偏各奉憑候、

一[▽]わの太夫、神領六反召上候へハ、役ハ難成申、少御禮

を申させへく候、御免許可目出候、恐々謹言、

六月八日

(新納忠元)
爲舟判

曾や老

拙齋

一[▽]伊宮内少輔殿

爲舟

八木民部左衛門尉殿

御宿所

(忠元一代文書)ニヨレバ「正文在伊集院書太(トアリ)

85 以上

貴札具令披見候、仍勘左衛門尉事、度々被仰越候、尤之

儀候、何^⑧も從是以一人御存分之通承、依様子御侘可申

候間、不能^(詳)祥候、恐惶謹言、

七月五日

新納武藏入道^(花押)
爲舟〔 〕

鎌田少外記殿

御返報

86 度々承候、御同名外記殿内衆之儀、取前より可返進候由

申候、乍去外記殿御心中、委承届可返申ため〔三〕今まで

如斯候、同者貴老之御心中無御別儀之旨、一通をも被下

候、彼者ニも可罷歸候由、堅可申付候、巨細御使へ申入

候、恐惶謹言、

霜月廿四日

新納武藏入道^(花押)
爲舟判

〔宛書不知〕

87 御披官之儀ニ付、池上藤右衛門尉殿并御狀被相添候條、

勘左衛門尉異見共雖申聞候、既可御成敗旨承付、申知

する人にて、不 於事實者、彼者申所尤候所を、憑來たる者候事候之間、承得候分御返事申候、巨細猶御使者可爲御演說候、恐惶謹言、

五月廿五日

新納武藏入道
爲舟(花押203)

鎌田少外記殿

御返報

88 如仰先日者御披官之儀付預芳札候、遂御報候處、又被仰越候、具承届候、扱彼人申分ハ、可被成御成敗由聞付候故、愚老を頼其身無疎意通申達、以御糺明之上、向後身上無心遣奉公可仕之旨、被申事候、近頃申惡儀候へとも、打頼被罷越候間、不及了簡申入候、於被召置者先被遂御糺明、一着之上を以御談合申候者可返進候、爲御存知候、恐惶謹言、

申儀にて 打頼罷越候故、難默止候、其 申候、

討手などの事も大かた存候由申候、一人指越、於爰

元彼人申分被遂聞召届、事濟申候者、無別儀可返進候、

六月廿日

新納武藏入
爲舟(花押203)

鎌田

89 猶々此所を憑候て參候者之儀ニ候、返し可申事仕に
くき儀ニ候間、是非共 御侘可申覺悟にて何かと申候、巨細ハ五日中申へく候、以上、

如仰度ニ承候、子細從此方以一人可申入之由、先度御返事申候、然處、頃者此地御祭禮ニ付取紛、于今延引心外候、必近日使を以可得貴意候、聊油斷有間敷候、爲御存知候、恐惶謹言、

八月五日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田少外記殿御報

90 御披官爰許を頼參候ニ付、毎々預御狀候、畏入候、御分

別承閉目歸シ可申由、以使申談候、其辻毛頭無相違候、急度然々ノ使を可被懸御意候、此中頼來候園田狩野介方へ、相點合歸シ可申候、彼狩野介昨日ハ留守之故、御報延引申候、爲御存候、恐惶謹言、

十二月三日

新納武藏入道
爲舟(花押 203)

鎌田少外記殿

御報

91

已上

走者之儀承候、不致失念候所を頼來たる者之事候之間、能々申談彼者之進退行末健固之御嚶ヲ承、閉目可致御談合候、題目頼來候園田狩野介、今朝拂燒(曉)ニ 祢答院へ被罷越不有合故、御報無然々候、爲御存知候、可得御意候、恐惶謹言、

清和天廿六日

新納武藏入道
爲舟(花押 203)

鎌田玄番殿

御報

92

猶々御狀之日付者、正月十九日にて候、此方へ到來申候事ハ今月十二日にて候、不審ニ存候、爲御心得候、以上、

又申候、頃眼氣出合申候、依夫印判仕候、

如仰御同名外記殿内衆之儀ニ付、承子細度々ニ及候條、然々之人被指遣候へ、彼身躰之儀向後之事申承、定其分可申付候由、御返事申候、聊此方々無別儀候處ニ、其後外記殿々菟角不承、如何ニ存候、さてハ外記殿不慮ニ遠行被成候哉、笑止ニ候、定而就夫此中不承候哉、然者此度始而從貴殿承候、御眼前之儀ニ候へとも、又あらたまり承候儀、寢前外記殿へ申たる御返事ニハ可相替候、彼者申分委被聞召届て御肝要ニ候、恐惶謹言、

二月十三日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田玄番允殿

93 長菊殿御披官之儀ニ付、又々預御狀候、扱者貴所御眼前

之故以、こゝより被仰始候哉、御尤候、然處彼者格護之人、日向へ十日計之暇を被乞罷越申定候、其辻以夜深ニ罷立候、未尋申候、菟角彼人被罷歸次第存分を承、從是可申候、八幡も御照覽非偽候、取前彼者其地罷退事故、外記殿可有成敗之内意を承付參候條、其旨を能く被仰分承分候て、御眞實を吾等ニも被仰聞、承届次第ニ御談合不可有別儀候、急ニハ不及分別候、爲御存候、恐惶謹言、

二月廿三日

新納武藏入道
爲舟判

鎌田玄番助殿
御報

94 態令啓達候、自求广犬童休〔意〕書狀被遣候、夜前戌刻到來申候之間申上候、奥州様御船去十六日ニうしまと〔に〕て見たてまつりたる由、舟衆申候通被聞候之間、愚老迄注進申候由承候、尔ミ之子細〔者〕無之候得共、毎々如此之懇意被申候事候之條、彼〔一〕通相添次之時者御禮被仰遣御肝要令存候、従求摩之書狀上申候儘、不能巨細

候、正説之〔者〕ニ〔ハ〕不見得候間、國分ニも鹿兒嶋へも不申上、爲御分別候、恐惶謹言、

「年間不知乱すべし」
卯月廿四日

新納武藏入道
爲舟判

〔忠元一代文書〕ニヨレバ、「在山田助左衛門」トアリ

〔本文書ハ「舊記雜録後編四」五八七號文書ト同文ナリ〕

〔ロキル、ク〕

95 被召寄御糺明可然存候、但五本松ニ而仕候山賊、領内違候條、御穿鑿有間敷候儀ニ候ハ、以來重而申間敷候、

此方百姓中之儀者、任御法度、主計守より刀狩被仕、無

正躰儀ニ候、鹿なとねらひ候とても、武具を持山中ニ而

山賊出來候ハ、狩人可爲越度、恐惶謹言、

十月三日

木原德齋

新納武藏入道殿

〔忠元一代文書〕ニヨレバ、「在大口新納氏」トアリ

96 猶々京江戸弓すきの衆、もち料のからハ、ちと篋はそく候て、きしの引尾を付たるを被用候、委曲以面

申度候、さて／＼そのうち、御手前弥あかり候へんにて申度候、

一天下弓第一ニはやり申候、弓よはく矢なともかろきやうなるを各御このミと見え申候、爲御心得候、

遙々不能向顔候、仍其地之蘇嶋の矢筈望敷候由、民部老江申入候間、から筈、つねのからよりハちとほそく候て、いかにもかたき筈を二百ほと御伏せ可被下候、又まきハら筈・すやき筈の間五十、伐夫等入候ハ、仁禮左近殿へも申越候條、彼方へ被仰通候而、調候様ニ萬々頼入候、恐惶謹言、

八月廿七日
三原左衛門佐(重層)
(花押遊)

山土佐守様

97 七月十七日着岸、以來〔者〕仕合具可申候へ共、此者如存用繁候間、不能懇筆候、乍去幸侃かたへハ一書を以申下候、かしく、

九月十三日
(近衛信守)
(花押遊)

一乘院

(「島津義久譜」ニヨレバ「正文在坊津」乘院トアリ)
(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一一三號文書ト同文ナリ)

98 主從四人指宿内藏助殿同三人、種子田喜右衛門殿同貳人、荒田助左衛門殿同貳人、種子田八右衛門殿・岩田藤七兵衛殿・吉田喜之助殿・有村少左衛門殿・田島甚右衛門殿・肱岡助兵衛殿、右之人數、一左右次第ニ可申渡候間、被打立、如瀬之浦被差越、彼方ニ而飯米被受取、山田主計助殿下知次第乗船可有之候、川取之外ハ、四人相中ニ夫賦付、
人躰拾貳人 外持夫三人
右人數、一左右次第貝ヲ吹せ可申候間、則被相立、名護浦可爲乗船、船三枚帆三艘賦付可申候、壹艘ニ付人躰四人宛可被乗候、四人間ニ相中夫壹人ツ、賦付可申候、飯米茂福之江方相渡儀候得者、被取籠候間、若無御用時返上成兼可申候條、三日飯米手前より用意ニ而

も可然候、難成衆之儀も可被受取候哉、御談合有度候、
長崎迄被差越儀ニ而者無御坐候、已上、

亥七月六日

賦所

指宿内藏助殿

99 俄上京之由、霖雨之節御難儀察申事^①候、然者御國御仕
合結構ニて珎重候、將又目錄之通令進之候、遙不得思慮
近日參越憑存候、恐と謹言、

卯月廿四日

本多佐渡守

正信花押

新納旅庵老^(長住)

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二二五〇二號文書ト同文ナリ)

100 重久名之事、持合ニて候間、何篇不相濟由候、就其諸所
六ヶ敷儀出合候時、兩人被成談合事成候様ニ可然候、先
と一節たるへく候、追而可申談儀候、恐と謹言、

十二月廿二日

伊右入道^(忠横)

幸侃^(花押27)

平田狩野介殿^{〔宗應〕} 「慶長五年戰死于
上原源右衛門尉殿^{〔尚氏關ヶ原之役也〕}」
參

101 御□□之儀、師匠以來御奉公被申段無其隱候、子細者朝□

上様之御祈念等之儀被仰付候、殊更□□御□□被

被仰出候へ共、依御取亂之刻、いまた一かとの御禮な

候、彼仁之事ハ平僧なミにてハ無御座候、□家三ツ二

分知行□□

可被指置候、菟角平寺家にてハなく候、如此申分□

□□肱枕老へも又何れへも□□御談合衆□□

□□乍去何肝付へ可罷越候條、やかてまかりかへ

り談合申へく候、已上、

六月十一日

上原筑前守殿

長壽^(花押195)

參

102

追啓御兩所へ、各前ニ墨壹雙・筆二對宛令進獻候、

拜期再音候、已上、

依幸便啓一封候、仍矢野主膳殿去年已來〔家久公〕 少將殿様之御

勘氣故、方〔元駕カ〕之流浪痛敷存候、夏中者當山籠居候而、則青

巖寺江令召請、一節相物之俗人之寺棲果而不似相事候之

條、連々 少將様江御有免之御任言可仕心中候、此趣

惟新様へ御傳達所仰候、乍憚嶋圖入并此志紀御兩所江申

越候、以御次此旨於被仰者可爲本望候、恐々謹言、

六月十六日

〔高野山〕
青巖寺法印
政遍〔花押圖〕

川上四郎兵衛尉殿

本田源右衛門尉殿〔親商〕

まゐる
御宿所

猶以自然御狩藏へ近付申候てハ、猪行事か曲事ニ罷

成候する、其時〔トキ〕ハ不可申付候由、言上いたすへく候、

右入念ヲ申渡へく候、下〔マタ〕つはなと候て此分たるへ

く、猪行事か下知ヲそむき候する者、兩國ニおいて

誰人ニよらす、せいはい可申、かたく被申付候、以

上、

御馬近日可入由候、さてハ上様も定而やかて御下たるへ

候、それ付、三〔後〕くほうしるひらの野山かたへたてをき

候やうニ、薩摩摠行事殿ニ而可申之旨ニ候、少茂油斷有

間敷候、やかたてたふせ谷山ニも此うつしヲ遣し候て、か

たく仰可候、かしく、

七月廿九日

薩州小狩行事印

蒲地伊賀入道との

〔右狀讀兼候所多シ本マ、寫置也〕

104

尚々山城入道殿ハ、城やしきにも御移なされ候て哉、

承度候、ふもと人ハ當分無之候之間、とかく城屋敷

〔ヲ〕可進覺悟候、重而御談合申へく候、

先日其方城屋敷配當事申越候へ共、今少御ひかへ〔御有へく〕談合

候へく候間〔候重而御談合〕如此候、爲御心得候、恐々謹言、

十一月六日

町田入道〔久倍〕
存松〔花押〕

蒲地伊入道殿

大野將右衛門尉殿

御宿所

〔町田氏正統系譜〕ニヨレバ「國分蒲地孫太郎殿」トアリ

105

〔尙〕^①と、此石之事、然與相究候て可承候、少も由斷
あるましく候、

太守様來月二日、田布施^②御光儀^③て候、三日四

日間其地八幡宮へ御社參たるへく候、可其心得有へく
候、石見九兵衛尉へ被仰付こそ肝心候、

一 壹石付貳舛出米之事、壹石付壹舛五合出米事、然者相
究候て可承候、來月二日ニ京上之船^④入へく候間、如
此候、

一 今度之人別錢事、早と此方へ可被持せ候、於此地行衆
へ可相渡候、恐と謹言、

二月廿六日 町羽入
存松^⑤(花押)

大野將右衛門尉殿

蒲地伊入道殿

〔町田氏正統系譜〕ニヨレバ「國分蒲地孫太郎殿」トアリ

106

尙と、此許にてハ平田駿河入道殿木脇^{〔本ノマ、〕}善入道殿へ
御合點有へく候、以上、
急度申入候、

一 公儀より無御用人上洛候てハ可爲曲事候、此由申届候
事、

一 別而可致談合之子細候、貴所御參上なく候者、所之衆
中兩人程今月廿四日ニ當所へ越着候様、可被仰付候、
同之自身御越候へと存事候、爲御心得候事、

一 其許衆中二拾石より内之衆、殿文字を除、銘とニ家名
を帳ニ被書立候て可預候、御用之儀候之間、不可有御
油斷候、恐と謹言、

五月十八日 本下入^{〔本田親貞〕}
三清判

蒲地伊賀入道殿

尚と、きりつほの下女と候へ者、奥へ御格護ニ相似候て悪候之間、兄之玉利名字之「事」之下女と（前）申て可然存候、兼又枯穂之帳御持せ候へ共、門屋敷浮免持合候人無之候之間、其元沙汰人へ談合被成、早と付記可被差越事專一候、當所衆之内爰元へしれ申候（前）於之分く書付候、持合之仁（前）凡しれ申候へ共、在所何方と無御坐候間申事候、

奥へ被召仕候きりつほ之兄玉利名字之仁所へ、豊州之者有之由、只今納所衆より承候、其元糺明（前）被成候ニて候書付、同前可被差越候、左候ハ、きりつほの下女とハ御無用ニて候、玉利名字之下女と可有之候、乍不申日記之書様此中申越候之間、不能細筆候、恐と謹言、

正月晦日

町田羽入

存松（前）花押判

大野將右衛門尉殿

蒲地伊賀入道殿

御宿所

〔町田氏正統系譜「ニヨレバ」國分蒲地某藏「トアリ」〕

尚以其方へ公役之人數別紙ニ書付候て持せ候、此日記之内（前）ナシ（語順ハ譜ニヨリ訂正ス）山田藤内左衛門殿ハ當時川邊之新城へ罷居候間、其元より被仰理候て可然候、兼又御方門前屋しきの儀ニ付、（比志嶋貞貞）比紀州合點不參候哉、其旨我共ハ乍若輩無心元候、さてハ最前之墨付を可被見せ候（前）申候哉「や」それ候たニ紀州手前より最前被遣候墨付之儀候間、今更見させらるゝにおよハす候と存事ニ候、それハ何度被仰く存事ニ候、兎角入組ハ存松被罷下候ての儀ニ候（前）申被仰遣候て可然候、「自」然爰元へ承候（前）付「共」其分申へく候、若又可承儀共（前）候へ「早」と「可承」候、（前）ナシ「以上」

御札令披見候、仍而御方へ移衆皆と就公役可被參候由候哉、委細得其心候、即時ニ可申渡候、乍去爰よりいしう（前）被付公役候衆多候ゐんへ（前）公役候衆之條、其「元」を折はつし候て當時伊作へ公役之人（前）數「粗」を書付候て持せ候、彼衆解役之分ハ先日此方へ大野將右衛門殿御越候刻、巨細付立候て相渡候間、定而其元へ御上候と、存事ニ候、尚以彼衆へも御方へ

可被參候由候之間、即時ニ申渡へく候、定而追付可被參

候間、不能細筆候、恐々謹言、

四月十一日

町田源左衛門(尉)
久政(判)

蒲地伊賀入道殿

御報

〔町田氏正統系譜〕ニヨレバ「國分蒲地殿」トアリ

109

返々以參可申入儀ニ候へ共、乍自由以一禮申候、入

道へも御心得候て、御傳達所仰候、以上、

昨夜者御尋殊ニ種々御懇之儀共令祝着候、事之外給辭無
正躰候間、尤以參御禮可申入之處、却而御六ヶ敷可思食
令遠慮候、併無沙汰之様ニ候間令迷惑候、仍五明貳本、
誠之御祝儀迄ニ候、猶重而以參御禮等可申述候、恐々謹
言、

正月廿四日

進藤大藏少輔

久治判

蒲地二郎四郎殿

御宿所

110 以上

一書申越候、然者當年御諏方御祭禮之居頭役、町田名字、
長野名字ニ參候間、其地長野彦右衛門尉殿名字中之衆同
心ニて、來月廿日ニ必々參上候様ニ可被仰渡候、聊由斷
有間敷候、恐々謹言、

六月十三日

川左近監

久國判

喜攝津守

忠政判

111

尚々、夜中ニも御舟さへ參候者、御打立候する由候、
此狀ととのへ申候へハ酉刻ニ成申候、御舟不參候ハ
、咲止千萬ニ候、彼九さ衛門尉かるくと參候、可
被添御心候、已上、

不圖以一行申入候、今日其許へ可被成御越山之儀、しか
と相定候へ共、御座船當濱へ無之候之故、平松御老中よ
り今朝被仰通候、然共順風惡候て、只今申刻までハ自帖
佐御舟不參候、誠御前へ御支度被成候て御待候へ共、無

御了見候、扱々陸路も御越山候する由、上意にて候へ共、
以之外降雨にて、路川洪水ニ候間難儀候、依此等之儀御
延引にて候、一刻も御急にて候へ共、何方之事も不聞候
而、餘之御かミ様咲止之儀と思召候間、一人申付候、爲
御存知候、此等之趣 維新様へちと可被成言上事所仰
候、恐惶謹言、

六月六日酉刻

伊地知甚さ衛門尉

重起(花押22)

川上日向守

忠□(花押86)

秀堅老

伊勝左衛門尉殿

岩縫殿助殿

參人々御中

112

猶々具御使へ申候間不能詳候、以上、

吉田殿江參銀子拾枚御持候、我等受取申候、吉田殿江猶
申、無別儀候ハ、右之銀子相渡、吉田殿請取を取候而
可被下候、江戸江之御越御大儀候、御仕合能臈而御上洛

待申候、恐々謹言、

六月廿三日

本田助丞殿

床下

「近衛公付伊勢因幡守真知入道如雲」
友枕齋
如(花押32)

113

態申入候、

一 吉田殿江御祈禱之事度々懇ニ申候處、爲其計ニ此間吉
田之在所へ御越候而、被成祈念候而御禮等御下候、寶
現靈社之御たゞり、少も有まじき由御申候、珍重候、
一 貴所御上候時、銀子拾枚拙者あつかり申候、今度相渡
申候、右衛門罷上候時、緞子壹端御上候、是又渡申候、
吉田殿方之書付御禮被仰下候、
一 此間使を申鈴河豊後守かたへ銀子壹枚被遣候、是も渡
申候、忝之由申候、請取申書付下申候、
一 宰相様御鏡御法名、今度御上候、宰相様へ御事もとか
く申事無之候、但又御望之事も御坐候哉與先御かゞミ
ハ拙者あつかり申候、依御左右下可申候、

一惟新様へ以書狀申候、可然之様御取合頼入申候、恐と謹言、

返く吉田殿御祈禱相調近比御目出度候、

十一月十一日

友枕齋「雲」
如□(花押32)

本田助丞殿

床下

114 如仰今朝者細と申承大望此事情、其後自是社とかく可申入候處、何かと取紛候て御無音心外候、拙者も明朝出仕申候て、御暇可申かくこ御坐候、貴老も御さし出候ハ、今少御談合申度候、源右殿貴所御奉公候へ者こそ、拙者も心安罷居候儀共候、こゝを以是非共御合點候へかしと存計候、今夜終夜御思案有へく候、我等も思案申すへく候、大事之時分御坐候間申事候、恐惶謹言、

七月十八日

六右衛門尉
正親(花押33)

本田助允殿

實報

115

猶と申入候、此借用ならず衆中と數と借用御坐候、皆と初秋可被相究由、右兩人にて平左殿被仰置由候、是も同前たるへく候、其時分涯分肝煎可申候而、又其後ハ一向御無音ニ罷過候、所存之外候、何共五三日中參候て可得御意候、已上、

如仰先年鹿兒島と御光儀も御雜賞衆中と上被成候制儀ニ而、御物御取替被相調候、此始末御下ニ罷成調申候付、借狀なと仕置候、此算用之儀、伊平左殿御上洛前ニも我等前と有與左殿・伊主馬殿申候へ共、如此之借用方、幾通も御座候間、其同篇ニ可相濟様ニと之故、不及力候、其後又内山乗右殿・伊地知掃部兵殿、借用方之使させらるゝ儀御坐候條、平左殿へも此兩人迄内儀申候へ共、右同前之御返事にて候、初秋ニ可相問由候間、任其儀申候、我等としても聊非油斷爲御存候、恐惶謹言、

五月八日

海老原掃部助
爲信(花押63)

本田助丞殿

人々御返報

116

猶々明後日鹿兒島へ日記可差上候間、今明日中ニ相濟候様ニ御分別專要ニ候、少も御延引有間敷候、以上、

貴老御差出算用候而、公儀江各御同前披露可申覺悟候、然ハ於京都之給銀不相濟候間不定候、於京都馬壹ツ之衆者銀子三百目宛盛候由風聞候、實儀不相存候、源右衛門殿御熱談ニテ預示度候、恐惶謹言、

二月九日

比志島源兵衛

國幸(花押216)

本田助丞殿

人々御中

117

御門王條王之寫一ツ被持せ候、先々拙者請取置申候、や(書カ)かて比源兵殿へ可申候、昨日ニテ條書初條と帖彦々本六(比志島幸)右老へ被申候條書相違之由候、彼是承届候、出合之砌可申候、將又書狀之内兩舌之事共分、段々御置目被相背候分、何も一稜之條書ニテ可被下候、兩人共ニ貴老被仰たる條之内、失念申たる事共可有之候、爲御存知候、恐惶

謹言、

五月十六日

(五代) 五右入

友喜(花押10)

本田助允殿
御報

118 御寺領之内加世田小湊之鹽屋之儀、加子役可爲免許候、若於其所殿役等可有之時者、堅固ニ相勤候様可被仰付候、恐惶謹言、

卯月十日

伊勢兵部少輔 貞昌判

比志島紀伊守 國貞判

〔川邊〕

寶福寺

玉搦下

119

〔川邊寶福寺文書〕

熊嶽へ、先年 日新様以御判しほ屋壹間被相付候、其地へ有之由候、近年雖被成(寄)破候、今度又被成御付候、被相糺無吳儀可被引渡候、巨細へ御使僧可申候、恐々謹

言、

三月四日

平太郎左

增宗判

本田助左衛門⑧(ナシ)殿

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編三二」一五四二號文書ト同文ナリ)

120 熊岳之儀、從前ニ諸所以勸被相續候處、近年御分國諸式御改易以來、斷絶之所有之由御理之條、則近引付候、如舊ニ不可有吳儀之狀如件、

三月廿八日

比志嶋紀伊守

國貞判

鎌田出雲守

政近判

忠徳山

寶福寺

玉机下

(表紙)

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 二

121

書物

【加治木鹿屋仁右衛門】

一 先年關ヶ原落足之時、某事肥後表罷下候、然處ニ彼地ニて薩摩入之由候而、黒田如水・加藤主計正・龍藏寺・橋左近將監其外國衆餘多肥州八代河田村へうち入、萬事其催候處ニ參合候、然者河田村肝煎所者、先年河上三河入道殿宿被成ニ付、我等知人之儀候間、彼

人ニ取合申、軍衆ニうちましり、彼表之やうす靜ニ見申候、其外行之様子共、彼人念比ニ物語申候、其上三河入道殿へも御傳言と候て申入候條と、

一 軍衆無人衆之事、

一 伊集院源次郎殿野心ニて、使兩度參申候ニ付、彼肝煎小船二艘度ニ仕立申、河田村うやなきより指下候儀、其かくれなき事、

一 諸廻船御用心可入候、からくりハ船手方より入申候事、

一 薩方手強可被召出候ハ、代表之衆もさつま方へ御奉公司申上之由被申候事、

右之通承候而、十一月十日ニて軍衆ニ打ましり候て、芦北表ニ罷出、諸大將之もやう、人數、長のほり數等まで委數見及申、則其日つなき浦より山ニ入申、それカ出水・米之津ニ罷出候事、

一 出水表ニ者紹益様・本田六右衛門尉殿御座候、則右之通申入候、堺目様躰念比ニ被聞召候、大慶之由候、早

と帖佐へ罷越、 惟新様へ可申上之由候事、

一 惟新様被聞召上寄特成儀、 態山くゝり被成御遣候而

も、 仕合ニより今程迄有ましき儀も可有之處ニ、 此度

と爲御家致忠節候、 可被加御褒美之由候而、 忝御意候、

則伊勢平左衛門尉殿を以被 仰聞候、 扱者追付 龍伯

様 薩州様へも可申上由候而、 新納四郎左衛門尉殿被

成御付、 富隈へ被召出、 於彼地ニ 御兩殿様御同前ニ

被聞召上候、 御使鎌田出雲守殿・平田太郎左衛門尉殿

ニて御座候事、

一 其後筑前々黒田甲斐守殿京都之無事可有取成由、 使と

して鳥居勘左衛門尉殿被差遣候、 彼人をハ日州八代へ

被召置、 伊勢平左衛門尉殿・相良五郎左衛門尉入道殿

御越候刻、 某被召列、 其後筑前へ我等事三度罷越、 種

々御使共仕候事、

一 其後京都無事相調御上洛之刻、 伊勢平左衛門尉殿被成

御供ニ付、 我等中原圓乗坊被成相付、 方々御奉公申上

候事、

右條々如此御奉公仕候ニ付、 最前御褒美之首尾として、

知行十石・屋敷一ツ、 入來市比野村へ被下候、 御使伊

勢平左衛門尉殿・本田源右衛門尉殿ニて承候ニも、 當

分御隠居之躰ニて、 御知行相迫ニ付、 乍少分被下候由

候、 忝 御意候、 其外高麗人兩度罷立、 何篇無別儀御

奉公之儀、 相勤申候へ共、 今度無足ニ罷成、 迷惑千萬

之躰候條、 可然様ニ被聞召入可被下事、 奉頼候、

已上

卯月廿四日

鹿屋壹岐守

122

掟 (島津家久)
(花押山)

一夜不入うちにせびをおろし、 門番堅可申付事、

一 無餘儀用ありて、 夜中に門外へ出者有之ハ、 町田勝兵

衛尉切手を取可出事、

一 大酒物見物詣可爲停止事、

一 喧嘩口論兼如令法度不可有相違之事、

一 普請其外公役之儀ニ付、 疎略之輩あらは無用捨届置可

遂披露事、付暇を不乞他出有間敷事、

右條々堅可相守之者也、

文月十日

123 一天正十五年四月廿八日、平佐城從大閣様被成御責候、

其節之地頭桂神祇殿籠城、寄手之大將小出大隅守殿御

舍弟大將殿九鬼八郎殿ヲ、我等祖父原田帶刀、以弓右

之八郎殿ヲ射申候、折節太閤様御方へ相圖之貝聞得申

候故、夫々双方和談御座候、其砌大隅守殿家老佐々木

鞆助殿・佐々志賀丞殿を以帶刀被召寄、大隅守殿於御

前承候ハ、八郎殿承候^{〔本ノ、〕}矢者、何番目之矢ニ而候哉と、

被仰付候付、八番目之矢ニ而御座候由爲申上由、其日

矢九筋射出申候而、九人射伏申候矢之内、八番目ニ而

候故、右之由返答申上、則御悔仕候由承置候儀御尋、

書付如斯御座候、此段日帳ニも留置爲申儀御座候、已

上、

丑五月廿二日

原田市兵衛

隈城
御覽衆中

124 一平佐御城普請ニ付、普請衆兵糧渡方之儀、一日ニ三度、

一人ニ付七合五夕ツ、之事、

一就右之儀而、御藏入より可被出御用^④并普請衆之事、

可隨御觸事、

右兩條之事、北郷作左衛門殿・相良新右衛門殿ヲ可

被仰渡候間、ゆるかせなく可被相調也、

十一月十一日

伊勢平左衛門^{〔眞成〕}判

鬼塚主稅助殿

宮路三之允殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編三」一五六九號文書ト同文ナリ〕

125 一令申候、大山三次殿不慮之儀出來候而、御成敗被仰出

候、然者大井七左衛門殿・拙者兩人被仰付、正月四日

伏見方大坂江罷下り、明五日三次殿へ腹切せ申候、年

之始之御奉公ニ、大事之儀ヲ被仰付、心遣ニ存候處、

無吳儀三次殿腹切被申、外聞能御使申濟、令満足候、

左候而、今月七日ニ伏見ニ參り、同九日殿様御供仕、

又大坂ニ罷下候、此等之儀爲意得申事候、謹言、

正月十二日

(有馬)
藤七兵衛純房判

126

一好便候條令申候、仍世上之事六ヶ敷罷成、さハかしく

躰ニ候様子者、内府様御内衆伏見御城櫓籠候を、諸

軍兵取卷、夜白ニ責候、未落去候、惟新様奉始御供

衆方無隙軍(身)被成候、我等事此内大坂江被召置候得

共、人數一分伏見(被)召寄、當時城(本ノマテ)之被仰付、相調

候城(同今)より之鐵炮ニあたり、手負有之候得共、我等事

合候事、さりとてハ幸之儀ニ候、隨分無油斷御奉公可

仕覺悟ニ候、其元之儀何篇無油斷分別頼入申候、千代

丸兄弟手習其外人ニ成候様、吳見頼入申候、恐惶謹言、

七月廿三日

有馬藤七兵衛純房判

宿許
まいる

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一三九號文書ト同文ナリ)

127

其表御軍勞之由雖承及候、互遠路故申隔候之處、自京都

之書狀遮而被遣候、御丁寧之至長入候、其方無爲御座候

哉、爰元御同前候、仍喜入衆大方大坂被參候歟、肝要之

儀候、殘而二三人候之由、如何之分別候覽、是非之外候、

彼衆替御のほせ候て可然由、弥太右衛門尉上書ニ候、鎌

雲州へ被得御意候而肝要候、猶追々可申承候、恐々謹言、

(新納忠元)
新武入

爲舟(花押)

七月廿一日

前田久右衛門尉殿

御返報

128

『水引執印文書』

今度相論之事、以有恕之儀先ニ被差置候、神妙之至候、

仍惣官職之事任前之筋目可有執務候、社司神官等如先規

可隨御下知之旨被仰出候、以此趣可有御成敗條可申由

候、恐々謹言、

【文明中】
五月十日

【平田右馬助】
兼宗(花押218)
【村田肥前守】
經安(花押212)

執印殿

(三郎友秀ニツタル)

129 『水引文書』

度ニ承候、惣官職之事、執印職ニ御定候上者、不可有餘儀存候、殊今度御子息其役取沙汰候事歷然候、雖然爰元致披露、濃州相共ニ可申達候、少も無御等閑之儀候、恐々謹言、

【文明中】

霜月廿二日

執印殿

御返報

【村田肥前守經安】
經安(花押212)

130 『水引執印文書』

猶々各八城へ被登せ候へ共、貴所之事者御造營ニ別而御入魂肝心たるへく候、

就御造營干部會之侘、各御申ニ而候歟、乍去御感無餘儀子細候之間、不用有間敷様御達肝要候、題目御祈禱之儀

候之條、難澁無之、入魂可目出候、恐々謹言、

二月八日

【町田】
久倍(花押235)
【平田】
光宗(花押220)
【伊集院】
忠棟(花押28)

執印河内守殿

御宿所

131 『水引執印文書』

□□々前廉其許へ□□ニ御案内可申候へ共□□兒嶋御方角之□□之條申候□□先かこしまへ□□鹿兒嶋申入候、定而其許へ可被仰渡と存候、其地之儀彼是御入魂尤候、猶期後音候、恐々謹言、

菊月十八日

喜入大吹助
久正(花押92)
平田久兵衛尉
宗親(花押221)

執印殿

御宿所

『國分宮内澤氏家藏』

野村方

山北若狭守

落合伊與守

大脇方

近年

佐宇津次郎右衛門尉殿

荒武彦四郎

野村又五郎

河野兵衛左衛門尉

落合河内守

大脇孫二郎

一式引物於鶴戸 嶋津殿江御參會之時、落合□□仕られ候、

一祐國様くしまへ御越候時、式引物野村□□仕られ候、

一相良殿御祝儀定之時、式ノ引物長倉兵庫頭□□、求麻

よりハ相良左京亮ひかれ候、

一祐國様佐土原へ御鞆入之時、式ノ引物落合河内守請取

被申候、

一近年嶋津殿御祝儀之時、式ノ引物垂水讚岐守、あなた

よりハ本田又二郎、

一正月御年男代と稻津・落合申され候、御隠居なされ候

へハ、野村方なとも被申候つる、其外荒武方なとも申され候也、
敷

一祐堯様之御時、野村方御年おとこ申され候へ共、おもてかたの御酌ハ申付られす候、おとなしきかたにて候つる、御隠居にて内と御年男にて候つ□、御惣領の御年男ハ前代より稻津・落合申され□

一正月三ヶ日御わうはんには、代と初獻ハ御年□御酌被申候、三獻めハ長倉殿、二獻・四獻ハ山田□津留・大脇方、五獻めハ稻津方御年男候へハ落□、
(合カ)落合御年おとこ候へハ、稻津方にて候、

一正月御のはしめ長倉殿・荒武、すえハ落合・長嶺、彼名字被仕候事ハ爰かしこにて、矢合共被申候而、吉例にさせられ候、

一つかひ弓此前ハ三番にて候、御日記共候らん敷、
(結)

一番池尻左馬助殿 荒武方

八八十町御給のよし申候、

一祐重様御下の事、御年來衆馳走被申候、中にも宮田法

玄坊・垂水辨阿舍利、別而御奉公申され候と申傳候、其時のおはしも宮田にて候つるなり、

一 祐安様其後他腹にて御座候、木脇長永の□に御成候、それより凡御祝儀の御調候敷、聶□御時御座敷にハ長倉次郎左衛門尉殿、後ハ常□申御參候、式の引物御太刀・鎧ハ落合出雲□請取、鞍置馬ハ河崎丹後守、はた馬ハ湯□治部少輔と、久しき日記にあり、

一 祐立様土持殿へ聶に御成候、祐堯様も聶に御成候、土持殿をも越前守殿御姉上にて、聶にめされ候、うちむかひ・打送・御こしよせ、稻津・河崎兩人、御打迎の人數長倉殿・落合殿其間湯地・河崎・野村・長井此衆申され候、御日記御座候らん、御一家之内衆にて候つる哉、

一 山田・荒武・津留・大脇ハ當國之住人也、古ハ京都之取次を被申候なる、御下向ニよて御年來になられ候、御酌・かよひ、御佳例につゐて被申候、長井ハ山田にて候、

一 垂水ハ富吉の住人、祐重御下向の時別而忠節申され候、土持一性也、

一 深歳殿ハ祐宗の御子、落合北坂入道息女の腹也、御親父祐光の御ため、深歳所町祐光寺と號してくたし御申候、俗別當ニ御成候て御かくこ候敷、今ニ祐光寺とて木脇ニあり、さやうなる御筋目によりて、今ニ七月御寺參の御代めされ候哉、七月御寺參之時之御太刀ハ、野村方持申され候、自然ニ禁忌之時も同前也、

一 八幡御神事九月十六日也、御社參騎馬にて、御さきうち長倉殿・落合方兩人馬上也、八幡にて御宿より御社參候時ハ、かちにて石松殿稻津方御供ニ候、御太刀御進宮ハ落合方にて候、

一 祐堯御くし、落合出雲守はやし被申候、御もりハ雲州之子治部少輔被申候、

一 祐國御くしはやしハ、祐堯御はやし給候、御もりハ垂水中務丞申され候、

一 尹祐御くしハ祐堯様御はやし候、御もりハ稻津雅樂助

被申候、

一 祐充御くしハ尹祐御はやし候、御もりハ落合源左衛門尉申され候、

一 上別府殿ハ小申にて候ツ、別府六十町もたれ候、在京之由被仰候處、小申の事小番共申候、伊東殿名代として罷のほり候ハ、とかく被申候事有間敷よし御申候間、さらハ伊東之下野守として上洛候へと被仰候、其より入一家としてこそ、上別府と申候へ、於京都御用に被立候、忠節の方也、

一 上畑之肥田木、あやの山ノ陳之時、忠節申され候間、六郎を給、代ニ六郎次郎と申候、

一 御前迎之時御こしよせ、稻津方・河崎方、御中間ふせせき屋、

一 いちの臺のこしよせ、荒武方兩人、御中間くら衆兩人、一 御はくのこしよせ、井戸川・井尻兩人、

一 御前様御社參など御ありきノ時御こしよせ、落合名字兩人、御中間ふせ關屋、

一 祐安の御もり落合出雲守、

一 祐立之御もり垂水兵庫頭、

一 興禪寺、祐重の御太刀りほんと申候御寺也、御くたりはしめに御建立之御寺也、

一 光臺寺、祐重御建立之御寺也、

一 八代常喜寺、祐安の御寺也、

一 長持寺、祐立・祐堯之御代よりの御寺也、

一 光照寺、祐國之御建立之御寺也、

一 惣昌院、祐堯之御寺也、

一 其外之諸寺、御代ニ御建立也、

一 嶋津忠國、(伊東祐安女ハ忠國ノ母ナリ)祐安の御聲也、嶋津立久、祐堯之御聲也、

一 嶋津忠治、(伊東)尹祐の御聲也、三代如此相良殿・新納殿・(忠國室ハ新納忠臣女)

尹祐之御聲也、

一 伊東ノとうの字、前代ハ藤と云字にて候つるを、頼朝

一段祐經へ御念比たるにより、東のかたに近く屋形作有之、東殿と申たるにより、東の字をいまに書侍ると

也、

一 祐持御下候、やかて御のほりにて、其後祐重虎夜叉役にて御くたり、野州の御子を養子にめされ候て、宮方將軍かたの御弓矢の時御用に御立候、祐安ハ他腹にて候、二番めにて候也、木脇長永のむこに御成候、祐立土持殿の躰に御成候、興禪寺前住ハ他腹之兄、祐堯土持との躰、興禪寺太けんハ祐國之兄、他腹本莊名字の女房達腹也、越前守殿ハ土持腹、祐國ハ野村右衛門佐兄弟之腹、祐邑同三河守殿母上同兄弟三人にて候、祐國ハ辰のとし、越前守殿ハ丑の年にて候へ共、越前守殿大方興禪寺二代も他腹により、かやうに候とて、殊外御うらミ六ヶ敷被仰候間、八幡にて御くしおろし、惣領にハ祐國御成候よし申候、祐堯被仰候て、池尻左馬頭・落合藤左衛門尉八幡にて御くしおろし、祐國惣領に御成候、辰の年丑の年にて候を、同年にて候つると今に申候方共へ、昔の事しらさる衆申事にて候、

一 就御當家之儀式、前代より大とちと申日記御座候つるを、都於郡の内城炎上之時分失候也、それより依事前

133

『福昌寺文書』

之作法相違之儀も候様ニ承候、向後も書付物肝要たるへきよし、年行たち申され候、

右條ニ落合河内入道・荒武古丹波入道其外年行衆、連々物語被申候、其上久敷日記などに見えるを少々書付候、頃者かやうの儀式相違之事共候間、爲後日書置候者也、

落合若狹入道
兼朝

如御存知以御談合三ヶ國之人勢之事、福昌寺江可有御合力儀定候、就夫當年者日州江廻來候、諸所相應之御入魂可目出候、巨細者從貴寺可被仰渡候、恐々謹言、

〔天正中〕

仲春二日

(村田) 經平(花押21)

(采田) 光宗(花押22)

(伊集院) 忠棟(花押28)

一所衆

諸地頭

御宿所

猶と薩州衆昨日之御動、可申上様無御座候、何方も其取沙汰にて候、以上、

昨日者於城中初而得貴意、扱と貴老様御動手柄之様子、驚目候、無比類通難盡筆舌候、敵貳人之頸切捨ニ被成候、我等事も頸切捨申候、于今存候へハ捨間數物をと存候、定而御手前様も其分ニ可被思召候、令推量候、猶以貴面委曲可申候、恐惶謹言、

二月廿九日

重大判

薩摩様御内

片山次兵衛尉

指宿内藏助様

〔容易〕
人々御中

重大

年やかく嘗ても盡し廻り

義弘

くれ行や石はしる水の今年哉

武庫様御名代之由承候之條、乍斟酌せめての御奉公ニと書付進上申候、右二句之中(川上久陽)を慰敗尊老・玄與尊老・定庵

など御覽候而、御定奉憑存候通、乍恐被仰達可給事、所仰候、雖不及申候、私へ拜領之題、早と誰人歎遊候之様、御談合專一候、恐惶謹言、

十二月七日

拙齋
爲舟判

〔宮原兼晴〕
秋扇老
參

改年之御慶重と目出度申納候、仍川幡新左衛門殿事者、連と嗜被申方にて候間、知行四百石之目錄を今月末ニ可被下之由、舊冬堅固ニ被仰付候條、先と爲御内證用書札候、在所之儀ハ罷居られ候處へ、乍召置たるへく候、名之儀者五大村を望次第可被遣候旨候、恐と謹言、

〔年間未考〕

正月元日

桃山權左衛門
久高判

執印丹波守殿本マ、
御中

138 『野田感應寺文書』

野田感應寺之重物繪賛二軸

黃門様被成御覽候、先之寺江被返進候間、何方江茂不參候様ニ可有格護候由、住持江可被仰渡候、爲其一書如斯候、恐々謹言、

八月十一日

川上左近將監

久國判

喜入攝津守

忠政判

下野守

久元判

蒲地備中入道殿

御宿所

139 『寫在土持氏』

追而於無御納得者、何ケ度も御侘可申候、往反遙々之儀候之間、同者今度一着之御返事所仰候、已

上、

其後者任無題目、遙久不通相過候、心外之至候、仍太守様被成御下向、上方之満足不可過之候、定可爲御同前候、隨而其元御料所ニ罷居候俣木と申者、從當火事出來候歟、自隣家出來候へ共、彼俣木火本之由取沙汰候之故、是非難申分致退出候、彼者事者、某自先祖代と被官之筋目候之間、其元打入之自時分致見參召置候、無其紛候、乍去遠方ニ候之間、年中ニ一度も爰本江無罷越儀茂候、何そ爲雖不罷成候、右之以辻與風此方江罷越候、誠御法式破候事、聊尔千萬候、併彼者ハ火を出候ハ由申候、縱事實ニ候共、爲其咎一篇罷退候條、且者彼對拙子被取外聞、且者到彼者可爲御慈悲候之間、本服仕候様御分別憑存候、此旨爲可申述態令啓候、萬々期後音候、恐々謹言、

十月十七日

新納武藏入道

拙齋花押

土持大膳亮殿御宿所

140 『寫在土持氏』

猶々此節之迎之事ハ先以延引所仰候、

先刻御越之砌如約束、定此比者迎可預候歟、連々申候様
罷越、遊山共雖大望候、此廿日比此者へ萬部之開白候之
條、拙者も左様之故障等難默止、僅此節者參着罷越間敷
候、當者以時分自是可申越候條、其境節可到談合候、誠
雖御懇之儀候、先以重而可罷越候、爲御存知候、恐々謹
言、

九月十日

忍性入道

江鯤(花押98)

大膳亮殿 御宿所

141 『寫在土持氏』

尙々千旬日限者來月朔日ニ始申候間、以來儀候者、

來廿八日九日之間ニ待申候へく候、

遙久無音之至所存之外候、仍珠長公鵜戸山の參詣、爰元

通道被成候を抑留申候、其故者、千句連歌之立願御座候
間、此度成就申度佳覺悟如此候、然者執筆事闕ニて不及
了簡候、御辛勞と申憚多雖申事候、執筆を憑入度候、被
懸御意候者可爲本望候、尤連衆ニ申請度候へ共、餘々執
筆無御座候條、無御隔心儘ニ申事候、御出可待居候事候、
恐々謹言、

卯月廿六日

久治(花押31)

土持大膳亮殿 御宿所

伊集院下野守

久治

142 『寫在土持氏』

彼博士田上左京進之事、當所へ然と堪忍仕候、然者其表
可致徘徊之由候、旅人之儀候間、自然失候時者旁可被添
御心候、恐々謹言、

三月廿三日

上井次郎左衛門尉
秀秋(花押59)

瀧聞越後守殿

土持大膳亮殿

御宿所

143 『寫在土持氏』

返と圖田帳之事以御才覺御借用頼存候、

態御書狀畏入候、仍就圖田帳之儀、迫田次郎右衛門尉方へ一通進之候、然者當時野尻へ被罷移之由承届、可得其意候、如斯之由被添御心急速示預候、祝着仕候、將又南郷へ被居候福永名字之仁、圖田帳所持之由被聞及候哉、是又御注進肝要候、自是以書狀福永方へ被圖田帳借用申度候へ共、官途不相知候條、書狀者不遣之候、從御兩所前寄とニ候之條、南郷へ被仰渡、御借用候て御上頼存候、恐と謹言、

七月十七日

上井次郎左衛門尉

秀秋拜

土持大膳亮殿

瀧聞越後守殿

御返報

144 『寫在土持氏』

任好便令啓上候、仍内山御番之事早と御立候て、專要之由御憑之由可申之間候、然者先札候、先と十人程今度者御立可然之由、申渡候へとも、相替儀候之間、いか程にても候へ、御老中より御承候儘、人數之事御馳走にて御立可然候、爲御存知候、次中山へハ從此方も少と番衆可被差置候之間、何篇御談合共候て可然候、恐と謹言、

八月十二日

上井

秀秋(花押59)

土持大膳亮殿

瀧聞越後守殿

御宿所

145 『寫在土持氏』

就御懸持之儀、先日用一行候キ、爲其御禮御音聞畏入候、早と御格護可爲肝要候、餘者期再逢候、恐と謹言、

無射廿日

伊集院加賀入道

是心(花押26)

土持大膳亮殿

瀧聞越後守殿

御返報

146 『寫在土持氏』

猶と急便之條、此外不申候、何れへも御心得憑存計候、

其後者無音罷過候、心外之至候、仍昨日廿八傳説相聞得候分、川邊豐州入道殿頃中風并眼氣出合、笑止之様申來候、不慮ニ幸便承付、一紙如此候、旁期後便候、恐と謹言、

二月廿九日

瀧聞入道

宗運(花押¹⁹⁴)

土持大膳亮殿

御宿所

147 『寫在土持氏』

猶と御内と并ニ大炊左衛門尉殿二人へも御心得憑存候、

先日者於濱市ニ卒度參會、殘多候ツ、仍糧請取付候而、

夫と駄被差遣候、爰元之役人江引付、慥被相渡候、委細

之段者彼使可有口述候、御上洛大儀難申盡候、九郎右も同前之事候條、於京都何事茂御吳見憑入候外無他候、内とよりも心得可申之由候、諸吉恐と謹言、

十月十九日

宗運(花押¹⁹⁴)

土持大膳亮殿

御返報

寒舟齋
宗運

148

『寫在土持氏』

猶と鎌刑老茂鹿表へ御祇候之由承候間、御兩人迄申事候、凡之日限相知候之者承度候、彼是其分別可致候間、如此候、已上、

京都御門柱之儀、御方之者何比可被引せ候哉、最前如承候、同日ニ爰元茂御談合申度候、其故者蓬原當所之事御存之様、少所之儀候旨、兩所迄にてハ中と覺悟之外候、志布志之御勢入候へハ難成存候、此等之旨鎌刑老へ被

成御内談、日限之儀可示給事、所希候、恐と謹言、

卯月十五日

市來玄番左衛門尉
家親(花押45)

土持大膳亮殿

平田越後守殿

參

149

『寫在土持氏』

猶と先度御越候時分、就中取亂無會尺無申計候、此

間 瀧聞越後守殿・市來石州・有馬主馬首殿・東殿

各へ御意得頼存候、順喜かり宿之儀者町役人などへ

も、貴所以御校量被仰付御談合、頼存候、

彼順喜、此間飢肥へ堪忍候、そこもとの様ニ罷越度候由

被申候、當時似合之あき家などもや候はんすらん、同者

町近邊之望尤候由候、可事成儀ニ候ハ、被添御心御入

作所仰候、又小舟壹艘於其元調申度候由候、是者悉皆其

身分別にて借用申へき之由被存候、うへよりの御校量

にてハ勿論有間敷候、其身之分別にて調可申候由にて

候、爲御存知候、恐と謹言、

七月廿日

上床右近將監
國寄(花押60)

土持大膳亮殿

御宿所

150

『寫在土持氏』

彼兒玉新四郎、於在所盜取衣類、到其許依被致沽却、露顯

無別儀候、盜人之御扱にも被成候する哉、各御功者之事

候之條、可然様御調儀專要候、餘者期後音候、恐と謹言、

夾鐘廿七日

伊集院下野入道
(久池)
抱節(花押31)

土持大膳進殿

瀧聞越後守殿

御宿所

151

『寫本在土持氏』

猶と大崎々たそ壹人被參候へと被仰渡候て、あつか

り候へく候、

京都を被仰付儀候而、諸地頭各被合寄、今月廿五日より

於栗野可有御談合之由被仰出候間、諸所ニ申渡候得共、

刑部左衛門尉殿今程鹿之殿中御番之由候而、從是直申越候、若其内歸宅候事もやと存候て如此、今月廿五日ニかならず 御前もくりのへ可有御越候條、各も可被成御參着事御肝要候、恐々謹言、

五月十七日

(伊勢貞實)

伊雅入

任世(花押41)

二階堂安房入道殿

土持大膳□殿

御宿所

152

『在花林寺』

一書令啓候、然者 大御前様就御不例、從薩州様爲御寄進御脇指被差上候、御氣色之儀も重く被成御座候由候間、御祈念之儀此時候條、可被抽精誠候、爲其如斯ニ候、恐惶謹言、

六月廿日

伊勢兵部

貞昭

霧嶋座主

153

『全』

一筆致啓達候、今度於伏見 中將様御不例ニ付、爲御祈願、霧島山權現江御馬壹疋青毛被爲遊御寄進候、依之御使新納仁左衛門ニ而被差上候條、可被得其意旨、御老中任御差圖如此ニ候、恐惶謹言、

八月廿三日

諏訪采女

兼延

花林寺

154

『真本在河上次郎左衛門』

如仰之其後者不御左右承候、無心元存候之處ニ、御使書畏入候、春之時分ハ犬追物御企にて候つれ共、就御上洛ニ候而、御延引にて候キ、定而以時分ヲ可爲御企存候、次ニハ愚息左衛門尉直矢候、染ミト 上意惡聞得候、何共迷惑仕候、若自然行末者 乍聞もや御分候才覽之賴計候、殊ニハ此方重寶中紙被下候、二束慥ニ相給候、過分之至ニ候、必此粉紙以一札書立可申存候、何様以面上御

禮可申入候、恐と謹言、

(川上久傳)

同名上野入道

尉政(花押 85)

八月十二日

河上次郎左衛門尉殿

參御報

155

『真本在高岡河上氏』

猶と御同名衆床敷令存候之由、御傳言頼入存候、就

中又左衛門尉殿獨吟連歌共、被遊候、承度候、當所

者拙子共遠候へ者、連歌斷絶可有捨見得候之間、又

と取立申度候而、連衆進申候、老馬之無用と候哉と

存候へ共、難捨候而如此と候、此由御心得奉各頼候、

以上、

御兩札畏令披見候、此度能仕合以次郎左衛門尉殿、更と

以御越社役調候、誠以目出度存候、定而貴方 御徒然と

御座候覽と、從此方者無沙汰申候、口惜存候、明日者可

返下候之間、各と懸御目可御禮申入候、將又日州之御狀

と、右之役者不調候様と見得候、無精進と候而者難成候、

156

『真本河上二郎左衛門藏』

猶と便之時分へ、其元御無事之様子、彼是御狀待入

候、平次郎殿へも御心得可被成候、以上、

其以後者不申承候、其御地上下御無事之由、萬と目出度

存候、殊貴老御父子別而御仕合よく御奉公之由承、一段

大慶と存事候、此元次郎左衛門尉殿・滿吉殿其外御在所

御無事之由候間、可御心易候、滿吉殿謠けいこ、毎日宮

原長次郎殿所と而無油斷相見得申候、隨而 薩州様御暇

出申、此比へ御歸國も可被成御座と存候處、于今其様子

此儀御老中衆可有御申候、拙子も可申候、御左之役者涯
分御精進可爲專一候、日州へも別紙以御返事可申候へ
共、先と御同前一通以申入、能様と御傳言頼入存候、事と
恐と謹言、

文月廿五日

河上二郎左衛門尉殿

參御報

(川上久傳)

同名上野入道

尉政(花押 85)

無之由、如何と存候、貴老御父子へ御供ニ而無御座候、御在江戸之由御大儀存候、乍去連ニ銀子過分ニ御手前ニ御用意之儀ニ候間、此時と存候へハ御借銀可被成様ニ、御親父へ御狀被遣候由、次郎左衛門尉殿御物語承候、彼是御手前入め之儀承尤存候、細ニ申度儀候へ共、急便之條無其儀、猶期後音時候、恐惶謹言、

九月十四日

仁禮藏人

頼景(花押御)

川上勘解由様

人々御中

『真本在河上二郎左衛門』

猶ミ打立以後、其元取沙汰出合、何ほとニ而候はん
と存候、かこしまの出合い、よくあしき□及申
候、不及是非候、御事篇めてたく得勝利候て、やか
て歸國候、而可申談候、次ニハ舞之儀、兵法之儀節ニ
無油斷、わかき衆へ御すゝめ可有之候、以上、
其元打立以後ハ、其方御左右不承候、大風吹申候而、
田地などへいたミ申候哉、承度候、

一江戸へ八月廿四日ニ參着申、同廿五日ニ御前へ罷出候、其晩ニ於御前、御寄合ニ御振舞被下、色ニ忝上意ニ而、此上之本望無御座候、又其後於表御座、同廿九日・九月十一日兩度御寄合之御振舞被下、忝御仕合無申盡候、九日ニ菊之御發句中納言様被遊、和漢之御興行可有之由候而、脇を兵部殿第三を我等仕候、はや一順再々□廻申候、御連衆拾人ほと御座候、先ニ御仕合之儀如此候而、大慶之至御推量可有之候、

一口事篇之儀、相手未無參上候、定參着次第有様之御沙汰ニこそ御座候ハんと、本望ニ存候、我等存分具ニ御兩老へ申入置候、又上様へも其通ニ候間、ゆかミハ申候ハしとこそ存事候、

一其元へ有之馬、節ニ本吉右殿・稅助右殿と同前ニ、御けいこニ御せる可有之候、口あしく成候ハぬやうニ、御たしなミ心懸尤候、御油斷有間敷候、恐惶謹言、

九月十八日

仁禮藏人

頼景(花押御)

『川上勲』解由次官殿

人々御中

158 『眞本河上氏藏』

尙々十九日・廿日之比必々參越待入申候、盛之上下

ハ各詣合相定候之まゝ、以面謁之時可申談候、以上、

御狀只今十二令披見候、仍連々御念望之一儀令承知候之條、心靜ニ慰歌老へ申談候、御返事ハ愚拙色々申分候之間、御納得之由候、向後千秋萬歳目出度候、さてハ當年諏方御神事ニ社役之事、河上名字ニ廻來候、此十九日・廿日之比ニ必々父子一人、此方へ可有參上候、汚穢之儀さへ無之候者、必定參越專一候、名字中、以御談合役者之盛可在之候、肩より申候、家之次第ニよりて役之上下茂候之間、可被成其盛候、兼日より爲御存知申候間、爲御心得候、恐々謹言、

七月十二日申

『高岡土也』

河上二郎左衛門尉殿

御宿所

同名日向守

忠豐(花押82)

159

『眞本在河上氏』

猶々申入候、此社役之儀ハ御老中よりハ不被仰候、

名字ヲ被仰候間、紀州へも其分御申有へく候、兼又

もめん一贈預候、一段大慶ニ存候、御面にて御禮可

申候、以上、

御書狀具ニ令披見候、仍數年被仰候事、慰歌老へ申候へハ、合點にて候、此方從紀州老へ一書にて申候間、何と成共此度者御越被成候てこそ可然存候、左様ニ候ハ、廿日・一日ニ爰元ニ御着被成候するやうに、分別可然候、此度ハ能仕合にて候間、必々御越待入候、恐惶謹言、

七月十七日

同名日向守

忠豐(花押82)

川上二郎左衛門尉殿

御返報

160

『眞本在河上氏』

猶々久々不懸御目ニ御ゆかしく存候、そこもと人衆

替事もなく候や、便之時分ハ承度候、以上、

任幸便ニ一筆申越候、去々年ハ其元罷通時分ハ懸御目ニ候へ共、静々とも無之候て、然々御物語不申候、我等事も次罷下候、定而其元ハ無事御座候ハんと存候、此元人衆替義も無御座候、上様御下向被遊候て、定而此邊も御越被成候ハんと、其時分ハ御立方も御座候ハ、積御物語りも可申事候、江戸方も便之時候、書狀にてなりとも可申を乍存御無音、心外之至候、指かわり候事もなふ候へとも、あまりの御事ニよしなき筆にて申越候、猶重恐惶謹言、

三月初三日

嶋津市正

(忠廣)
忠(花押)

川上篠右衛門尉様

参

161

『真本在河上氏』

猶々鐵炮之儀ハ便次第御遣可被成事頼存候、以上、同性覺之介殿歸宅ニ付、一書令申候、其地御無事之由目出度存候、上野咄ニ承候雜金入之鐵炮、御方へ有之由候、

可爲御秘藏候得とも、ちと見申度候間、急度御遣頼存候、巨細之儀ハ覺介殿へ申入候間、可被聞召候、恐惶謹言、

八月三日

川上彦太郎

久□(花押87)

川上篠右衛門様

御宿所

162

『真本在河上氏』

猶々覺之助殿ニ被仰候て被下候へ、罷立刻ハ去川へ御参之故暇申候、不申残念ニ存候由、御心得可被下候、與右衛門様・主左衛門殿などへ可預御心得候、以上、

此中其方へ長々罷有候處、色々御馳走之到、別而忝存候、罷立以後天氣晴緩々々と細嶋へ参着申候、明夏者早々可罷下之條、萬事其節可得御意候、三河殿ニ御同前申度候、尙期後音之時候、恐惶不備、

三月念三日

(川上久國)
川將監

(花押83)

川篠右様

御申給へ

『真本在高岡河上』

猶々去年けらまつし御用由候間、次左衛門殿御宿

所迄持せ申候、付申候哉如何、以上、

爰元ニ御越不承候而、自是御無音申候處、先刻者御使殊

ニしやが被懸御意、別而忝存候、隨分植付秘藏可申候、

今程御逗留被成候ハ、其内ニ可得御意候、然者去年大

六葉之種子之儀申進候狀、相届不申候哉、如何と存候、

當八月ハ大六葉之種子被下候へかし、ミウヘヲ仕候而見

申度候、萬事頼存候、如何八月狀を以可申進候、恐惶謹

言、

四月廿六日

(花押83)

川上篠右衛門様

人々申給へ

川上將監方

『真本帖佐氏藏』

返々拙子之儀、煩以後者承彼是ニ草臥申存、御奉公

方心遣迄候、御推量可有候、よりく薩州様御前

御出入御取合、可然様頼入候、美作守様快氣申、無

題目候へ共、一筆分申入候、

一書申入候、仍其以後者申隔候、其御地弥御無事候由、

玆重奉存候、就中 薩州様御息災之由、誠々目出度奉存

候、 黃門様御在江戸被遊候故、此地萬心遣たるへく候、

貴所御達者之事一段ニ目出候、若君様日増御成人之由

承、大慶千萬候、餘々其以來無音申候間、如斯候、恐々

謹言、

七月廿九日

喜入攝津守

忠政判

帖佐長右衛門尉殿

御宿所

『真本帖佐氏藏』

返々當分ハ黃門様御在江戸被遊候間、諸事御心安候

らんと奉存候、同栗一段さてく候、期後喜之時候、

幸便之間令申候、仍其以後者不申通、無御障候哉、御狀

ニも不預、扱ニ 薩州様御繁昌、殊ニ御曹子様故、思召
儘之仕合、目出度奉存候、其段前ニ申候、相届候哉、先
日者態以一人御悅申上候ニキ、弥可被遊御成人と奉存候、
御次之時者 薩州様・同 御前様御取合頼入候、次者諏
訪仲右衛門尉殿上之時、水指進上申候、 薩州様被成御
覽候て、如何 御意候哉、承度存候、此地無何事候、豎
野も折ニ貴所御噂にて候、來年者是非共罷登、御奉公申
上度心中迄候、恐ニ謹言、

六月九日

喜入攝津守

忠政(花押90)

帖佐長右衛門尉殿

御宿所

166 『眞本帖佐氏藏』

猶ニ肩衣・袴一具令進之候、書中之驗計候、以上、
薩州様 虎壽様へ此比餘之御無沙汰申上候間、使者致進
上候ニ付而、用一書候、其地御無事候哉、御國元無相替
儀、 黃門様御上洛之儀、正月十五日過候者此地可有御

打立御儀詔ニ候間、隨分於其元可被成御待候、各事長ニ
御在旅、一入寒中之御苦勞、自是令察候、爰元御宿所御
無事ニ御坐候、可御心易候、將又此文無調法者被成候間、
萬端御引廻頼存候、萬續口上ニ申合候條、不詳候、恐惶
謹言、

十一月廿日

(鳥押)

彈正大弼

久慶(花押153)

帖佐長右衛門尉殿

人ニ御中

167

『眞本帖佐氏藏』

返ニ御わか衆ふりいかニと奉存候、扱ニ一度罷登、
御目見得申度念望迄ニ候、 御つほねへも御心得可
被成候、白左近殿御内儀も一段無事ニ候由申度候、
將又貴老御息舊冬よめむかへ被成候、是又めてたく
候、以上、

光久様御一大事之御役御勤候處ニ、いかにまろく被遊、
舊冬極月廿五六日之比、御湯御かゝり被成候旨、千喜萬

『眞本帖佐氏藏』

猶と御留事參、樂さ無申計候、され共緩とと罷爲躰
御兩殿様御恩澤不淺候、已上、

薩州様舊冬之御庖瘡御快氣、加之、虎壽様御庖瘡一入御
輕御座候旨、自野州老申來、扱と思召まゝ之外、誠ニ大
慶之到不大形、因茲又々使者進上仕候、於其元思召寄之
事共被仰聞可給候、當年ハ、薩州様可爲御下國なと々下
と申散候、且夕御吉左右まちたてまつり候事、可爲御推
量候、恐と謹言、

悦之到、御國家之大慶不過之候、御輕有之由度と雖承候、
庖瘡者我等兩度仕覺申候故、神はく心遣千萬ニ御座候つ
る處ニ、只今之御到來ニ而、誠ニ帶ひもをときたるやう
罷成候、極月十六日之御狀慥ニ落手候、被入御念候段、
過分之到候、尙追と御祝言可申承候、恐と謹言、

卯刻
正月九日

(鳥書)
久慶(花押)

帖佐長右様

まゐる

『眞本帖佐氏藏』

二月三日

彈正大弼
久慶判

帖佐長右衛門尉殿
御宿所

一 琉球江御馬之儀、去二月申下候、定而五六月之時分ハ、
可罷上と存候、左候ハ、少くつろげ候て上せ可申候、
一 敷寄之御道具之儀、木原七郎左衛門ニて被仰下候、無
由斷相尋申候、一色成共見合候て上せ可申候、宗俊之
便ニ水指一ツ・かこ二ツ進上申候、御用ニ立申間敷と
存、心遣ニ候事、
一 福昌寺々達广之繪・梅之繪上せ申候、御用立候哉、御
狀ニて可承候、談儀所三幅一對之繪、伊東勝右衛門上
洛之時進上可申候、此度金欄之切レ進上可申、各書狀
ニ而成共御禮被仰候へかしと存候、
一 光久様今度、御替合被成、御下向と有間敷候哉承度
候、猶期後喜候、恐と謹言、

二月十五日

川上左近將監

久國(花押84)

帖佐長右衛門尉殿

御申給

170 一書令啓上候、仍而大脇舍人佑殿高拾四石、當所之高相

除、其地之高ニ可相籠之由、三原左衛門佐殿御使ニて被

仰聞候之間、先日其通申越候へ共、又ニ此度山田民部少

輔殿御使ニて、如前ニ當所之高ニ可相籠之由被仰出候

間、當所高ニ相籠候條、其元其御心得可被成候、爲御存

候、恐惶謹言、

未八月廿一日

大寺主計助

政安(花押67)

肥後長次郎

盛行

新納加賀守

忠清(花押205)

比志嶋掃部助殿

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿

まいる人々御中

171 以上

御書狀具ニ拜見候、然者向町與三右衛門尉、扱者御禁斷

日ニ、せつしやう仕候義、左様成儀横目衆御披露被成由

候、定從御公儀細ニ可被仰出候間、其刻御狀之趣可申入

候、就夫年行司方へも然ニ覺語可申通可申渡候、恐惶謹

言、

卯月十九日

川口覺兵衛尉

重昌(花押88)

新納仲左様

御報

172 一書申候、仍唐物や千左衛門四十四歳、帶やの四郎兵衛

尉貳十二歳、同下人長五郎十九歳、此三人宮内之八幡へ

参度由申候間、狀相付申候、先書ニ如申入候在郷などへ

不参様ニ被仰付尤候、恐惶謹言、

新納加賀守

忠清(花押205)

正月十四日

顯娃長左衛門尉

久政(花押61)

新納忠左衛門尉殿
人々御中

173 一筆令啓入候、然者我々御談合申候百目掛銀之儀、當月

と來三月と相續、其方被成御取並ニて候、然處相良土佐殿方被仰候へ、手前借銀共御座候而、被爲行迫候間、其方御取前、右兩度之内壹ツ被成所望度之由候、就其使を差越にて候條、從我々も右之通申候て可進由候、其元之儀者御分限之事ニ候間、左様ニも被成被遣候へかしと存候、巨細之段者彼使可被申達候條、能様御談合所仰候、恐惶謹言、

九月廿六日

川上主膳

忠位(花押78)

東郷十左衛門

重盛(花押97)

新納仲左衛門様

人々御中

174 從又八郎様御書被成下拜見忝奉存候、然者八朔之御太刀之儀、玄蕃頭殿是者御座相易候間、口能無御座候、御馬

之後先酉ノ年方御爭共御座候、當年之儀者 黃門様被聞召上、如先例可致沙汰由、被仰出候へ共、更我々不及分別候、御太刀ニ御馬者付物之由、兒玉筑後守殿を以被仰出候間、加治木之御馬先ニ受取せ申候、御使者御目見得之儀も先ニ而御座候つる、左様成御禮被仰聞忝存候、御

爭之儀ニ付而、双方方證文可被出由、東郷肥前守にて被仰出候條、其段御使者へ申渡候、定急度可被差出候、其節細ニ落着之儀可申入候、此等之旨可然様ニ可令洩申渡候、恐々謹言、

八月二日

下野守

久元判

彈正大弼

久慶判

新納仲左衛門尉殿

175 從又八郎様御書被成下拜見忝奉存候、然者八朔之御太刀御

進上ニ付、玄蕃殿と後先之御爭共御座候、左様成儀ニ付、御慇懃成御意忝存候、此等之旨可然様ニ可令洩申給候、

恐と謹言、

八月二日

下野守

久元

新納仲左衛門殿

176

以上

一書申候、仍川野内記申分ニ付、自江戸御意之儀共候、
左様成御談合ニ付、従式部様貴所被爲參候様ニと被仰
候、自公儀者別之御用通被仰付、必御越可有候、恐と謹
言、

二月廿八日

川上左近將監

久國判

新納仲左衛門尉殿

御宿所

177

以上

當春之御慶未申入ニ付、示札候、又八郎様被成御上洛、
其許不樂御座候へんと令察候、もはや被遊御出船候哉、
承度候、此方無相替儀候、武庫様へ書狀指上候間、御上

可被成候、恐と謹言、

二月十二日

川上因幡

久國判

新納仲左衛門殿

御宿所

178

以上

急度申候、仍從江戸上使御下向之由候、道橋之普請入念
可被申付之旨、以廻文申渡候、弥無油斷様ニ、其方前よ
りも可被仰渡候、將又上使御通之刻、到下と迄見物ニ罷
出間敷候、若於中途參合候へ、つくばひ、いかにもう
やまひ候て罷居候様ニ、堅可被申付候、恐と謹言、

十月十五日

山民部少輔

有榮(花押 216)

顯左馬頭

久政

北佐渡守

久加(花押 229)

川因幡守

久國

新納仲左衛門殿
御宿所

猶と夫丸之儀、竹の下殿へ可被仰候、乘馬中間へ有屋方へ面談ニ頼申候、

猶と此狀被差出可被仰理候、明日如高原御越有へく候、以上、

貴所御事、明日高原へ被成御越、京衆へ御取合可然候、其故ハ此方嘜之内一所にてても六ヶ敷儀出合候へ者、早竟公私御爲不可然候、節と乍御辛勞無御油斷可被差越候、馬人夫等へ飯野御公領へ可被仰付候、御中間藤三從今晚御方へ可參候、兼又小林通道之儀ニ候之條、頼爲知候、飯野之儀ハ不及申、旁御入魂尤候、恐と謹言、

三月十八日

(新納長住)
休閑齋
(川上忠智)
川參入

旅庵(花押206)

肱枕(花押80)

(祐慶)
長野織部
御宿所

猶と醫者三官御事篇於衆樂御沙汰候、其時分友賢事御跡ニ爲被殘置由候、左様成書物など江夏内記手前ニ者無之候哉、可被成御尋候、於爰元二閑へ尋候へ共、覺無御座候と申事候、以上、

一書令啓候、

一關ヶ原亂之後、於伏見 公方様へ 黃門様被成御目見得候刻、御進上物并御拜領物など細と書立候而、仁禮藏人殿より惟新様書狀上申候、充所者本田源右衛門殿ニ而候由、藏人被申候、左様成書狀など、又と誰を爲覺申人など無御座候哉、被入御精候而承度候事、
一惟新様御病中爲上使篠崎吉右衛門殿下國候、其時分之御拜領物年號月日各同前承度候、今度從江戸被仰下候ニ付、御系圖ニ書載候ニ付入候間、存候衆候へ、細と御書付候而可給候、恐と謹言

十月朔日

彈正大弼

久慶(花押153)

新納仲左衛門殿
御宿所

以上

一書令申候、仍伊作中之里名之内、門内屋敷・加治屋屋敷・西中間屋敷ニ人付之儀ニ付、曾木新左衛門尉殿へ御尋可申儀御座候間、急度被成參候様可被仰渡候、御延引ある間敷候、恐惶謹言、

三月廿八日

山田民部少輔

有榮(花押246)

高崎伊豆守

能乘(花押193)

新納加賀守

忠清(花押205)

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿

人々御中

尙々今日濃州たるひと申在所迄參申へく候、以上、
幸便之條申下候、

一今日迄ハ我等も存生罷居候事、

一上方亂入無是非次第ニ候之事、

一三右衛門尉・宗左衛門尉・助右衛門尉急度上洛可仕様

可申付候事、

一ケ様之儀も可在之と存、中間をか候而可上之由、申

下候へ共、爲何子細ニ而候哉、不指上せ候、無心元事

ラミ山候也、

一夫丸成次第可上候事、

一たとひ我等相果候之由、むすめ一人在之儀候間、方々

より借物之儀可申來候條、尙取納之儀少も無油斷可相

調候、

一たとひ只今相果候而も、武庫様之御願ニて、諸大明何

も忝御意難申盡候事、

一何事も五郎右様御分別次第ニ、跡々之儀可申付候、聊

以油斷不可有候、

一五郎右様へ書狀上度候へ共、餘取亂候條、此書狀可懸

御目候、以上、

八月十七日

矢野伊兵衛との 大野吉兵衛との

(花押257)

大崎かん丞との 玉利對馬との
黒木大藏との

183

猶々昨日兩度從福嶋様御振舞御座候、拙者も御座へ
被召出候、誠々 惟新様御願難^{④甲}盡候、此等之様子
も御次之時へ可然様ニ御取成所仰候、
幸便之條令啓上候、

一 兵庫へ昨日十四日御着船候、然者安藝少將様爲御下
向、兵庫迄大坂より御出船候之處ニ、少將様御上着、
昨日被成御參會、別而御入魂不及申候、定而御直書并
御老中より可被仰下候、

一 安藝少將様被成御案内者、 秀頼様へ可被成御目見得
由、御談合候、

一 昨日少將様へ御參會之御座ニ而も、 惟新様御理知儀
ニ御座候間、當末無御別儀可被仰談由、五度も十度も
被仰候、殊更御馬一疋可被進^{④乙}候思召、御秘藏之由、
御物語候、爲存よりも深重ニ候、 惟新様御事御懇志

ニ候、拙者も^{④丙}「久」悅御察之前ニ候、

一 大柿へ御出陳之儀、此等之段も惟新様正路之御分別ニ
て、 秀頼様御爲一途思召爲被通由、御褒美候、

一 廣嶋少將様より、如最前銀子百貫目・米三千石可被借
進由候、

一 龍伯様御仕合も、別而事能聞得候、是又御満足之儀ニ
候、

一 大坂へ於御上着ニ者、追々御使を可被指下由候^{④間}、
細々可申入候、先々少將様御仕合能御座候、目出度奉
存候、恐惶謹言、

十月十五日

(新納長住)
旅庵(花押206)

(伊勢貞成)
伊平左様

人々御中

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一二三六號文書・一七二二號文書ト同文ナリ)

184

猶々山民部少殿歸宅にて候間、兩人として御返事如
斯候、以上、

御書狀具令披見候、仍而其許鍛治番匠衆知行侘之儀承

候、御老中衆爲被聞召儀ニ候間、爲我ニ不罷成候、被成御申候者、直御老中衆へ被仰上候而尤候、もはや我ニ支配所へ罷あかり候、爲御存知候、恐惶謹言、

七月廿三日

高崎伊豆守
能乘(花押)

新納加賀守
忠清(花押)

比志嶋掃部助殿

新納仲左衛門尉殿
御報

185

猶と靱負別書不申候間、同前心得候て可預候、

任幸便一筆申候、比者其許之様不承候、定而可爲無事と存事候、手前儀無爲ニ致在旅候、薩州様御前殘所無御座候、相詰候儀も今少ニ罷成心安存候、來夏初ニ者早と罷下相積儀可上申候、内儀方へも達者ニ有之由、仕合之通心得候て可給候、尙重而期後言之時候、恐と謹言、

十一月廿一日

嶋又八郎
久董(花押)

新納仲左衛門殿
まいる

186

一筆申候、仍昨日者天氣惡敷候處、遠方迄靱負被指越候、一入令祝着候、然者今度上洛人數賦減少ニ付、爲御侘武庫様鹿兒嶋へ被成御越候、貴老事も御供ニ而別而苦勞之由、其聞得候、左様成を以先前と如御賦可罷上之由承候而、致満足候、餘ハ期後喜之時候、恐と謹言、

二月三日

嶋又八郎
久董(花押)

「ま」と
久意

新納仲左衛門殿
御宿所

「武庫様ハ惟新公ニ當ラス、久董ノ父兵庫忠朗ヲ指テ云タルナラン、左ナケレハ、他ニ又八郎ト云シ人ナシ」
「兵庫忠朗ノ子又八郎久董寛永十年生也」

187

一書申候、然者根占殿御藏入方之儀、曾木弥兵衛尉・黒葛原吉左衛門尉へ被仰付候、吉左衛門尉事早と致祇候、此等之様子可被申上之處ニ、病氣故延引被申、今日被致

參上候間、御披露尤ニ候、恐ニ謹言、

正月十一日

伊勢兵部少輔
貞昌(花押36)

川上將監

久國(花押84)

彈正

久慶(花押152)

新納仲左衛門尉殿

市來備前守殿
御宿所

188

猶々横川迄持せ可申候へ共、御急用もや候へんと、

又如此候、已上、

一書令申候、仍彈正様・川上左近將監様を相良清兵衛尉殿へ被進御狀、昨日巳之刻ニ横川を參着候條、則衆中ヲ以求广へ持せ申候、御返札參候間、御方迄進入申候、御兩所間ニ、其元へ御供被成候而、進上可被成候、乍去彼使鹿兒嶋ニ持參可申通ニ候ハ、御通有へく候、爲御存知候、恐惶謹言、

八月十三日

五代勝左衛門
友泰(花押99)

新納仲左衛門尉殿

比志嶋掃部助殿
參人ニ御中

189 態申候、仍初鷹參候間、持せ申候、其元奥方へ御進上可

然候、次者三日過候而、江戸へ早便可參候間、是又御申

入置尤候、恐ニ謹言、

八月晦日

喜入攝津守
忠政(花押90)

比志嶋掃部助殿

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
御宿所

190

猶々御拾百・銀子千枚、若君様より御拾五十御拜

領之由候、御馬も御給之由候へ共、何方よりとも不

相知候、已上、

就幸便令啓達候、今月十一日薩州様御暇出候由、今朝

寅之刻申來候、十五日江戸御立之由候付、御着船程御座有ましく候、仕合を以兵庫頭様へ可被仰上候、恐惶謹言、

五月廿六日

山田民部少輔

有榮(花押26)

新納仲左衛門尉様

人々御中

191 態用飛札候、然者一昨日從江戸大井二右衛門殿下着にて

候、武庫様より又八郎様へ御狀被進候、昨日此方へ持せにて候條、差上申候、可然様ニ御披露頼入候、恐惶謹言、

三月十四日

山田民部

有榮(花押26)

新納仲左衛門様

人々御中

192 以上

一書申越候、加治木西町之次右衛門下人小船ニ乗相走、頼娃川尻へ流着、舟を乗捨候て、山川表へ居候を改置擲捕、此方へ被指出候、彼走者之任口柄、其許へ送届候、御請取尤候、恐々謹言、

閏五月二日

山民部少輔

有榮(花押26)

鳴圖書頭

久通(花押11)

新納仲左衛門尉殿

御宿所

193 此元御姫様就御誕生、從 忠平様御書之趣、奥方より目

出度被思召候、此等之様子御次手を以、宜可預御披露候、恐々謹言、

閏七月十二日

鎌田出雲守

政統(花押77)

新納仲左衛門尉殿

194 其許衆中藥師寺内藏丞殿事養子被仕、其地之役儀被相勤

之由候間、内藏丞殿事水引へ可召移由、伊東二右衛門尉殿被爲申候、於無別儀者御談合尤候、恐々謹言、

十月十五日

川左近將監

久國

喜攝津守

忠政(花押90)

196 一書令申候、仍又八郎様へ御奉公之つほね、此比別而煩

新納仲左衛門尉殿
比志嶋掃部助殿
人々御中

卯九月廿日

川上式部太輔
久國(花押83)

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿

比志嶋掃部助殿

198 御狀之旨則致披露候、然者其元切米取之人數、此節琉米

新納仲左衛門尉殿
參御報

後七月七日

高崎伊豆守
能乘(花押83)

197 御狀之趣披露申候、然者御祈念入具之儀、則物奉行へ申渡候間、御使指置候て申候、爲御存候、今朝八左衛門殿無出仕候條、拙子申入如此候、恐惶謹言、

195

已上

新納仲左衛門尉殿
市來備前守殿
比志嶋掃部助殿
御宿所

下野守
久元(花押150)

無然々由被申越候、老躰と申、於其許養生可難成候間、被得御意此方へ被遣候者、永吉なとへ遣申度候、當病候間、先々早々御暇被下候様御申可然候、爲其以一人申上候、御兩所御心得を以萬々頼入申候、恐々謹言、

壬七月二日

喜入攝津守
忠政(花押90)

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
御宿所

一書申候、大脇主馬丞殿子息舍人佑殿へ、子細御座候而、肥後内膳正殿知行之内を差分被遣候、左候而當所へ可被召移由、御老中被仰候、山田民部少殿我等御使仕候間、申事ニ候、巨細者主馬丞殿可被申達候、恐惶謹言、

可被下由、御侘之通申入候へ共、琉米未參候、少々此方

へ御座候者、子細御座候而御たしな_ニ被召置候條、此節者罷成間數由被仰候、爲御心得候、恐惶謹言、

正月廿八日

山田民部少輔

有榮(花押)

比志嶋掃部助殿

新納仲左衛門尉殿

貴報

199

以上

昨日之御禮得其意申候、然者、兵庫守様御領内より、

有馬・天草へ被召移候百姓家内女房子共召烈候人數定之儀、并牛馬等之儀、いか程可被遣哉之旨、御尋被成候、

我々事者從御國出ル百姓頭百三十人之賦ヲ、御藏入方一所方賦付迄之儀を被仰付申渡候間、家内之人數或牛馬或農具等之事者、御藏入奉行三原左衛門尉殿よりも、御家老衆へ定様之儀者、被得御意を相究之儀候條、御方々も直ニ御越被成候て可申と存候、是又爲御心得候、恐惶謹

言、

九月廿七日

肥後長左衛門

盛行(花押)

相良權兵衛

嶋津中務少輔

久茂(花押)

新納仲左衛門尉殿

御報

200

候、以上、

猶々御同氏忠太夫殿・日野堅物殿へ御心得可被下

一筆致啓達候、先以 兵庫様海陸無恙其御地へ御機嫌好

被遊御着、去月廿六日御登城首尾能御目見相濟候由、目

出度奉存候、次ニ貴様御堅固御勤被成候半と存候、私儀

加治木へ御道具改ニ付、去ル十三日々中務殿被召列罷

越、萬事御改ニ取懸罷居候、左候而村田平右衛門尉殿へ

御家中之儀次渡可申由、先比被仰渡置候、委細ハ追而可

申入候、扱又御同姓仲右衛門殿何も御堅固ニ候間、可易

御心候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

五月廿日
伊地知越右衛門
重時(花押23)

新納仲左衛門様

201 猶と刑部殿を御尋被成儀、御返事次第申上候者、一

途可申入候、以上、

如來意新年之吉慶、猶更不可有盡期候、仍吉松衆中入組
共有之ニ付、此中刑部太輔殿御頼ニて候處ニ、上使方被
爲聞候條、一人ニて首尾難申儀有之候間、拙子相添候て
可申達候由、刑部太輔殿委敷御存之儀ニ候間、御下ニ付
可申上候、就夫刑部殿を貴翁へ被仰候儀共候間、御返事
次第御使可申候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

正月七日
同名弥七郎
久(花押20)

新納仲左衛門様
まじる貴報

202 急度申候、仍 上様御下向ニ付、從此方御道具衆廿人、

御御本迄差上候、御方をも御道具衆有次第、從今晚可被

差上候、油斷有間敷候、恐と謹言、

閏七月廿八日

川左近將監
久國(花押84)

彈正太弼
久慶判

比志嶋掃部助殿

市來備前守殿

新納仲左衛門尉殿
御宿所

203

猶と藏人宗領之息ニ、知行四十五石相付、鹿兒嶋へ
可召置由、以伊東二右衛門殿被申候間、其許之高差
分尤ニ候、以上、

其地へ被罷居候羽嶋藏人家ニ付而、子細依有之義、せか
れ一人當所へ可被罷置之由、御托被申候間、東郷肥前守
を以致披露相濟候條、爲其一書如此候、恐と謹言、

二月十四日

下野守
久元判

彈正大弼

久慶判

新納仲左衛門尉殿
人々御中

204
以上

急度申入候、仍縣江御使として可被差越由候而、今日不
罷成候ハ、明日早々參上候而御意趣御承尤候、乍不申
本源右衛門尉殿・比掃部助殿兩人へ、右之様子御談合候
而可有御越候、恐々謹言、

六月十二日

比志嶋宮内少輔
國隆(花押25)

伊勢兵部少輔
貞昌(花押36)

下野守

久元(花押14)

新納仲左衛門尉殿

御宿所

205
從又八郎様五月廿三日之尊札、去月到來、畏而拜見仕候、

其御地何茂御無事被成御座之由被 仰聞、目出度存候、

然者 黃門様長々之御煩、就中此比者御草臥心遣千萬、

候、委者本田新右衛門尉口上申達候間、御仕合之時分、

此由可預御心得候、恐々謹言、

七月十二日

下野守

久元(花押15)

新納仲左衛門尉殿
御宿所

206

尚々貴所江兩寺中の儀、反錢段米さしおかれ候、和
泉へも、此よし任世より被仰候、又御老母之儀可御
心易候、祢々色候、京都へ御ミヤのほせ申候、たし
かに御とゞけ奉頼候、此一通ハ旅庵の引付にて候、

旅庵此廿二日被打立候、貴僧事も其用意肝要候、然者船
ちんの儀ハ人間敷候、於爰許旅庵へ談合申候付、御氣遣
入ましく候、上下五十日之兵糧同遣錢二貫文、從任世被
遣候、輕微候而□、猶宗重へ申渡候、恐々謹言、

十月廿三日

伊弥九

貞昌(花押39)

207

「小林土八重尾氏藏」

應永卅二年甲卯四月吉日

□ヨリ一二之はへ之事請取申候年ハ廿七年也、親之土を請取申候へとも、少古之爲ニ經第同山戸候由、伊勢之守所之物以上十七人、たんしやう自筆を付候て、八重尾を請取申、八重尾帶之はへ古志葉、此分我ニ請取申候事ハ、四月十二日大さかへ之分、帶之はへ之分ハ、さかへノ尾を切テ得古江、大全之木之せたをの尾をかきり、ふと尾之口ふきの何内口(河)をた木之口ノ比之谷とをり、西之谷分ハ山戸殿得妙慶ヨリシテつかハし候、不氣之古内之分ハ筑前殿覺請、志羅か谷之はきせたり之又古しらか之下、しらか谷をきんて、杉之本を切テ求広道を切テ、全農原之下之越谷を切上之野ニ大こし通、あら谷を切テ、五葉木ヨリ下ハ大河内を切テ請取申候、此分八重之内也、又長谷之帶之八重之分ハ、重而より合ニわけられ候分ハ、百ヶくら之分請取申候、

八重尾久重(花押出)

かたくあつけヨト仰候間、帶之八重之分、山戸殿ニあつけ申候、人足ハかりやとい三宅之分つかい申候、又舟越

之屋敷付之分をつかハし候、さか(産)へハま具道をあほし石之下之越谷通、それよりして大河内はきたるへく候、谷之はきつゝら之路を切テ□敷之内□

208

「小林士八重尾氏藏」

覺

一木うら木山、我等先祖代ニかくこ申候、飯野へ惟新様御座被成候時分、五代右京亮殿御使ニて、我等親へ被仰付、飯野より小林へ罷移候、小林之地頭川上四郎兵衛殿代ニ、我等十五六之比、おや木うら木へ罷移ニ付、我等も廿四五までハ彼地へ罷居候、其内ニも須木へ付何そ御奉公不申候事、

一須木堺之儀、ほうが水より求広道をきつて、湯木津留のはきをさかいと、先祖之代より申來候、依者、右之堺より内之鹿倉を、須木より狩被成候事、不罷成候、前ニ我等木うら木へ罷居候内ニ、村尾殿より承候者、御狩を被成候處ニ、かり方無之候之間、此方之鹿倉之

内、さかひら道の尾、此鹿倉をかし可申由候ニ付、山をかし申候而、彼方より狩被成候事も御座候、

一さかひらと申鹿倉へ、須木之行司深瀬肥後守と申人より、堂屋敷之平馬允と申者へ、木場をきらせられ候、我等親格護之内ニテ候故、入組を申候て、納を此方へ取申候事、無其紛候事、

一上井次郎左衛門殿御地頭之時分、公儀より山之まつり事被成ニ付、小林を法光院ひなもりの太夫、其外出家、

社家三十人程、木くら木へ御登り候て、神事被成候、

小林より主取として、野邊十兵衛殿・樋永隠岐守殿被

登候、其時須木之御藏入より、米十石・錢十貫文被出

由候、御藏入之代官ハ有村隼人佑と申人ニテ候、是ハ

御物を被渡たるまでニ候、其餘ニ何そ須木よりかもひ

被成儀無之候、

一我等兄大かきノ時分、此表番手ニ被仰付相詰候處ニ、

稻津亂ニ佐土原ニテ打死仕候、就夫兄知行高岡之高ニ

入申候、右兄の跡として此方へ罷移候、それまでハ我

209

等おや堅固ニ候之故、弟與左衛門付置、木うら木へ罷

居候へ共、終須木ニ付御奉公不仕候、何篇小林より御

下知被成候事、少も別儀無之候、上井次郎左衛門殿地

頭之時分、須木之村尾殿を木うら木を須木之内ニテ候

と被仰候へ共、右之様子ニテ、須木之内ニ者なり申さ

す候、御尋被成候間、我等存候分如此候、已上、

寛永十三年三月十五日 高岡衆中
八重尾土佐介(花押組)

松元彦右衛門尉殿 参

「八重尾氏藏」

天正拾六年戊子霜月十六日

きふら木之分被下申分

一天正十七年己丑三月吉日ニ祈念申候、心經千卷奉候、

一同年四月吉日、ほやうし門五段廿部、山神上申候、椎

柴一本奉候而、藏人ニ社さし候て阿籠申候、九月吉日、

一同年二月吉日ニしめノ折願して、きふら木之山神ニし

め一本、吉牟田之山神へ一本、霧嶋ニ一本、(狗留孫 ころそん)

ニ一本、彦山ニ一本、以上五本、

一同年九月より拾貳月之はらひ、六月日數ノはらひ申候て、

一又さし刀上申候、是ハ

八重尾與左衛門尉

富永内藏允

平野監物允

治部大夫

三山眞方ノ

正祝子

一同年六月吉日ニ參候時、御祈念として脇刀上申候、

大河平原太左衛門尉

一同年八重尾ノ内之かゝミ上申候、五月吉日、

一天正拾六年霜月より、ミヤしめ一年一本ツ、三年ノ祈

願、

一天正拾八年庚寅貳月吉日

「此間キレ」

御高之御祈念として此分申候、

210 「御記録所帳留」

新納四郎左衛門久辰、寛永十一年五月十六日、以祖先之戰功勤代々國老職、依其忠勤、從島津家十八代國守中納言家久公、特賜大隅國桑原郡三鉢堂村山林土地從假屋西參拾町、南北間圍矣、常寵遇于幼穉、正徳三年十月十八日卒、年八十又五、

211 留守次左衛門家之由諸書

一文明年中御出陳之刻、留守伊勢罷立候由申傳候事、

一留守左衛門義景、清水本田一亂之忠賞ニより、大隅國

木房村を拜領仕、坪付 忠朗御判紙有之、

一留守式部太輔藤景 義久様爲御使者、上京仕候由、申

傳候事、

一留守式部太輔藤景、肥前有馬御合戰之時、勵軍忠由、

申傳候事、

一先嶋原御陳之刻、留守式部退立、中務様御歸陳之刻、

式部所江被掛 御腰候通、申傳候事、

一 京都之詰并御使、留守式部被仰付通、申傳候事、

一前ニ羽柴美濃守様御下向之刻、留守式部無事之御使被仰付、日州江參候、宮内於御假屋直ニ御意趣爲被 仰付之由、申傳候事、

一^(留)守左衛門・同嫡子新次郎、於日州ニ父子同前戰死仕候事、^(留)守式部太輔弟留守宮内少事、義久公江小姓被召仕、其後母方之祖父、蒲生之家を相續仕候事、

一留守治部事、^(二年巳カマヤ)文祿年中酉十一月拾八日、義弘公高麗^カ御狀被成下也、慶長四年五月十七日、隅州桑原ノ郡

内山田村田畑御寄進狀、日付之通御^(宛)當書ニ而御判紙頂戴仕候事、

一忠恒公之御代慶長九年、大隅桑原郡内村之内、高貳百十二石公役地として被成下、御家老三原諸右衛門殿・伊勢兵部少輔殿・比志嶋紀伊守殿・御判紙留守右衛門^(宛)御當書ニ而頂戴仕候事、

一黃門様元和六年申二月被遊御歸參詣候刻、留守治部所^ト被掛 御腰、吳服一重・昆布臺・御樽拜領仕候、其

節御膳進上仕候、御相伴被仰付、其刻世悴其外一門中御目見被 仰付候、御取次仁禮藏人殿、

一留守治部代ニ、慶長四年五月十七日、隅州宮内内留村之内、高五十石 龍伯様御判紙、留守次郎三郎と御當書ニ而頂戴仕候、同年九月十四日 忠恒公カ薩州吉田佐多之浦村之内、高五十拾石御判紙留守次郎三郎御當書ニ而被成候事、

一留守治部弟留守半右衛門・菱刈善次郎跡目ニ被 仰付候事、

一光久様寛文元年丑三月被遊御參詣候刻、留守次郎右衛門御三獻之御相伴被仰付候、左候而次郎右衛門所へ被掛御腰候ニ付、御膳進上仕候、御相伴被仰付候、其節喜入休右衛門殿御取次ニ而、嫡子 御目見之儀奉願、御目見被仰付、改名仕候事、

一留守次郎右衛門十六歳ニ而、於御對面所 御目見仕、右衛門と改名仕候事、

一大玄院様被遊 御家督候刻、留守治部左衛門於 御城

獨禮ニ而 御目見被仰付候、

一本田因幡娘留守左衛門江緣與、

一蒲生信清娘留守左衛門へ緣與、

一留守左衛門娘敷根藤左衛門へ緣與、

一阿蘇玄與娘留守次郎右衛門へ緣與、

一留守次郎右衛門娘町田八右衛門へ緣與、

〔是より末キル、〕

留守次左衛門先祖左衛門尉景信入道、貞治二年四月三

日城州石清水善法寺方正宮留守職とシテ下向仕候事、

一景信方三代目之幸範、同四代目之景延・同五代目之景

照・同六代目之義景迄直參内仕、五位ニ昇進仕候通、

系圖ニ相見得申候、右口宣之儀者紛失仕、寫等茂無御

座候、

一景信方五代目之景照方當宮面ニへ免狀を出し候由、系

圖ニ相見得申候、

一景信方十代計之間、引續キ、石清水善法寺家方正執印

職并執印職之補任頂戴仕候、夫方已來次左衛門迄五六

212

代ハ上洛爲仕儀無御座候、右善法寺家方補任ハ段々所

持仕候故、其内爲御見合寫貳通差上申候、

但本書格護

〔此書付前後ナン、此通之ニ枚紙〕

請取

一嘉錄^(錄)三年十二月十二日下知狀寫壹通、

一自建長至嘉曆下知狀寫壹册

右所持宮内社家

澤七郎右衛門

右之文書今程御用候間、御文書方へ請取置候、御用相

濟次第可相返候間、其段持主方へ可被仰聞置候、以上、

辰 御文書所

十一月廿九日 田中五右衛門〔印〕

寺社奉行所 伊地知助右衛門〔印〕

右之通御文書所へ被留置候間、右之趣持主方へ可被申

渡候、以上、

元祿元年辰十一月晦日 寺社奉行所「印」

國分宮内

與頭中

請取

一古目錄五通 留守治部左衛門

一坪付 拾壹通 同人

一文書 七通 同人

一同 拾六通 桑幡半右衛門

一同 七通 澤七郎右衛門

一閉本 壹册 同人

一文書 貳通 最勝寺源右衛門

一閉本 壹册 限元治右衛門

一文書 壹通 同人

一同 壹通 田口仲兵衛

一同 貳通 神田橋只右衛門

一同 貳通 少輔坊

一同 貳通 岩下坊

一同 貳通 知定坊

一同 壹通 田中坊

一同 四拾壹通 林性坊

一同 貳通 大圓坊

一同 壹通 原田三郎兵衛

一同 八通 井上少右衛門

一同 貳通 賴音

一同 壹通 行實

一同 四通 清滿

右者御用ニ付慥ニ受取置申候、御用相濟次第可相返候、其節此受取御返シ可被成候、以上、

戊七月廿八日 御記錄所筆者

宮内與頭 市後崎長左衛門「印」

最勝寺源右衛門殿 松田爲右衛門「印」

澤七郎右衛門殿

桑幡半右衛門殿

留守治部左衛門殿

〔表紙〕

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 三

214 「藤原氏文書」

「口切テナン」

様ニ御方便あるへき事、

一 薩^{〔前久公・伊久公ノ内ナラン〕} 國判官殿御安堵狀の案文事、此等早々御認候て、

南蠻船着岸時上乘をそへられ候て、つかハされ候へく候、委細者^{〔石塚氏カ〕}大和殿可被申候、今度面目をほとこされ候、

馬栗毛・太刀美濃方より金具以下しなをし候て、進上申され候、隨而京都へのさつしやうの事、^{〔雜掌〕}板倉殿遠江方如指南被申候仁躰、京都への事可然様可有御了簡候、

一 國面之中へ御教書事承候、是南蠻船着岸ニ候、就其可有御了簡候、

一 國人ニ大方先不入見參候へ共、申自然候事可得御意候、但此御狀之内、伊集院山城守殿事ハ、不懸御目候

へ共、御書成申候了、又別府殿事ハはうの津地行事候^{〔加世田〕}^{〔坊ノ津〕}^{〔如〕}

間、取分御書成申候了、南蠻船自着岸御身迄、悉可被達御本望候哉、

一 京都への使節さたまり候とも、是までハ石塚^{〔大和守カ〕}方案内者候へてハ不可叶候、諸事可得御意候、恐々謹言、

二月廿四日

^{〔大寺禪正忠保曾入道幸阿カ〕} 愛阿^{〔花押1〕}

甲斐殿

長門殿^{〔永利長門介コトカ〕}

215 先日石塚大和入道下向〔之〕時、預御狀候條、於今恐悅到候、〔御事〕、就南蠻船事、自上方御書拜領、面目至畏入

存候、兼又彼船出津致用意候刻、匠作大勢にて去月廿三日

此境寄來候あひた、馳向防戰仕候處、敵方數百艘以兵

船彼船可取〔候也〕、相〔見〕候事現形候間、大驚候て綱

〔碰〕切捨、當津者共、不殘一人も退散候間、是非不及

候、無面目次第候、此等之趣彼〔傳言〕委細令申候間、

〔右之〕披露可被申候、〔様様致彼船〕出津致用此事候、

恐と謹言、

(應永二十七年)

卯月七日

家久〔御〕判

芥河殿

216 南蠻船可着岸〔唐〕津博多候處、依海上怖畏、其方ニ逗

留之由、注進到來不可然候、仍先京都へ申候、如何ニ

候、被加御助成、早ニ此面ニ被送越候、目出候、

就其態〔迎〕船候、隨而津と浦と警固事堅申付候、可有心

得候、恐と謹言、

(應永二十六年)

八月五日

町田飛驒守殿

〔右二通志布志阿多新之丞藏トアリ〕

〔九州探題職〕〔滋川滿頼〕道鎮〔花押〕

217 〔藤野家文書〕

嶋津殿御 國倉上事被成御 候、就其候て御使

節ニさゝれ候、いそぎ御越渡申され候へ、可然候、松浦

山代方へ別候て、御書被遣候、御心へ候へく候、相構と

不可有御等閑之儀候、恐と謹言、

二月十七日 明眞〔花押〕在判

齋藤次郎左衛門尉殿

218 〔藤野氏文書中〕

〔在鎌倉ノ人ヨリ申上シナラン、追考スヘシ〕

又申上候、御狀等認申へく候之處、六月廿六日鎌倉殿御

他界ニて候事、天下御敷多候此事候、同廿一日左との三

嶋御參詣候、終日御管弦、極樂寺僧達講式伽陀同舜樂等

「藤野氏文書中」

「題目ヨリ散失」

候て、其後御酒被聞召候はん、遣いに御下向候、其日被
 召候御馬鹿毛、神馬被引進候名馬にて候、御下向候て後
 聽御窮堀御坐候て、御やすミ候、其ま御勞ニ候間、醫
 師達あまた付申て候へとも、終かなひ候はず、五ケ日と
 申候、廿六日酉刻御臨終候、八ヶ國諸大名老若を申候ハ
 ず、上下番人歎申候、此日出家仕候、鎌倉新造御所被作
 立候、去年十二月八日御わたまし候て御座候、無幾程如
 此御隱候事、中々無申計次第候也、此御所中に天空し
 うまん仕候、ひかり物共□おひたゝしきつけともにて
 候つるか、御かくれ候、御たひ所者二階堂入すいせんあ
 んにて候、あこハ建長寺方丈、きかん圓覺寺方丈、所か
 ん聖福寺方丈、てんちや佛事禪興寺方丈、てんたうの佛
 事淨妙寺方丈、念珠ハ長壽寺方丈、こせんにん御渡候、
 京都よりの「此下ナン」

た合力ふたん御方ニたいして致合戦、御方菱刈のさか
 ひニ數ヶ所取要害、朝夕致合戦候、就中在國司入道道超
コト也
 越事、孫子次郎道久、同一族鳥丸四郎次郎則道、山田
佐殿ハ足利兵衛佐直冬、貞和五年肥後ニ來奔せり、然アルニ市來太郎左衛門尉
廉九郎以下佐殿ニつきそひ申、于今在府仕候間、此等
氏家、東郷藏人遺義等十五人直冬ニ應シケレハ、師久公・氏久公此等ヲ變テ利ヲ失
振舞存外次第候之間、公方御計の程ハとて、適惣地頭
ひ給ひして、文和二年癸巳三月五日御注進狀ありト云、其頃ノ物なれて、又在國
職知行所領ニて候間、被押置候事無子細了、次國分
司次郎道久、足利直冬ニ應シ菊池肥後守等と謀て、知色城を攻トせし事アリ、菱刈
平二郎友重所領事、是又不斷被致合戦御敵退治のわつ
友成ノ玄孫也、境ニ要キヲ取トハ、其事ならん、
 らひをなし、結局御敵市來太郎左衛門尉氏家令同心候
 之間、以是御敵之段無遁所候歟、就是非守護方へ窮被
 下候へて、直ニ安堵被成下候はん事、可歎入之由再三
 被申候程ニ、如御返事者委細ニ被聞召候了、何様そこ
 つの御沙汰あるましき之由、則御返事候、
 一同備後入道殿被申候事者、此御使之時式部藤三郎殿と
 やらんも、所領事歎被申計ニ候と被申候程ニ、身か申
 候事者、此仁當參之由承及候間、若本領安堵事候ハ、
 歎被申候やらん、支可申候由存候しかとも、若就他事も

か當參候覽と存候て、披露不申候、此仁所領事者、代

220 「奈良原氏家藏」

々置文等ありけにて候、惣領ニ成敵對候庶子の所領者、惣領之可爲計之旨承及候、彼所領事わうしやくの

就今度弓矢子息三人、高名之事無比類候條と、無禮之到候、何様其方へ可罷下候之間、期面候事候、恐々謹言、

所にて候へハ、こなたニたいして歎被申候へ、不可有

卯月九日 實久

子細候ニ、或忍入、或率大勢、彼所打入可取要害由、

奈良原殿

相巧候之旨被承候ハ、代々召仕たる上、如此敵對を

「上包」
奈良原殿 實久

八郎左衛門尉

なし候之間、任置文之旨彼所を被押置て候、此仁忠節

候者、各別御計ハ候とも、於本領者惣領方御窮候ハ

て、御沙汰候ハん事可歎入之由、再三被申了、此御返

221 (本文書ハ六四〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

事も被聞召了、そこつの御沙汰あるまじき候由、蒙仰

へく候、
「後醍醐帝ノ繪旨ヲ出ス人也」
一勘解由次官方へ參候て御書付進候、此人折節違例、以

222 「本田作左衛門藏」

外ニ候とて訴人ともあまた候しか、不及對面候て罷歸

候しかとも、押てゆひ入て候程ニ、子息米司頭(ツメ)ニ對面

仕て候程ニ、式部藤三郎・在國司東郷・國分平二郎事、

改年之御大慶千喜萬祥雖申上支舊候、猶更不可有際限候、多幸と、抑就如此之御祝詞、任佳例捧慶書候、如何様以參上自他御満足之儀、重疊可申加候、仍五明貳本致

如御所へ 「ツキメ切ナシ」

進上候、誠萬歲不易奉表御祝儀計候、以此旨可預御披露

候、恐惶敬白、

正月十一日

薩摩守忠興(花押126)

進上 本田因幡守殿

「忠興薩州家四代目ナリ、大永五年十月九日卒年四十とあり」

223

『加世田士愛徳氏之藏』

急度申越候、仍其邊浦と爲御順見、根占七郎殿御廻ニ而候條、御宿等可被入念候、勿論御宿之亭主、曾而御禮被請問敷候、爲其堅申渡候、恐と謹言、

卯月十六日

(山田有榮)
民部少輔〇(印)

(頼姓久政)
左馬頭

(北郷久加)
佐渡守〇(印)

申ノ下刻〇(印)

鹿兒嶋

よこ井

伊集院

神川

日置

224

口上覺

綱久様御受厄ニ付而、西原山王江御年數珠、當年夕三ヶ年可被差上御誓願候條、今月より當年極月迄十壹ヶ月分、御年數珠御方迄爲持候條、吉日を以拜進被成御祈禱可被成候、以上、

三月十八日

堀四郎左衛門

安養院

吉利

永吉

伊作

田布施

阿多

加世田

喫衆中

225

到與力方御禮致拜見候、然者 綱久様就御厄年、諏訪へ

寄進仕候刀差下申候處、早速被納置御神前之旨被仰越、

忝存候、恐惶謹言、

十月十六日

嶋津新八郎

久馮(花押出)

安養院

御報

226

「安養院文書」

〔尙〕^④巨細者先日御理候間、不能一二候、以上、

少將様御上洛ニ付、御留守中者爲御祈念、毎月御諏訪大

明神へ神樂可有御上由御立願候、就其二月より十二月迄

三ヶ月分、八木五斗二升五合持せ申候、就中明日七日吉

日之由候間、於神前御祈念可被遊候、此等之旨、伊勢平

左衛門殿(④)書狀を以可被仰候へとも、富隈(④)參上候

之間如此候、恐惶謹言、

十月六日

有川與左衛門

貞政(花押16)

伊地知主馬首

重行(花押25)

かこしま
御諏訪座主御坊

御同宿中

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一七一五號文書ト同文ナリ)

227

就渡唐船之儀、先度委曲令申候、弥預入魂候者可爲本望
候、猶桂樹院可有演說候、恐々謹言、

閏六月十七日

高國

嶋津豊後守殿

(忠朝)

228

以上

遠路迄預御狀具ニ令披閱候、然者道純御忤之儀共、前御

「河野安右衛門通宣ノ老號」

取次申候、其爲首尾様子承候、吾等事も當分此地へ罷居

候間、喜入休右衛門尉へ狀進候間、子細被仰入可爲尤候、

隨而者道純氣相無快氣、貴老御心底存計候、吾々事も多

年之知音有之所ニ、千萬殘多存事候、御任今月中ニも不

相濟候者、來月者早々鹿兒府可致祇候候間、何様肝煎可

申候、恐々謹言、

十月十六日

『河野總兵衛通政ノ老號』

白齋老

『正保四年
正月卒』

御返報

新納加賀守

忠清(花押215)

229

『入來院氏文書』

▽⊗

△

雖無差事候、連々承度候、御同心候(ハ、)所仰候、抑先
日於霧田陣ニ被承候谷山之一筆之事、聽認可被進候^{②之}處、
打續依被取亂事、(ニテ)延引^{③于今}之條、背本意被存候、仍
此(儀)宜可然候之間令進候、尤以使者可被申候處、此便
宜ニ可進之由被承候間、任御意候、此謂可(令)御申候、
每事期後信候、恐々謹言、

六月十三日

村尾三河殿

(酒匂)(花押)
伊景(在判)

▽⊗

さかわ狀

村尾殿

伊景

230

『入來院氏文書』

▽⊗

△

清色殿より被仰候所領向事、在所事共者、爲私難申定候、
於于田數等事者、自貴方も可被仰越候^{④之}間、無等閑申沙
汰可仕候、仍河邊之左右を御侍候する事、今程可事延候
間、先急々道行候様ニ御談合候ハ、總州如何様ニ被申
候共、平申沙汰可仕候、八幡も御照覽候へ、聊不可有無
沙汰之儀候、委細厚地殿ニも申候間、定可被聞召候哉、
恐々謹言、

八月九日

市來殿

(酒匂)
伊景(花押115)

231

『入來院氏文書』

畏申上候、且如(敢)知食候、子息三人致奉公候之由申上
候之處、與一重員、七郎頼重背定(以)命參他(關字)御方候之

『入來院氏文書』

間、永不孝仕^①了、自今以後不可有父子之儀候、^②而御
意得申入候、且便宜之時可有御披露候、恐惶謹言、

四月五日

(入來院重聰)

定佛
在判

諏方入道殿
(眞性)

雖未申承候、以事次企一行候、仍爲續事、年來別而當家
^(相色)

申通候之處、無御等閑之由承及候、尤祝着候、弥御一味
無餘儀候者、可爲本意候、爲路次態不及^③子細候、恐々
謹言、

(明應九年カ)

三月十三日

(大内)(花押)
義興(在判)

入木院殿
(重聰)

「ツ、ミ紙」
入木院殿

義興

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二一七二三號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

求麻之儀、無御等閑之由承及候、彼方之事、別而申通候
間、弥無二被仰合候者、可爲喜悅候、於已後、猶一味
可申談候、遠路之事^④之間、令省略候、何様連々可申承
候、恐々謹言、

九月三日

(大内)(花押)
義興(在判)

入木院殿

「包カミ」(加賀守重聰)

入木院殿

(大内左京大夫)
義興

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二一七二三號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

先日進狀候處、御懇承候通祝着候、於已後者、弥連々可
申通候、抑公方様、^(義顯)舊冬十二月晦日到當國、被移御座
候、面目之至候、任上意、爲天下可然之様、可抽勳功

之心中候、御忠節尤可爲此時候、爲續無御等閑之由候、
祝着候、每事可申談候^之條、併期後信候、恐と謹言、

正月十一日
(大内左京大夫)
義興(花押66)

入來院(重聰)加賀守殿

▽^②
入來院加賀守殿 義興 △

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七二四號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

▽^②
△

其以後者、路次不輒候て不申通候、心外候、今度八代所
と捨候事、御心底恥入存候、但古今弓矢習候歟、今者隱
居分候之間、諸事不存候、過半當國無爲之様共申合候而
候、彼客僧薩戸一見之由、被申候間、好便之條一筆令啓
候、當時三ヶ國何事共候哉、吳不審之時者、可承候、恐
と謹言、

七月十八日

「相良」
爲續(花押113)

入來院(重聰)殿
進之候

▽^②

入來院殿

進之候

爲續 △

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七二五號文書ト同文ナリ)

『入來院氏文書』

以上

態令申候、最前從名護屋以書音申候刻、御煩之由候、定
而可爲御快氣候、其上然と御煩も無之候之處、無出陣段
不可然候、殊人數も遲參候事、御分別いかゝ候哉、無御
心元候、對嶋津殿無御届儀者勿論ニ候、此度唐人國役御
無沙汰併被經公儀道理ニ候、於達上聞者、御身上忽ニ可
相果候、早と御着陣專一候、恐と謹言、

十月朔日

石治少
三成(花押21)

入來院(重時)又六殿

御宿所

「在垂水邸」

雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸士無外方故、匠作へ以使札申、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

「天文」

十一月廿六日

「近衛尚通卿」

御書判

嶋津右馬頭殿

「忠濟」

追而申候、前日土佐木にて候間、弓木進覽候之處、御禮之儀被仰候、御隔心之様存候、

如承候、前日從相州入道、鯨之油被進候之處、此前以上田殿御禮承候、又此節被仰候、即時致披露候、相州へ被進候、盡者請取申候、定而從彼方追而御禮可被申候、殊此方珍物候、忠良、貴久大慶候由被申候て令賞翫候、能々御禮可申之由候、又直ニ茂被申候哉、恐々謹言、

卯月廿二日

忠朗(花押29)

本田因幡守殿

本田因幡守殿

忠朗

伊集院大和守

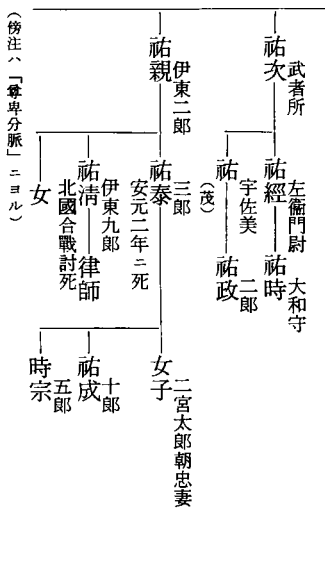
「駿島氏古系圖」

大織冠鎌足—淡海公—武智磨—乙磨—是公

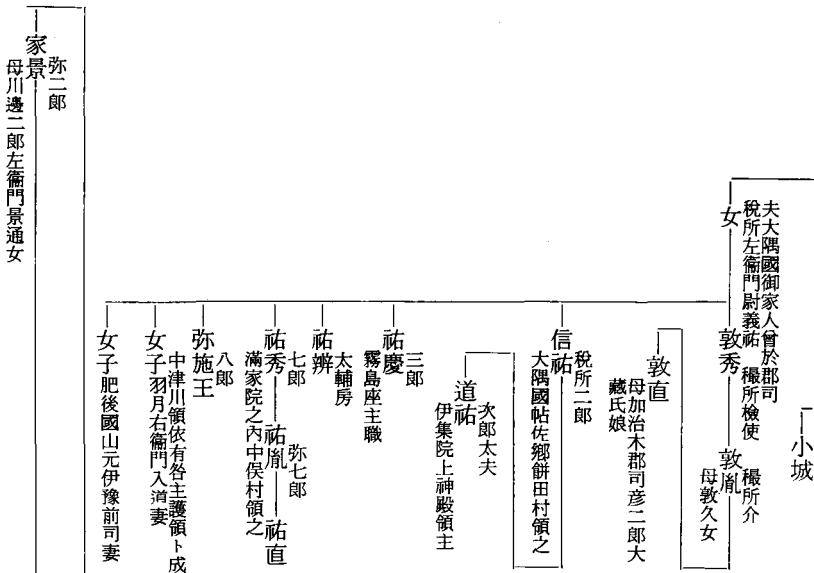
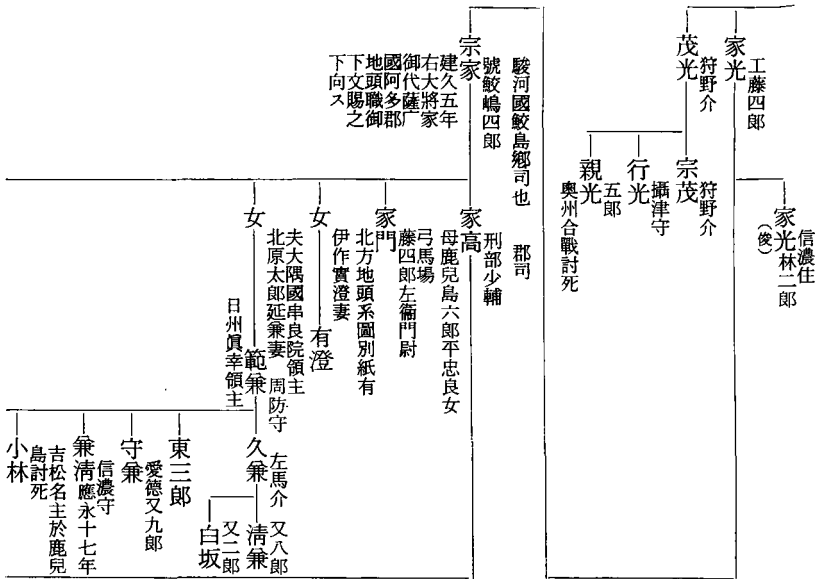
右大臣 參議 小納言

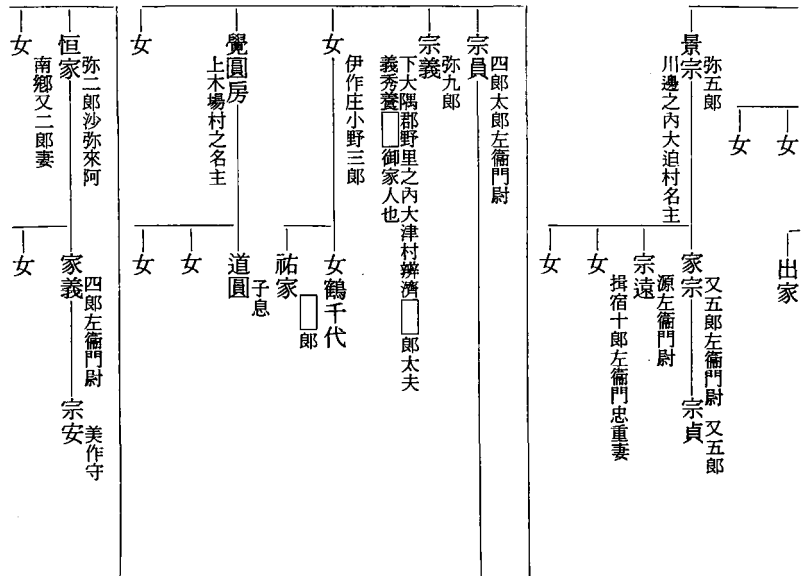
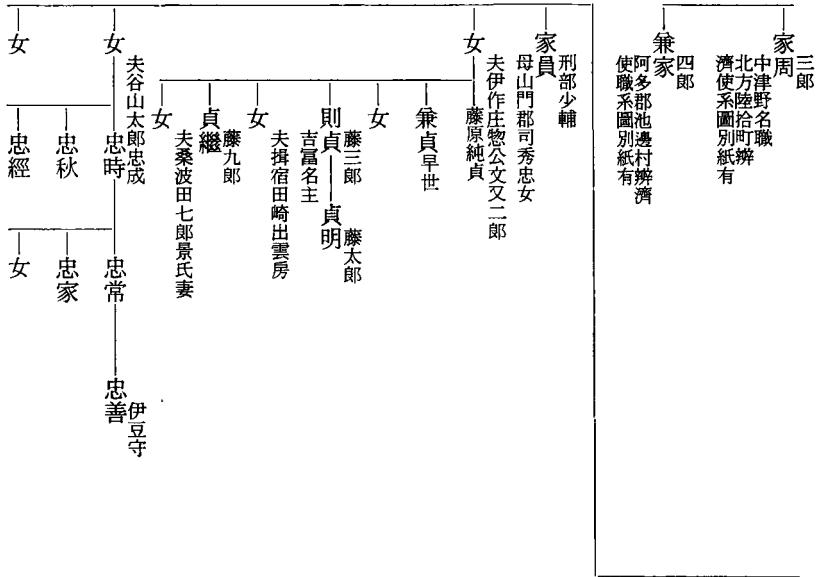
正二位大納言從五位下越前介 陸奥介 彈正大弼 工藤大夫
維友 弟阿 高扶 維幾 爲憲
(河) (清夏) 從五位下遠江守

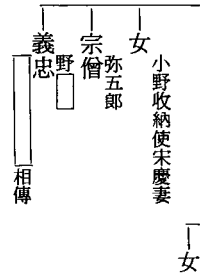
從五位下 從五位下
工藤太 駿河守 伊豆國檢使 狩野九郎 狩野四郎
時理 維景 維職 維次 家次
伊豆ノ狩野



(傍注ハ「尊卑分脈」ニヨル)







『志布志寶滿寺文書焼切古寫』

○日向國寶滿寺事、可

〔西殿御祈禱所之由令

〔所之處、御返事か様御

〔寄進狀又如此候、以御領

〔被成御願寺候之條、隨眞

〔申限候、若未來不朽之

〔被興行佛法候、又此兩

〔院重(マ)箱候上者亦可被成

〔物之勇候也、恐々謹言、

五月三日

順

□仙御坊

尚々大吉兵様へも遂貴面奉頼候由申候間、御談合を以御申たのミ入候、已上、

先刻中途にて乍聊尔大方如申入候、知行目録之儀□可被成候て可被下候、地下之目録之高目録一持せ申候、拙者軍役百五拾石分にて候、爲御存之候、此中如申盡長と在陣在京仕、其上關原以來父子はらくと成行申候、殊更〔本ノマ、レ〕有へく候て、度々上下仕、愚息も舊冬まで致在京ニ付而、弥借銀相重、今ニ返辨難叶迷惑ニ相究候、早竟身を恨申外ハ無之事情、然躰之時ハ御知行被下置候ても、御軍役不罷成、後日者むさと可被召上事覺悟之前後、此節いかやうにも被仰上、目録被召上候やうに頼存候、なにかと申候ても知行指上可申ため候之間、餘之儀者不入事情、其心得所仰候、恐惶謹言、

六月廿六日

本田助丞案文(貞親)

帖佐彦左衛門尉殿

○ 契約

當國凶徒對治事、就善惡可成一味同心之思候、殊以山北野心仁等、誅伐之程者、何様雖違所存事候、或破在陣或不成歸宅之思、以一鉢同心之儀可加對治候、此上者、就公私御大事者存身大事、相互見繼被見繼可申候、此條々八幡大菩薩・諏方上下大明神御照覽候へ、向後不可有違變之儀候、恐々謹言、

二月廿三日
(入來院) (花押) 重豊 (在判)

鳴津大夫判官殿
(守久)

自先日承候寺柱之假屋事、今度宮丸殿御越、委細被承分候間、可有御知行之由被申候、目出度候、尙々増五郎殿御越候つる、萬無沙汰之至于今恐入候、(本ノ)恐々謹言、

閏六月八日
(本田) 宗親 (花押234)

栴山美濃入道殿
御報

さん人ともなたし申て候はんこと、もたいなく候、身もこのほと小山に候つるころ、けふこそかくにて候へ、さう／＼さやうのさたもぎ候へぬに、夜部ミヤこのしやうより、いや二郎のかたより、よ中はかりしそくの候を、しふしに人のよせ候とて、しふしにたてゝいかやうに候やらんとて、人をたひて候、身ハしらぬ事にて候、もたいなく候よし、へんし申て候し、たゞしふしのさいけの物といわせ候と存候て、もたいなく候、恐々謹言、

卯月十五日
明見 (花押238)

ミの殿

委者難盡紙狀候之間、不及申候、隨而京都より僧之使被下候、一昨日鹿兒嶋敷禰ニ被着候程ニ、屋形者此間財部より被申候程、京都僧も財部にて可有御見之由被仰候て、財部へ昨日可有御出之由、淡路方より爲御心得令啓

候、不審之時者示肝自是も可令啓候、恐と謹言、

八月七日

(北條)
知久(花押228)

桃山殿
進之候

246 「正文在桃山氏」

猶と昨日御出悅喜仕候、やかて參候て御禮可申候、昨日御出目出候、雖然夜陰御歸候、其上無調法之御事無御意被存候、如何様令取入、諸事可申御禮、兼又彼御返事披見仕、認候て可遣候、自是も御返事之趣可申候、案文追而可懸御目候、返と不寄思候之處、昨日風渡入御候、此間式御意靜申承候、目出候、恐と謹言、

八月十九日

知久判

247 尊書之趣謹拜見仕候、然者重信方身上之儀、大興寺へ可致談合候、本田幡广守方親子他出被申候條、爰元少可隙入候する歟と之存事候、以此旨可預御披露候、心事恐惶敬白、

五月廿八日

(伊集院忠明)
孤舟齋
笑岳判

進上 一乘院
御同宿中
まいる御實報

248 「一乘院文書」

雖未申通候用一書候、就中其方御歸依之高崇寺、於根來寺住山之砌、法流之儀令約諾候、然へ愚僧老躰之條、急度御越、法流可有御相承様、御吳見所仰候、恐惶謹言、

神無月十六日

賴忠(花押251)

肝付(良兼)三郎殿
御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編一」三七八號文書ト同文ナリ)

249 (今)春之御大慶勝例年重疊雖申事舊候、尙以不可有窮限

候、珍重と幸甚と、抑先日御祈念之事申上候、忝被懸御意候、千秋萬歳目出畏入存候、殊ニ御祈念之内ニ自屋形様國名拜領、満足此事候、隨而寶生院爲御使僧御光臨、御卷數所持、忝畏入存候、其時分我等鹿兒島にて不致參

會候、心外存候、如何様以參上御禮等可申上候、萬吉、
恐惶敬白、

二月十日

(島津)
河内守久逸(花押出)

進上 一乘院

御同宿中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二六號文書ト同 ナリ)

250 加春之御慶自是可申上候、^①處、遮而被仰下、殊ニハ配供
令拜見候、抑其方無爲ニ罷成候者、渡海仕、最前可令參
入候、恐惶謹言、

潤正月廿一日

藤原

運久(花押出)

進上 一乘院

御同宿御中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇三號文書ト同文ナリ)

251 不存寄候之處、遂拜顔候、誠祝着之到候、仍來廿六 東郷
江可有御手仕由候、大臈金剛御看經奉憑候、如何様重而
參會可申承候事候、恐々敬白、

(文明十五年カ)
十一月廿三日

忠廉(花押出)

一乘院

御同宿中

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五五七號文書ト同文ナリ)

252 奥州様在國之御仕合能、早々御下向之御祝言、爲可被成
御申、態御使書之旨細々得其意、於細嶋達 上聞候、遠
路早々御満足之由被 仰出候、久太郎殿事も、別而今度
御奉公精入候て、御大慶之由候、其表下向ニ而候間、定
此比ハ漸下着たるへきと被思召^①之由候、此元旨相聞得
可申入段被成御意候、猶御使へ具申達候條、不能詳候、
恐惶謹言、

五月十一日

別府信濃守

景(花押出)

梶山權左様

進尊報

253

『感應寺文書』

○^(勝)棧殿寺住持爲龍節被越海、因玆簡令披闕候、惟悅不淺
者也、殊鎧壹領鎖臈并甲鉞形同毛收納、玆重雖爲不腆

之方物、表微禮蘇木貳千斤進呈之、一覽多幸萬緒忻慶不備、

林鐘二十日

琉球國

中山王印

嶋津陽久公

回章

254

『全』

○就文船之儀、松下安藝入道奉尊書、蓋棧嚴寺於使節被令成渡海候、因依賜之珍簡詳遂拜閱候、如尊意此方亦雖無疎信之到候、依海路遠隔無音罷過候、彼文船之儀者從往古到鹿兒府之主へ者、御即位代々文船無渡海之儀候、自然應時於有要用之儀者渡船之儀有之候、其謂未成分別候哉、從上古依隣國相去、通音之儀于今無相違、遠近之廻船連續候、近年不意日本賊徒之兵船往來、無隙閉塞海上候之間、海路不穩之由風聞候、然者當邦封內遠近之嶋、彼大小之津泊、日夜無油斷晨夕致警固、然間難及自邦之格護候て、於他國之禮儀今時分難成候所存之儘、不應尊命、聊以無疎意之儀候、殊主三司官

楮國公五十束拜受、不知所謝候、爲表菲禮、匱綿參拾把進呈候、此面多幸萬緒期後音之時候、恐惶謹言、

林鐘二十日

三司官

市來因幡守殿

阿久根播摩守殿

猿渡伯耆守殿

竹田越中守殿

古垣山城守殿

255

『頂峯院文書』

『琉球國江、感應寺茂林和尚渡海有之、棧嚴寺と書中ニ有之候者、其節當寺の楞嚴寺江致隱居候節之儀と由緒書ニ相見得、按ルニ茂林和尚ハ感應寺十八世の住持、自天文廿辛亥至永祿八年乙丑、住山十五年と見ゆ、然レハ永祿八年ヨリ隱居ニテ、其後ノ事ニ當レリ、十三年春ハ雪峯など被遣候、其前後の事ナラン、按考事しかり』

依無題目候久不申承候、心外之到候、聊非疎略之儀候、御同心候者本望ニ候、兼又此際無沙汰之通爲申候、岩野對馬進之候、定而委細可申候、恐惶謹言、

六月十一日

冠嶽座主御坊

【姓氏未考】
奉朝（花押191）

『國分宮内社司澤氏家藏文書』

幣

御寶殿鎮壇祭之儀式之事

一饗三膳同折三

檜物

一式之二重

三双

一へいし瓶子

三双

一宮ノ餅

卅六合

一福出ノ餅

卅六合

各入物折敷

一日ノ數ノ餅

三百六十

同入物丸おけ二

一しとき餅にして

九ツ

一花米

同入物丸おけ三

一ひろさ一尺二寸ノ餅

三ツ

二連ハいかにも結構可有

一ひろさ八寸二分ノ餅

六ツ

各入物ゆりふた三ツ

一ひろさ四寸二分ノ餅

六十

同入物ふち高六十

一すゝきの魚

三懸

一名吉ノ魚

三懸

各臺六

一御水かへ

九

一てうし

三

一ひさけ

三

各檜物

一ほうわうの鳥形

一番

一白布

參十

一小袖あつ板うす板の間ニ

十四疋

一おり物

五疋

大ぬさの新

一ミかき付ノ扇子 三本

一色ミノ絹 五疋 青黄赤白黒

一あさのにこぎ 十二

一綿 十二さけ

一女中方ノ御手くさの物、これへくし・たう紙・へに・しろい物・はこに入たる鏡一面・かもしまきなどのたくひなり

一手箱 一つら 一壇鏡四面

一つはめの鳥形四 一名作ノ刀 一腰金作

一具足三兩同かふと 一太刀 一對

一長刀 一對 一鍔 一對

一弓張弓 二張 一そや 二腰

一掛錢 三百貫 一雜紙 一束

一あらそ 一め 一長木 十

一竹 一束

御引物

一御太刀金ふくりん 一御馬

一鞍馬 以上 三疋 一鳥目 百疋

御一家 老中 國ミヨリモ馬・太刀可給各注文被下候

典厩様御太刀給候 社家中より

伊集院掃部助殿 留守殿

樺山安藝守殿 桑幡殿

鳴津左兵衛佐殿 澤殿

喜入三郎四郎殿 權執印殿

穎娃山城守殿

佐多又太郎殿 各太刀給候

右横折 料紙貳枚

257

『宮内社司澤氏藏』

正八幡宮御寶前

奉納置 刀壹ツ長サ貳尺 銘國武

脇指壹ツ長サ壹尺 銘右同

右祈願者武運長久、子孫^繁繁員、領内安全、敬愛自

在之故也、仍致寄進處如件、

承應二曆十二月吉日

施主

喜入五郎兵衛藤原久供

(本文書ハ「舊記雜錄追録」四九四號文書ト同文ナリ)

258

『六』

正宮

奉納置

鎧 一領 甲 一翼 籠手佩楯 一具

右意趣者、爲現病平愈、息災延命、武運長久、^①〇〇

如意成就之故也、仍致納置處如件、

寛文元年辛丑六月十三日

市來次十郎

施主惟宗家賀

(本文書ハ「舊記雜錄追録」九二七號文書ト同文ナリ)

259

『正文國分正八幡宮社司澤某家藏』

態令啓上候、抑先年者別而申承候、尤切ニ雖可申入候、

遠國故乍存罷過候、然者彼御三人三ヶ國之儀、御頼之由

被仰候、殊更御宮主と申、御法納所と申、何篇被添御心、

至日向表茂堺目路次傳之儀、御宿所頼入存候、殊彼御方

神道無比類候、於其表ニ御兩人頼入申候、以別紙可申入

候へ共、間ニ儀候之間同前申入候、可有御免候、委細者

彼御三人可被仰之條、不能詳候、恐ニ謹言、

二月三日

澄秀(花押)

さお殿

御兩人參

さいしやう寺殿

御宿所

さお殿

森常陸介

さいしやう寺殿

澄秀

參御宿所

260

『正文在國分八幡宮社司澤氏』

就御立願、燈明之御布施十貳貫文、善哉坊社參候、永々

御祈念尤可爲大慶候、恐ニ謹言、

十二月十二日

祐身(花押)

澤殿
御宿所

261 『正文在國分正八幡宮社司澤某』

去刻致越山候之處、多々預御芳志候、誠畏悅無極候、終
ニ以書札茂不申入、背本懷爲過不少候、兼亦拙者愚老妹
進退之儀、近日企參上御任(可令)申之由存候、爲此等之御
案内兼日用愚札此式候、無御難澁偏頼入存候、如此之段
爲令申、態以愚狀申展候、可被成御納得事、向後可畏入
候、恐々謹言

三月十六日

宗安(花押183)

澤養音公

參御宿所

262 『正文國分社司澤氏藏』

正八幡ニ忠勝篠切了戒被致寄進候彼刀之事者、新納家重
代ニ候、以後者必々可請之由被申候、能々御覺悟可目出
候、萬吉、恐惶謹言、

十月廿九日

盛朗(花押182)

澤殿
御宿所

263 『正文八幡宮社司澤氏藏』

引返シ真ニ
澤永澄老人々御中
伊地知少左衛門尉
正宮小節供之儀、御辛勞之段、從是令察候、就其日取之
儀、此十一日可然由候、御代參之衆、追而御意可被成候、
將又爲入具、青銅壹貫二百文・中紙一束三帖、只今持せ
令進之候、猶諸慶期後面之辰候、恐惶謹言、

霜月八日

重房(花押24)

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二一七六六號文書ノ後半ト同文ナリ)

264 『權執印文書』

改年之御慶重疊雖申事舊候、猶更不可有休期候、萬幸々々、
然者諸勢大略被引歸候條、其方手衆事茂先々歸申候、又
貴所御事、頃被立候之様ニ聞得候、如何様追而可申達候、
佳事、恐々謹言、

正月十一日

(伊集院)
忠棟判

權執印殿

御宿所

265 (本文書ハ一三七號文書ト同文ニソキ者略ス)

分可被致急速之沙汰候、於國衙料所之分者、最前被仰下之趣、不可有相違候間、御氣色候也、仍執達如件、

三月八日

按察使頼親

左中將殿

266 『權執印家藏文書』

來月十五日、當社御放生會御神事、各就御在京者、可爲何様候哉、若院所役繁多候間、爲國前難治候、且奉爲神其恐候歟、可令延引候者承其左右、在國代官等之許に可申下知候歟、恐と謹言、

268 『權執印文書』

謹上

八月十日

左衛門尉時性

御判在

座主御房

權執印御房

267 『權執印文書』

新田宮造營間事、重申入候之處、領家沙汰之分、可爲三分之一之由、最前被定下候畢、然而其沙汰難置者、所註於神領者、自今年除御祈禱料田支配間、殘之田地、以彼

269 『權執印文書』

(花押 255)

新田宮造營料所間事、如社家注文者、猶雖多未作之分、日來營作之勤非無其功歟、所註未作兩社并舍屋內仰合家、相計要須之所と、社家涯分之合力、可被終其功也、年限延引事、地頭郡司等、年々濫妨事實者、所申非無其謂歟、然者日來被定下年限之上、可被延引三ヶ年之由、可被傳仰、此如之間、御氣色候也、仍執達如件、

六月廿六日

按察使
在御判

左中將殿

執印尼公去五月一日他界□□之由被聞食候、子息等令上

〔（透）〕云々條、着之時定有申□□歟、執印職事を可被仰下也

□□其間有限佛神事沙汰、所司等無懈怠勤行之、可相待御下知之由、所被仰下也、仍執達如件、

六月五日

法眼性禪

〔（虫付）〕

新田宮所司等中

270

『在水引權執印』

石清水八幡宮御回録領家壇□□被下燒失事、定其聞候

歟、□□〔（就中カ）〕馳申、年々御年貢又抑留何様事□乎、尤非無

御□□候、但當社御造營者、十二月十四日御遷宮、同被

遂放生大會□彼料足雜事等被仰執印方事、定被觸之候

歟、念々可有其沙汰候□□正氏被下遣候、便宜事可

令聞繼給候也、仍執達如件、

二月十日

沙弥〔（花押）〕

新田宮權執印御房

271

『正文在水引權執印』

〔（引越シ裏ニ）〕自八幡被遣大貳殿雜掌申二度
建長元年

薩摩國新田宮申神王面修復并清祓事、去月廿九日御返報

承知、子細之由仰給候、存外候、被下宣旨、大府宣候之

上者、不可有御不審候、又目代請文不見領狀之儀歟如件

請文者、仰主神可遂其節之由、領狀勿論候、此上何可被

尋府官等候哉、但所觸申之本意在修復并清祓用途事、目

代書不審有之間、任先例可有御計歟之由、所令申候也、

今者此一儀弥念可有御下知候歟、恐々謹言、

八月五日

法印棟清

謹上 大貳三位殿

272

『在水引權執印』

造宇佐宮薩摩國所課事、被免除新田宮領候、院宣并六波

羅御教書、令披見正文等候早、此樣可披露候、恐々謹言、

十一月十八日

宗覺〔（有御判）〕

執印社司御中

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一四五八號文書ト同文ナリ)

273

「大口高城氏藏」

「引カヘシニ」

大かたとのへまいる しのりのろ

大かわとのへ申され候をせうの事、このとし月うけ給候ニ、いまゝてみちやり申さす候事、心ニかゝり候、とみみつのなかへちきやうふんかわそこのしほ入の事、しさゐあるましく候、しはしまたれ候へと御こうしうあるへく候、いま時うちの人へ候はん、めしつかい候物も候ハす候、ミやうねんさきにもなかへとのゝ事、さため申候へく候、又ふなつ田・ひら田・とうゆてん此三丁の事ハ、このしたちより御ちきやうあるへく候、返くハまへも御ちけへく候、とミゝつしほ入の事、子細あるましく候、このよしよくく大かたとのへおほせ候へく候、あなかしくく、

八月廿六日

重令(花押108)

274

「眞本篠原自淨院家藏」

覺

今度地頭新納加賀殿遠行ニ付、當地仕置別而可被入念旨、至曖衆被 仰出候、各以其心得萬事可被見合候、常々被仰出御條書之趣ハ不及申、或背御法度、或曖衆之下知不致承引、或所之さわりニ罷成族之人於有是ハ、衆中下ニよらず、早速可被申出候、地頭不相究内、弥被入念專ニ候、以上、

午二月廿七日

(新納久了)
新又左衛門

大口横目衆

(本文書ハ「舊記雜錄追録」四九九號文書ト同文ナリ)

275

「眞本篠原自淨院藏」

以上

九日の御祝義と候て、御小袖三ツ何も御ねん入候了、一入幾久とやくに□可仕候、恐々謹言、

九月十一日

石治少
(花押21)

よし久様
御内

276 仙洞御腫物之事、弥以御平愈候、公家へ大慶可有推量候、

書裏之趣以御次可申入候、可心易候、兼又筆五・帷五・

太刀一腰・馬代黄金拾兩令祝着候、猶使者可有口上候也、

五月十二日

(近衛信尋)
(花押10)

薩州拾遺

277 猶々秋月殿方のからめ物ハ未參候、以上、

一書令啓上候、拙者も今月三日之晩ニ、長崎へ着津申候、

八人之搦物共之様子、爰元御奉行様へ則申上、夜入候て

搦物御請せ候間、渡申候、彼者共荷物等者、昨朝相渡申、

何も口能無御座相濟申候、八人之者、昨日もかうもん候

て、色々御問爲被成由候へ共、其元ニ而之申分、不相替

由傳承候、定御返事今明日之間ニ可被仰聞(ナシ)候、與存候

條、急度罷歸萬々可申上候、此等之趣爲御心得候、恐惶

謹言、

八月五日

甲斐右京亮
重政(花押72)

鎌田源左様

新納加賀様

(本文書ハ「舊記雜録後編五」一〇七三號文書ト同文ナリ)
人々御中

278 「」雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事

無外方故、匠作(ナシ)以使札申候、此砌於預馳走者、可爲

祝着候、仍五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、
(近衛信尋)

十一月廿六日
(花押10)

椛山安藝入道殿

▽
椛山安藝入道殿

御判

(本文書ハ「舊記雜録後編二」一二四五號文書・一三〇八號文書ト同文ナリ)

279 「」雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無

外方候、此砌於預馳走者、可爲祝着候、猶進藤筑後守

可申候也、狀如件、

十一月廿六日(近衛信守)
(花押109)

喜入式部太輔殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二二四七號文書・一三〇六號文書ト同文ナリ〕

280 「正文在新納三河忠徳入消楚」〔此書忠勝譜中ニ在リ〕

雖比與候短尺書進之、

「雖未申通候、由緒異于他事候間令啓候、抑一亂以來不辨之儀難盡紙上候、此時一段預合力候者、可爲祝着候、併芳情頼入候、猶九澤軒申含候、每事期後信候也、狀如件、

卯月廿七日(近衛尚通)
(花押山)

鳴津近江守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七六號文書ト同文ナリ〕

281 「公上」〔此書近江守忠勝譜中ニ在リ〕

「雖未申付候、以書次令啓候、抑御家門御事吳于他御由緒候處、御無音實背御本意候、定而聞召及候哉、公

方樣御祝言之事被遂其節、既去三月 若公樣御誕生

候、天下安基御家門殊御大慶候、自然相應之儀可申入、

隨分不可存疎意候、然而依數年都鄙亂逆、御家領等非

分族押妨候、言語道斷候、如意者可及御斷絕候條、口

惜次第ニ候、此砌以舊好之儀、被成御馳走被扶助申候

者、公私所仰候、此等趣態可被差下御使節之由、御有

増候、不^知案内之間延引之刻、九澤軒下國之由候間、雖

被致故障候、種々被仰被言傳御書候、并花月五十首御

筆、同從禪閣御書短册十首御筆、乍御憚被下候由、得

其意可申旨候、猶彼軒可被演說之、可得御意候、恐惶

謹言、

卯月廿七日(英)
(花押116)

謹上 鳴津近江守殿
御館

進藤筑後守

謹上 鳴津近江守殿
御館 長美

〔雖比與候短尺書進之候〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七七號文書ト同文ナリ〕

雖比與候短尺書進之候、

「久不申通無念之〔到〕候、抑一亂以來不辨之儀過推察候、舊好異于他事候間、此時一段預合力候者、可爲喜悅候、猶九澤軒可被申候、每事可然樣頼入候也、狀如件、

卯月廿七日 尙通御花押

嶋津又六郎殿 (忠盛)

283 「依無差題目不申通背本意候、抑一亂以來不辨之儀過

推察候、舊好異于他子細候之間、此時一段預合力候者、可爲祝着候、併芳助頼入候、猶九澤軒可有演說候、諸事期後信候也、狀如件、

卯月廿七日 判 (近衛尙通 御親父近衛殿様也、但御判計也、)

嶋津豊後守殿

284 「以幸便令啓候、久御無言實被背御本意候、定而聞召及

候哉、公方様御祝言之事被遂其節、去三月若公(稱方)様

御誕生候、天下(本)基御家門殊御大慶候、自然相應之儀

者被申入、聊不可存疎遠候、抑數年都鄙念劇御家門領等不慮相違候、言語道斷候、如今者忽可及御斷絕候、歎入候、御由緒吳于他御事候、此時涯分被廻御計略被合力申(者)、公私所仰候、此等之次第態可被差下御使節御有増候折節、九澤軒下國候之條、雖被堅辭之被言傳御書候キ、短尺御筆同禪閣御書短尺十首御筆、乍御憚被下候由得其意可申旨候、可得御意候、恐惶謹言、

卯月廿七日 長英判

謹上 嶋津豊後守殿 (眞付 御領) 進藤筑後守

285 「好便之條令啓候、抑國中無事之由、尤珍重之吳于他由

緒之儀候之條、別而可申通之處、無言無心元候、仍此短册惡筆雖其憚多候、書進之候、將又以九澤軒申候儀、馳走憑入候、巨細猶長英朝臣可申候也、狀如件、

四月廿七日 判 (近衛殿)

嶋津豊後守殿

(本文書ハ二五六號文書ト同文ニツキ省略ス)

『○』木姓 (朱)
 白兔毛 []
 アヲケ [ロクシ]

『○』火姓 (朱)
 黄騎毛 []
 カケ [クワリウ]

『○』土姓 (朱)
 猿毛 [エン]
 サルケ [ウンシヤク]

『○』金姓 (朱)
 赤驥毛 [セキキ]
 カワラケ [キキヨ]

『○』水姓 (朱)
 盜驪毛 [タウレイ]
 ニケ [リ]

「川上十郎左衛門尉殿御本自筆ニ書付給也」

(本文書ハ二五九號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ二六〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ二六一號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ二二五號文書ト同文ニツキ省略ス)

有馬丹波哀成哉、うりつるの枝にたゑかたき言の葉と
 もなれり、世にありし時ハつかふるに道を一ツにして
 二ツ心なかりけれハ、事君能致其身といへる古語を、
 歌の上にして六首をつらね手向ぬれと、猶残り有り候
 半も限りとそなりけらし、

事 しらま弓矢竹の一筋に、弥陀の教も二ツあらしな
 君 雲となりけふかと消し鳥邊野之草葉も茂る露なミた
 哉

能 後の世をてらす誠の灯に向ハム法の花もひらけん
 致 散つくす花の梢の時鳥忍ふに絶ぬ鳴音ならまし

其 苔のした向ふもうらめし哀れ世にいつゝの十ハ夢か

現か

身 白雲のはるゝ眞如の月や日にめぐりて絶ぬ光とをし

れ

右有馬丹波重純、初名次右衛門死去之節

家久公より被下候御詠歌也、

(本文書ハ「舊記雜錄後編四」一三九二號文書参照)

293

(本文書ハ二四號文書ト同文ニツキ省略ス)

294

覺

一 御普請之事、

一 篋きり之事、

一 たのもそや之事付竹尻之事、

一 板城戸之事付城を山^{〔近敷〕}切ましき事、

一 諸口番衆きはしはき之事、

一 弓・鐵炮之事、

295

別錄

白銀五千兩

綿 五百把

右所被遺於中山王者也、

十月廿六日

右返翰并目錄林道春案之御書者大橋長左衛門

以上

七月廿八日

桃山權左衛門(花押75)

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」八一六號文書参照)

296 八月二日之御狀令披見候、然者御茶入之御禮彼是種子嶋

御藏入四千石餘御拜領候爲御禮、西村越前方被爲差下

候、念比^ニ上聞仕、一段御機嫌之儀共^ニ御座候、殊更到

拙者御銀子壹枚預過分^{〔本のまゝ〕}至極^ニ候、猶越前方可被申達候、

恐^ニ謹言、

鎌田出雲守判

山田民部少輔判

彈正太弼判

新納仲左衛門尉殿
御宿所

九月廿七日

(島津)
下野守

久元判

種子嶋左近太夫殿

人々御中

298 古肝付彈正忠武勇無其隱候、其跡可有取立候、家中之前

田代^⑩之戰功無比類候、爲其忠直召出、高四拾石所宛

行之狀如件、

年號月日欠

義久御判

前田久右衛門との

297 去年於國分下馬出合之儀、江戸へ達 上聞候、本田藏

人・二階堂傳右衛門尉・是枝長左衛門・筆者田口七兵衛

尉・落合甚兵衛尉、此五人之儀者、知行屋敷被沒所、深

々敷寺領可被仰下候由御座候、下馬始仕候御中間隼人、

二番九郎兵衛尉、國分衆刀を以石をたゝき候藏右衛門

尉、此三人事者、可被行死罪之旨、右今度以市來八左衛

門被仰下候、此等之趣御披露尤候、恐^ニ謹言、

三月廿五日

三原左衛門佐判

299 態令啓^⑪候、仍從當山御分國中至諸且方、兩季捧御祈

禱候之^⑫處、年中一度可罷下之由被^⑬仰出候之趣、令承

〔右義久公御譜中ニ有之也、右文書難信故、正徳二年夏右正文取寄、於御記録所致一覽候處、究而妄作別條無之旨、市來安右衛門・川上平右衛門於二名見究也〕

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」七九六號文書ト同文ナリ)

知候、雖然、山上窮惱◎之候條、爲新御寄進被成◎關字御分

別、二度下向◎之候◎御取合様奉頼候、此謂去年秋月種實公雖御

裁判候、不落着之條、以使僧致歎◎訴候、偏被對御神慮、

於被成御納得者、弥御武運長久之基候、猶巨細彼學琳坊

可申達之條、不◎能書載候、恐々謹言、

三月十四日 政所坊 連長

伊集院右衛門太夫殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

本田下野守殿

明照坊

花藏院

福壽坊

堯榮

堯秀

參御宿所

彦山衆徒中

▽◎ 伊集院右衛門大夫殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

連長

本田下野守殿 參御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一三〇號文書ト同文ナリ)

300 彦山一年兩季下向懇望時 案文 御返書

就年中兩季下向之儀、御使僧殊秋月種實別而入魂之荷

擔、更難默止之條、改先規任惘望候、被准此等之旨、滿山

各無◎怠慢祈念之儀所希候◎ナシ(也)、猶忠棟可申達候、以上、

七月十七日

彦山 政所坊

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一五〇號文書ト同文ナリ)

▽◎ 御返札

301 今度陣中之大將役兩人江被仰付候、其上談合衆六人被召

加候間、何事も此方へ不及被得御意可申調候由、以兒玉

筑後守被仰出候、甲斐掃部介、有馬左近將監江申合候間、

可被聞召達候、恐惶謹言、

正月九日

豐後守殿

(用上) 久國

下野守殿
人々御中

302 「入來東郷兵右衛門所藏」

入來東郷兵右衛門所藏

忠隆公御代 座敷

鹿兒嶋へ澁谷參上之時

主居

中居

客居

入來院又五郎

東郷弥次郎

伊地知周防入道

桃山藝州入道長久

高城秋月

那答院又次郎重武

伊地知縫殿助

高城珠全

303 「正文在新納氏」

本田因幡守

新納殿 「上卷ノ書様如此也、無禮紙ニ上卷はかり也」
伊地知周防守

人々御中

兼親

若殿様初而以書狀被仰通候之條、千秋萬歲候、仍御太
刀一腰・馬一疋御進覽候、就如此之御禮等御參上之事
者、年内無餘日候、殊御佳事之一段候之間、御返札簡
要候、此之由宜預御披露候、恐々謹言、

十二月十三日

兼親

重貞

新納殿

人々御中

304 「正文在新納氏」

誠今年之御慶、以面拜雖申事舊候、猶以不可有盡期候、
玆幸々々、抑去年以來長々御在陣申長爲御滞留、取分御
辛勞之事、于今申居候、其謂本田方可被申入候、於私每
度御懇之御意、特此御音信千萬之畏入候、兼又屋形様御
氣分悉御平愈候、雖然土用中候つる、閣萬事御養性候、
愚拙迄御音問之通致披露候、御悅喜候、此等之通可得御
意候、慶事尙期後喜候、恐々謹言、

卯月五日

(村田)
肥前守經安(花押)

謹上 新納殿
人々御中

305 「正文在新納氏」

如仰連々可申通候之處、海路依不輒候、乍存無音罷過候、御懇之御芳問祝着存候、仍彼使僧相州江越山候條々承候、畏入候、巨細之趣此御使僧へ令申候間、閣筆候、恐々謹言、

極月七日

(喜入)
忠譽(花押91)

新納殿

御返報

攝津介

新納殿

御返報

忠譽

(本文書ハ、「舊記雜錄前編」二二三三八號文書ト同文ナリ)

306 「正文在新納氏」

已前預御使僧候、祝着不少候、如此之御禮可申之由存候

之刻、今又御音問誠御頼母敷候、仍庄内城拵番衆等申付候、又豊後之時義就風聞委細承候、快然候、爰元年行可申候條、不能重言候、恐々謹言、

五月十四日

祐商(花押47)

新納殿

伊東

新納殿

祐商

307 就亂劇不可然之儀、從義與樣預御使僧候、誠以恐悅不少

候、爰元之時義傳芳院委曲御存知候條、定可被達候歟、然者不能重言候、以此旨可預御披露候、恐々謹言、

二月十六日

近江守忠勝

謹上 杉三河守殿

嶋津

謹上 杉三河守殿

近江守忠勝

近代者不通罷過候、所存之外候、於自今以後者如前代可
申入覺悟候、預御執持候者、可爲本望候、仍厚板一端青
地進之候、恐々謹言、

霜月廿三日

忠勝在判

本庄殿

御宿所

新納

本庄殿

御宿所

忠勝

如仰此方就祭禮與風存立候、被聞召付、御音書令祝着
候、就中妻候者御意見申候、御落髮思被留候之由、悅可
申候、仍我等古鳥屋繫立候、鷹者未渡候之由申候、可爲
此比候哉、御待察存候、御鷹床敷申爲候、古物者用ニ難
立候、鷹之所望可申候、笑敷候、恐々謹言、

八月廿四日

(鳥津) 忠朝(花押122)

豊後守

新納殿

御返報

忠朝

態令啓達候、抑爲嘉例、御祈禱卷數并牛王寶印令進獻
候、御祈念御事者、増々御嘉連長久精誠不可有怠慢之儀
候、依遠方連々無音、聊非疎略之儀候、委曲使僧可申述
候間省略候、恐惶謹言、

拾一月吉日

信梁(花押180)

新納殿

參人々御中

彦山 政所坊

新納殿

參人々御中

信梁

又安千代殿可被懸御意之由候、櫛間一夜留に可被通之條無曲候、

御音問之趣、令祝着候、仍當所神事之笠懸可有御覽之由承候、親之着時より恒例までニ仕候間、更々御見物有へき事不可有之候、每事迷惑此事候、恐々謹言、

十月卅日

忠朝(花押112)

新納殿

御返報

豐後守

新納殿

御返報

忠朝

312 「正文在新納氏」

如仰前日者罷越懸御目候事、于今申居候、仍小笠懸爲御見物可有御越由示承候、如何ニ存候、可有御覽非儀候、本田方昨日被着候、巨細者豐州可被申候間、不能詳候、恐々謹言、

十月廿日

(島津)
忠廣(花押134)

新納近江守殿

御返報

近江守殿

御返報

右馬頭

忠廣

313 當年之御慶萬幸不易々、不可有其期候、仍而依通路存無

音打過候、其表弓箭不慮ニ成行候由其聞候、無是非候、

前々者細々申承候之條、用便書候、仍表革三枚七領形聊

表空書計候、猶妙法寺可進候、恐々謹言、

二月十四日

「相良」
長唯(花押112)

新納殿

御宿所

314 「正文在新納氏」

進上

御太刀

一腰白

御鎧

一領白糸

御弓征矢

御馬

以上

一疋 轆毛印雀
目結御鞍置 (舊)

新納近江入道

忠勝
〔法名タルヘシ〕

315 進上

御太刀

御馬

以上

一腰 友成

一疋 栗毛印
二遠鷹

新納近江入道

忠勝